

※ E の浄土宗寺院以外は浄土真宗寺院

図30 江戸時代普請願書の描法変遷

寺有之様=被聞召、是又沙汰之思召候、届無之御停止之作事仕候分者、早々取扱可被申候、若隠置、御吟味之上相知候ハゝ、規度越度可被仰付候、且又子細有之候者御本寺へ被願出、御免之上=作事可有之候」

とあり、幕法の許可とは別に本山の許可を必要としたのである。これらの法度をすべて守れば、住宅と変わらないものとなる。近世在郷の一般末寺では宗派を問わず住宅風の寺院本堂が多いのはこのような法度にあったのである。真宗では以後享保6（1721）年には格式による規定を行なっているが、延享3（1746）年には内容によっては「寺格之高下=不拘、願出候ハゝ御免」とした。それにも本山の許可を得るために費用を要したから、寺院の経済力、村の経済的発展が深くかかわることになる。例えば奈良（茨木市）の明教寺の記録によると、四本柱の免許に白銀四枚、前卓の免許に白銀二枚を要した。

なお願書記載絵図の描き方は、大工組の区別なく基本的には図30のように元禄・宝永頃ではほぼ平面形式が捉えられる描き方で柱や屋根も複線で描かれている。享保頃になるとこれが崩れはじめるものの、この傾向はほぼ元文頃まで踏襲されるが、以後は例外はあっても中に「龜絵図」と記したものがあるようすに単に矩形の形に柱を印しただけで、半間柱間は隅にもっていくと云う記載寸法の間数合わせの描き方となり、普請願書は差図も形式化する。元禄5（1692）年の寺社改帳では仏堂でも規模の寸法に一尺五寸といった端数がみられるが、元文頃以降の改帳では半間といった単位で端数はみられなくなることとも軌を一にする。

なお図30のGの場合は、庇に隅柱を入れると内部に取り込むことになるのでこれを外し、しかも四方庇はだめだからG'のように隅を欠き取る形に描くように指示していることは、建築規制と差図上の整合が意図されていたことを如実に物語る（実際の建築は異なっていた）。

註

- 1) 光井 渉「寺院建築に対する梁間の規制について」『建築史学』第22号 1994
- 2) 小山家文書（藤井寺市）
- 3) 註1
- 4) 上田家文書
- 5) 註1
- 6) 『真宗史料集成』第1巻
- 7) 註6

第6節 普請願書と建築

普請願書の記載内容と実際の建物の関係はどのようなものであったろうか。この地方には先に述べたように寺社の普請願書が多数残っているだけではなく、その願書によって普請された寺社の遺構もあって、願書と実際とを照合することが可能である。

これまでの研究を加えると、願書と実際との間には次の三つの場合に大別される。

- ①願書の記載通りの作事
- ②願書とはまったく異なる作事
- ③願書と一致しない部分もあるが、法度を意識していることが認められる作事

規定を順法すれば当然①となるが、実際は③の場合が一般で、特に時代が新しくなるにつれて増加する。これは先に述べたように、法度を完全に守れば寺院としての体裁がとれないことにあったといえよ

う。

②は当時としては起こり得ないようだがまったく無かったわけではない。四足門の修復として願い出ながら実際は棟門を建築した例があげられる。このように願書とは完全に異なる建築をおこなった訳ではないが、今回の調査地区大岩の八幡神社本殿は普請願書を提出したときには既に棟上はすんでいたし、大工は願書の請負大工とは異なっていた上に京都伏見の大工であったのである。

願書の請負大工と実際の大工が異なる例は佐保の教恩寺も挙げられる。普請願書の請負大工は同村の権左衛門であったが、棟札に記された大工は大上三治郎である。三治郎は「当村馬場生」とあるから当村生れであったことが知られるが、三治郎の名は他村の寺社・民家の普請願書にも現われないところからすると、福井組以外の大工であったことになろう。また奈良（茨木市）の明教寺では、安永2（1773）年の普請願書（再建願い）の大工名は同村の市兵衛であるが¹⁾、同9（1780）年の棟札には木匠として市兵衛の他に吹田村の喜兵衛の名が見える。喜兵衛は岸辺大工組の大工であった。

江戸後期になると素人大工や他村の大工の出入りについての争いが頻発するが、普請願書を出しながら記載大工と実際の大工が異なることのあったことが知られたことは、記載内容の問題とともに大工組による対応の相違、あるいは願書そのものについての問題を提起する。

註

1) 上田家文書

第7節 社寺建築と大工の動き（図31）

この地方一帯の大工を統括していたのは福井大工組で、福井に居住した吉左衛門が組頭を世襲した。現代の上田 重一家である。国大工組吉左衛門組は江戸初期における京都を中心とする御用作事にはすべて参加しており、相当の技術を保持していた大工組織であった。この吉左衛門組は地域別小組の五人組が編成されていたが、宝永7（1710）年の改編によって成立した福井組もこれを継承し、福井・佐保・茨木の3組の五人組に編成され、のち茨木組は2組に分かれた¹⁾。

宝永7（1710）年の「寺社願手形帳²⁾」は宝永7（1710）～安永元（1772）年までに提出された普請願書を、寺社名と所在村、大工名と居村を年月順に集約したものであり、そのうちの大半は普請願書が残されている。これを居村別、大工別に一覧したのが付表で、大工の動きを示すと図31-2・3となる。図31-2は元禄4（1691）年から安永元（1772）年まで、図31-3はその後慶応2（1866）年までのものである。ただし自村での活動は示していない。

この図で解るように、他村での活動は言うまでもなく本拠の福井村の大工であるが、安永までは主として南方面で活動し、次いで清水村大工による福井村大工の活動領域をこえた東への活動が目立つ。一方、茨木村大工は一部遠隔地もあるが、南の近辺に限定されている。これが安永以後になると、福井村大工は南の近辺となり、茨木村大工は逆に福井や清水村大工が活動していた北近辺に集中する傾向がよみとれる。なお大工の動きは寺社の場合と民家の場合はいさか異なるようでもあるが（寺社の大工は民家も手がけており、寺社だけを専門とするいわゆる官大工はいなかつたらしい）、このような動き方の違いの理由は今のところ明らかに出来ず今後の検討にまちたい。

調査対象地区の範囲でみると、車作、生保は自村の大工が行い、大門寺は大岩大工、桑原には安威大

工が入っている。安威では自村のほか、近隣での活動もみられる。これら大工の活動は当然建築の形態に影響を与えたと考えられるが（先に挙げた、淨雲寺（淨土宗）と高雲寺（曹洞宗）の庫裏部分における同一手法はこのことを物語るように思われるが）、今のところこの点は明らかでない。

註

- 1) 摂津国大工組吉左衛門組、摂津大工組福井組に関しては以下の川上 貢氏の諸論に詳しい。
「摂津国大工組吉左衛門組について」日本建築学会論文報告集第244号1976年6月
「摂津国大工組吉左衛門組の解体と五人組大工組の成立」日本建築学会論文報告集第245号1976年7月
「摂津国鴨下郡福井大工組について」日本建築学会論文報告集第252号1977年2月
「摂津国近世大工組文書目録」京都大学工学部建築学教室建築史研究室1978年3月
- 2) 上田家文書

第8節 各 論

第1項 車作地区

(1) 法林寺 淨土真宗本願寺派 旧小字乾 (図32・33 写真1~3)
法林寺は南木山と号す。寺伝によれば、当地の住人浄教が本願寺の證如上人の直弟子となり大永2(1522)年4月に信徒の協力によって創建したと伝えるが、今のところそのことを示す史料は見当らない。元は真言宗の寺であったと云う。

現本堂は後に述べるように寛政12(1800)年から享和3(1803)年頃までに再建されたものであるが、寛政までの本堂は桁行8間、梁行4間半で、山間の真宗寺院としては規模の大きい方であった。「摂州十二日講」の寛政元(1789)年掛銭帳によると、当寺の持株は最高の0.67(他寺は0.5以下)で、掛銭高も四番目に高い1貫872文であったことが知られる¹⁾。

寺は車作集落のはば中央の西側山腹に集落を見下す形で位置する。現在では、集落を避けて西側山腹に新設された道路によって旧寺地の一角が斜めに削り取られて本堂前は著しく狭まった。道路沿いには高い石垣が築かれることとなり寺觀は一変した。西端寄りに位置する寺門は元は本堂寄りにあって、参道は下方の集落内の旧道に統一していた。なお、境内の西に皇大神宮の境内が地続にあり、かつては皇大神宮と宮寺の関係にあったことを偲ばせる。

本堂は西南を正面とし、境内の西北隅に配され、その東側後端に庫裏、その東に鐘堂が建つ。江戸時代の建物は鐘堂と本堂のみである。

鐘堂 基壇上に建ち切妻造棟瓦葺の屋根をかけた4本柱の型通りの建物で、丸柱を内転びに立て、腰貫・飛貫・木鼻付き頭貫で固め、台輪を入れる。組物は大斗肘木で、中備は平側を大斗肘木、妻側を幕股とする。妻は虹梁幕股。垂木は一軒半繁垂木。

当寺における鐘堂の建立は宝曆13(1763)年の願い出が最初で²⁾、規模・形式は現在同様のものであった。しかし現在の鐘堂はその後の再建になるもので、木鼻・幕股の絵様から19世紀初頭頃と考えられる。本堂 桁行7間、梁行6間、屋根入母屋造棟瓦葺で、正面に1間(実長2間)の向拝を設ける。向拝柱は几帳面取角柱で礎盤上に建ち、木鼻付き虹梁形頭貫で繋ぎ、宍肘木付き三斗に手挟を組み込み、中備に幕股を入れる。

主屋は正面及び両側面前半に1間の吹き放し広縁を廻し、縁柱上に綾様肘木を組む他は組物を用いな

い。これに対し妻飾りは虹梁大瓶束形式とするが、大瓶束には笈形を付け、虹梁下には蔓股を置き、外観では妻面を最も飾っている。軒は一軒半繁垂木。

内部は桁行5間、梁行3.5間を外陣とし、奥中央の間口3間、奥行3間を内陣、その両脇間口1間を余間とする。広縁後半左手はさらに庇を取り込んで8疊の座敷を設け、右手は庫裏に取り込まれる。

外陣内には中柱を立てず、天井は棹縁天井とし、内外陣境通りを除いては組物を一切用いない簡素で古風な扱いとする。しかし側回りの柱配置は、正面中央柱間を2間、両脇柱間を1.5間に広げた三柱間に割り付け、側面は内外陣境から1間を座敷あるいは庫裏への出入り口とし、残り2.5間を二つ割りとする新しい時代の柱割り方式を取る。

内陣・余間は床を一段高めた上段とし、外陣境には地長押・内法長押・虹梁形頭貫を通し、内法長押は内陣中央柱間のみ一段高く打つ。内法長押と頭貫間に彫刻欄間を入れて飾る。欄間彫刻は内陣部は中央が牡丹、左右唐獅子牡丹、余間部は鳳凰とする。柱頂には木鼻・実肘木付き平三斗を組み、中備に雲蔓股を入れる。

内陣は後寄りに円柱の来迎柱を立て、権宗様仏壇を据える。来迎柱には木鼻付き頭貫・台輪を渡し、組物は実肘木付き三斗とする。仏壇柱上にも実肘木付き三斗を組み、落し掛けを虹梁形に造り、中備に雲蔓股を入れる。天井は棹縁天井。余間仏壇の落し架けも虹梁形とし、小壁には飛天を画く。柱上組物は舟肘木とし、棹縁天井を張る。

後半の側背部が改造されているが、他は旧態を止める。建築年代は、鬼瓦に「享和三（1803）歳二月芥川村瓦師」の銘を有し、木鼻・蔓股などの絵様からもこの頃のものとしてよい。この建立にあたっては、前身堂の柱の一部を再用して再建されたものであることが内陣背後の仏壇廻りの柱に残る樋・鴨居・壁貫・壁小舞の仕口痕跡から知られる。

この建立は寛政12（1800）年の普請願により再建されたものであった¹⁰。願書によると、それまでの本堂は桁行八間、梁行四間半の蘆葦建物であったことが知られる。願書ではこの桁行を五間に縮め、左右（桁行）には一間の庇、前面には五尺の庇、背面には桁行七間、梁行一間半の物置新設し、瓦葺にしたいとしている。差図は平入形式に描き、身舎部分の桁行は実質八間の寸法をとりながら五柱間に割り付けて記載間数に合わせている。梁行については記載が四間半なのに等間の四柱間とするが、両脇庇一間と前面五尺の庇および沓脱雨覆（向拝）の出五尺は比率的に適合して描かれている。つまり間数的には記載間数に合致することになる。

ところでこれを現堂と比較すると、現堂の外陣間口（身舎の桁行）は実長5間を三柱間に割り付けており、実長が記載間数と合致することになる。それに記載のとおり1間の庇が加わる。ただし表の庇5尺は1間となり、雨覆（向拝）の出五尺は7.5尺に広げられている。一方梁行の4.5間は内陣内1間の位置となる。これに物置とある梁行1.5間を加えると丁度仏壇前通りとなり、1間の庇が背面に廻ると現在の規模に合致することになる。つまり別建物として差図に描かれた物置は実際は本堂に加えられるべきものであったのである。この種の願書はよく見いだされるので、3間と云う梁行規制へ対応の記載方法であったことが知られる。普請願書と実情の乖離をここにみることができよう。

なお今一つ問題なのは、現堂は平入形式であるが、記載内容からいって前身堂は妻入形式であったと考えられる点である。一般末寺の場合、妻入形式であれば梁行4.5間のものも存在し、桁行8間はなんら問題なく、その規模の遺構は多数存在する。しかしこの桁行規模の平入本堂ともなれば御坊クラスに近い格の高い寺院本堂となる。また草葺であったことからしても、当寺の前身堂が平入ではなかったこ

とを示し、妻入から平入に転換するために桁行を3間縮めた形として願い出たのである。桁行を縮めたとはいえ、結果的には旧規模より梁行はさらに拡大したことになる。

また現本堂には正面に2間に1.5間の向拝を設けながら、向拝（御拝）の設置が幕府あるいは本山で規制されているため、願書では「雨天之節參詣人難渋仕候付、右庇之前踏脱之処」、横式間之間五尺之雨覆」としている。しかも出は5尺とあるのに実際は7.5尺にし、組物・手挟・棗股を用いて向拝としての形式を整えている。願書では彫物・組物などの結構な作事は一切しないとしながらも、尤も目立つ妻飾部分にさえ、この期のものとしては華やかに飾っており、規制に対する対応の一端をここにもみることができる。

註

- 1) 日野照正『摂津国真宗開展史』1986
- 2) 上田家文書

乍恐以口上書奉願上候

一永井飛驒守殿領分攝州嶺下郡車作村法林寺淨土真宗西本願寺末寺御座候然處此度法林寺境内釣鐘仕度由中候施主人御座候付乍恐御願中上候尤約鐘並渡、式尺五寸仕京都三条釜座鉄物等相調釣鐘堂九尺四方高、巻丈式尺四、柱建屋根瓦葺新建仕度奉存候尤御法度之彫物組物等結構成作事毛頭不仕候則給因差因為致大工加判差上申候

右奉願上候通被為仰付被下置候也

(絵図略)

寶曆十三年未十月

車作村

法林寺(印)

看坊

智運(花押)

同村庄屋

五兵衛(印)

同村年寄

忠右衛門(印)

同村大工

八郎兵衛(印)

□□□橋三丁目

□屋

源左衛門(印)

御奉行様

右之通相違無御座候付奥印仕候

永井飛驒守内

□村九助(印)

- 3) 上田家文書

乍恐書付を以奉願上候

永井日向守殿領分

攝州嶺下郡車作村

西本願寺下

法林寺

一當寺境内東西拾五間南北拾六間半御年貢地、本堂梁行四間半桁行八間屋根簷葺有來候処及大破候付朽損之柱等雖足尤桁行八間之内三間取輪五間仕屋根瓦葺新建修復仕度奉存候

一右本堂之前通五尺之庇屋根瓦葺新建仕度且雨天之節參詣人難渋仕候付右庇之前踏脱之処武間之間五尺之雨覆屋根瓦葺新建仕度奉存候

但右雨覆之儀御拝作者無御座候

一同左右、老間之下屋根瓦葺新建仕度奉存候

一右本堂之後方、梁行老間半桁行七間之物置屋根瓦葺新建仕度奉存候

右之通奉願上候尤御法度之組物彫物其外結構之作事一切不仕則危絶因差団仕大工加判為仕奉願上候願之通御許容被成下候ハシ難有可奉存候

(繪図略)

寛政十二(1800)年中十月五日

法林寺 印

看住

恵倫 印

右村庄屋

権内 印

同 年寄

藤藏 印

大工

五郎助 印

御奉行様

右之通相違無御座候付奥印仕候以上

永井日向守内

宮本津太夫 印

前書通奉願上候尤御許容被成下候間大坂大工年寄方へ證手形御差出可被下候以上

庄屋

烟中権内 (印)

年寄

藤 藏 (印)

大工

五郎助 (印)

福井組組頭

吉右衛門殿

(2) 皇大神宮

旧小字百瀬 (図34~36 写真4~10)

皇大神宮は法林寺の西に隣接し、法林寺同様西南を正面とする。参道はやはり新道で分断されるが、下方の村道との間には石段を残し、登り口に石造鳥居が建つ。新道沿いには空地が設けられ、さらに石段を上がって本殿に達する。覆屋内には天照大神を主神として相殿に宇賀御魂神・布留魂命を祀る皇大神宮の本殿を中心とし、向って左右には字板屋から移築し皇大神宮に合祀された八所神社本殿（祭神は応神天皇を主神とし、相殿に加茂別雷神・大山祇命・天兒屋根命・大山作命・底筒男命・中筒男命・表筒男命を祀る）、字清水から移築した素盞鳴命神社本殿（祭神は素盞烏尊）が並び建つ。覆屋のすぐ前には参道の石段に跨がって拝殿が設けられている。

なお、覆屋の前面左右には「宝永六(1709)己丑年十一月七日」、「宝曆九(1759)卯十月日」、「延宝二(1674)年」銘の燈籠3基が残る。

拝殿 桁行柱間6間(6.8m)、梁行柱間2間(2.8m)、屋根入母屋造、棟瓦葺で中央柱間を石段の馬道とする。左側面のみを壁とし、正面および右側面は腰壁（土壁）、馬道側には手摺構え、本殿側は吹き放しとした床張りで、棹縁天井を張る。軒は一軒疎垂木。

壁を左側面にのみ設けたのは、左手には山が迫るのに対して正面および右手は眺望が開けることになったものと考えられる。建築年代を知る史料はないが、部材からみて大正か昭和初期の建築であろう。

覆屋 桁行6間、梁行2.5間、屋根切妻造、棟瓦葺の建物で近年に再建されたものである。中央本殿が大きいので、中央部のみ背面を半間張り出している。

皇大神宮本殿 覆屋内の中央に位置し三殿の中で最も大きい。本殿は浜床を設けた一間社流造、千鳥破風付き檜皮葺の社殿が基壇上に建つ。

庇柱は面取角柱で、木鼻（像鼻）付き虹梁形頭貫を渡し柱頂に実肘木付き連三斗を組み、中備に蓑股を入れ、身舎とは海老虹梁で繋ぐ。身舎の正・側三方に縁高欄を回廻し、縁後端に脇障子を構え、正面に木階を据える。身舎柱円柱。縁長押・内法長押・木鼻付き頭貫を廻し、実肘木付き三斗を組む。中備は正面にのみ蓑股を入れ、妻飾りは虹梁大瓶束とする。軒は二軒繁垂木。破風拝みに蕉懸魚を吊す。正面柱間には格子戸4枚を引き違いに入れ、他の三方は横板壁とする。内部は未見。

建築年代は明らかでないが、江戸前期のものと思われる。ただし、浜縁・庇柱・虹梁形頭貫・庇蓑股・木階・縁高欄・脇障子が後補であるのが惜しまれる。

素盞鳴命神社本殿 同じ覆屋に向って左手に位置する。本殿は一間社流造、檜皮葺の小規模社殿で基壇上に建ち、浜縁は身舎側面まで廻す。庇柱は面取角柱で木鼻付き虹梁形頭貫を架け柱頂に実肘木付き三斗を置き手挾を組む。中備蓑股。身舎の正側面三方に縁高欄を廻し、脇障子を構え、正面に木階五級を据える。高欄親柱は凝宝珠を造り出すが、高欄の高さに比して親柱は異様に高い。

身舎柱円柱。縁長押・内法長押・木鼻付き頭貫で固め、実肘木付き三斗を組み四方とも中備に蓑股を入れる。妻は虹梁大瓶束とし、懸魚は蕉懸魚。軒は一軒半繁垂木。正面は格子の開き戸とし、他の三面は横板張り。江戸後期のものであろう。

八所神社本殿 同じく覆屋内の向って右手に位置する八所神社本殿は基壇上に建ち、正面に千鳥破風と向拝を設けた入母屋造柿葺平入の一間社で、北摂では珍しい形式とする小社殿である。棟には置千木・勝男木を置く。向拝柱は几帳面取角柱で木鼻（猿鼻）付き頭貫を架け、柱上に皿斗を置いて実肘木付きの三斗を組み、中備に蓑股を入れ、身舎とは海老虹梁で繋ぐ。海老虹梁の先端も獣鼻に作る。

身舎の正側面三面に縁高欄を廻し、脇障子を構え、正面に木階五級を据える。身舎柱円柱。縁長押・内法長押・木鼻付き頭貫を廻し台輪を入れ、実肘木付き三斗を組む。中備はない。軒は二軒繁垂木。側面妻は木連格子とするが正面の千鳥破風妻には雲の彫刻を充填して飾り、先の二本殿に比べて装飾性に富む。懸魚は蕉懸魚。正面扉は格子戸の開き戸構えとする。

建築年代は不明であるが、木鼻・蓑股などの絵様からみて明治期の建築であろう。

第2項 大岩地区

(1) 円福寺 浄土真宗（単立） 旧字中の谷 （図37・38 写真11～13）

大巖山円福寺と称する。もとは真宗大谷派に属していたが、現在は単立。

『大阪府全志』によれば、長門国三田尻の三田四良左衛門が米住し、万治3（1660）年に良如上人の直弟子となって祐意の法名を賜り、有志と協力して創立したと云う。しかし創建に関する史料は見当らず、明治期とみられる寺蔵文書では創立年次を不明として文化年中（1804～17）の住職であった大雲を中心としている。

ところで、本堂のすぐ右手の石段を昇った山腹に大歳神社が鎮座する。大歳神社については、仁治2（1241）年11月の「忍頂寺寺辺村所当米散用状」（仁和寺文書）に寺辺村の除田として「四ヶ大歳田二段半」が見える。大歳神社と円福寺は宮寺の関係にあったとみられ、円福寺は古くは真宗寺院の寺であったものであろう。『大阪府全志』に云う万治3年祐意創立は真宗寺院としての再興をさすものと考えられる。

「寺院什宝物明細帳」（年記なし）によると、延宝9（1681）年に見真大師絵像、貞享3（1686）年に聖徳太子絵像・三朝七高祖絵像の下賜を受けている。現在の本堂は構造技法から元禄頃（1688～1703）

の建立とみられるからこれら絵像の下賜に伴うものであったと考えられる。

内陣はもと後門を設けない簡素な三並び仏壇形式であった。この三並び仏壇は現在では木鼻・組物を備えた円柱の来迎柱を立て、須彌壇を据え、後門を構えた出し仏壇形式となっている。この本願寺にならった内陣の改造時期が文化頃と見られるので、おそらくこの時の住職を中興の祖としたのではなかろうか。

寺は南斜面の山腹を切り開き、石垣を築いて東西に長い境内を造成し、境内地の東南端を寺への入り口とする。本堂は境内の西端寄りに東南を正面して建ち、その西南に庫裏が建て繼がれている。本堂と境内入り口との間の南石垣寄りに茶所・太鼓楼、庫裏の南に鐘楼が配されている。門は設けられていない。茶所と太鼓楼の建立については不明であるが、鐘楼と薬医門は安永3(1774)年の普請願書によってこの時に創建されたことが知られる²⁾。

本堂 本堂は桁行7間、梁行7間半で、身舎部分（桁行5間、梁行4.5間）は屋根を入母屋造り草葺（現在鉄板葺）、周囲1間通りの庇は桟瓦葺とし、正面1間に向拝を設ける。

正面1間に吹き放しの広縁とし、間口5間、奥行3.5間を外陣、その左右1間の広縁は内部に取込む。外陣背面中央の間口3間、奥行3間を内陣、その左右に間口1間、奥行2間の余間および落ち間を設けている。

向拝は几帳面取角柱を礎盤上に立て直接桁を受ける。桁は両端の一部下半を切り欠き縁型を施して僅かに柱頂部を飾る。吹き放しの広縁は外陣柱と柱揃えに縁柱を立て棹天井を張る。軒は一軒疊垂木。

外陣の左右の1間通りは外陣境の建具を取り払い外陣と一体としているが、右手1間通りは、外陣境の柱に風蝕がなく、現在同様に内部に取込み、外部境は下に背6.9寸（21cm）の框、内法6尺（1.82m）に鶴居を設け、障子を入れ、外に雨戸が設けられ、外陣境は引き違い障子であった。これに対し左手1間通りは元は正面同様の吹き放しの広縁で、外陣境は表寄り1.5間は建具3枚の引き違い（腰高障子であろう）、奥二柱間は板戸2枚（舞良戸か）、障子1枚が装置されていたものである。正面広縁境は当初も現在同様に建具（舞良戸か）で間仕切られていたが、これは右手と正面観を揃えるためであったとみられる。

このような時代の古さのわりに縁の左右非対照の扱いは珍しい。おそらく右手はすぐ山肌となるが左手は開けて眺望が良いことにあったろう。

この左広縁もその後に（19世紀始め頃か）後半を内部に取込み、江戸末期には現在のように腰壁を付けた雨戸構えになっていたものと思われる。外陣正面は腰高障子引き違いであったと考えられる。

外陣内には左右2本づつ4本の中柱が立ち、中柱通りに無目戸を通過して左右に三分割し、中柱間のみ上部に飛貫と小檼を設け、天井は一連の格天井（元は棹縁天井）を張る。したがって中柱間が外陣の左右に独立した障壁のように目立つという特異な空間を形成している。

内外陣境通りの内法長押は、内陣中央柱間に向って各柱間に一段ずつ高める。現在右の落ち間の内法長押は余間と同高になっているが、元は左の落ち間同様一段下がっていた。内陣は奥行が3間で後門を設けた出し仏壇形式となっている。しかし来迎柱及び脇仏壇柱は共に後補の柱であり、当初の柱である左右余間境の余間仏壇柱内側には旧仏壇框及び落し掛の痕跡があることより、復原すると内陣仏壇は余間仏壇通りに設けられていたことになる。おそらく中柱が立つ三並び仏壇であったろう。その後内陣奥行を半間広げ、余間仏壇背面通りを内陣仏壇表通りとする三並び仏壇とし、さらに半間広げ来迎柱を立てて現在のように改造したものである。現在の脇仏壇柱の後門側柱面には仏壇框・落とし掛、及び仏

壇後壁の痕跡を残す。なお余間境には3本溝の敷鶴居を残し、建具で間仕切られていたことが分かる。格天井及び床は近年の改造である。

建築年代については史料を欠くが、構造技法からみて元禄頃とみて間違ひなかろう。

ところで、当本堂の際立った特徴は外陣中柱の扱いである。中柱通りに飛貫・小壁を設けるのは江戸初期の真宗本堂に見られる古い方式であった。この場合、中柱通りは内陣余間境柱や外陣表柱と並び、飛貫・小壁は全体に通るか内陣前の矢来部分のみこれを欠く方式がとられていた。これに対し当本堂の場合は、矢来に当る部分だけでなく、外陣表柱間もこれを欠いているのである。中柱と内陣境柱が食い違うから納まりからいっても矢来部分が欠ける点は理解できるとしても、柱通りの扱う外陣表柱間もこれを抜いている。中柱は構造的な意味を有するが、外陣空間の左右分割と内陣への方向性を意識させるものであったが、中柱部分だけが独立した障壁のように極めて目立つ存在として外陣空間に特異な感覚をあたえている。

茶所・太鼓楼 柱行4間、梁行2間、屋根入母屋造、桟瓦葺で、上部に入母屋造、桟瓦葺の2間四方の太鼓楼が設けられ、本堂側を正面にして建つ。太鼓楼は境内入り口に面する東面に花頭窓を設け、西面は雨戸構えの窓とする。この下が茶所で東側に窓、西側は舞良戸・障子構えの上がり口とし、右手に土間を設ける。内部は未見。大正期のものであろう。

鐘樓 4本柱（几帳面取角柱）の型通りの鐘堂である。飛貫・木鼻付き頭貫を回し、絵様肘木を置き虹梁・桁を受ける。虹梁上に蓑般状の鰐を付けた束を入れ、大斗絵様肘木で棟木を支え、切妻造、桟瓦葺の屋根をあげる。軒は一軒疊垂木。明治期のものであろう。

註

1) 寺藏文書

龍巖山円福寺	作者不詳
本尊 阿弥陀如來	
創立 年月日不詳、以文化中住職大雲為中興之祖、大雲及檀家協力開基	
本堂 本尊安置 柱行七間	三十五坪
	梁行五間
庫裏	柱行四間
	梁行三間半 十坪
書院	柱行一間半
	梁行一間半 二坪半
鐘樓堂	柱行一間半
	梁行一間半 二坪半
但鐘高三尺四寸五分	亘二尺 安永四乙未年三月鑄造
他小建物二ヶ所	合數七坪七合五厘
開基不詳	

2) 上田家文書

上 大岩村

乍恐書付を以奉願上候

永井虎之助殿領分撰州鷲下郡

東本願寺末流同國鷲上郡

大岩村

富田村教以寺掛所

圓福寺

一當寺是迄鐘無御座候處此度施主人有之候付釣鐘堂梁行八尺武寸柱行九尺屋根瓦葺高サ老丈武尺新建仕度勿論差渡シ式尺五寸之釣鐘京三条西之東院金屋吉兵衛方調釣申度奉存候事

一是迄薬醫門無御座候處此度梁行七間半屋根瓦葺新建仕度奉存候事

右之通奉願上候尤御法度之組物彫物結構之作事一切不仕則繪図差図大工為致加印奉願候何卒願之通御許容被成下候ハ雖有可奉存候以上

(絵図略)

安永三年
午八月

圓福寺印
御裏書印
同村庄屋
小左衛門印
同村年寄
治左衛門印
同村大工
善七印

御奉行様

右之通之御願上候付写書々連申候御世話之上大坂大工年寄請書被致候問願状相納申候為念一寸口上書難。中候如件

安永三年
午ノ九月
福井大工年寄
作左衛門殿

大岩村年寄
小左衛門(印)
治左衛門(印)
大工
善七(印)

(2) 大歳神社

旧字森の岡 (写真14)

円福寺の項で述べたように、大歳神社は少なくとも13世紀前半には存在していたことが知られるといえ、創立沿革については詳らかでない。祭神は大歳大神とするが、明治24年には牛頭天王が合祀されていた¹⁾。境内には元禄3(1690)年の石鳥居、享保4(1719)年、同19(1734)年の石燈籠、文久3(1863)年の石造狛犬を残す。

本殿 本殿は覆屋内にあり、切り石基壇上に建つ、土台建ての一間社流造、檜皮葺。庇には浜縁を設け、几帳面取角柱を立て、木鼻(獣)付き虹梁型頭貫を通す。頭貫には波頭彫刻を施す。柱上に連三斗を組み、中備に龍の彫刻を入れ、身舎柱とは海老虹梁で繋ぐ。身舎柱円柱。正側三方に縁高欄を回し、見切りに脇障子を置く。木階5級。縁長押・内法長押・木鼻付き頭貫を通して、実肘木付き三斗を組み、四面とも中備に雲棗股を入れる。妻飾り虹梁大瓶束筈型付き。軒は正面は打ち越し二軒、背面は一軒繁垂木。柱間装置は正面格子戸引き違い、側背面横板壁。内部は前後に二分し、内外障板扉構え。

建立年代を示す史料を欠くが、技法からみて明治の建築であろう。江戸時代における装飾性を押さえたオーソドックな扱いから離れた動きをみせた建築である。覆屋は昭和の再建である。

註

1) 明治7(1874)年「大歳神社諸記絵図面書上写」

鎮座	字森の岡	
大歳神社		
祭神		
社殿建坪		
正殿	梁行一間半	檜皮葺
	桁行一間半	
雨覆	梁行二間半	藁葺
	桁行一間	

手洗場	梁行一間	杉皮葺
	桁行一間	
境内反別	二反九畝二十六步	税地
旧社領	無之	
氏子戸数	七十九戸	
社外鎮守社	宇間見 宮 森	梁行四尺五寸 桁行四尺五寸
		柿葺 但シ大岩村ノ内 国見ノ里ノ鎮守 (後略)
明治24(1891)年文書		
	大歳神社	
一祭神 大歳大明神		宝曆三酉年三月二十二日 作人不詳
一全 牛頭天王		全
一由緒 創立年月日不詳		
一社殿		桁行式間堂小間 梁行式間半
一境内坪数 二百坪		
一氏子 (八十三戸)		
	(後略)	

(3) 八幡神社

旧字八幡 (図39 写真15~18)

創立沿革については詳らかでない。祭神は応神天皇。明治24(1891)年文書によると御神体は鏡であった¹⁰。

神社は集落の往還道から入った小さな丘陵に石垣で造成した上壇に南面して建つ。本殿背後には古墳の羨道を思わせる石組があり、西隣の民家境の石垣はこの石組を転用したものである。なお社殿の東側には五輪塔が並び、東手前には文安3(1446)年銘の大きな五輪塔(府指定文化財)が建つなど、この地にはかつて寺院が存在していたことを示す。八幡宮はその鎮守社であったものであろう。残された寛永17(1640)年と寛保3(1743)年の二枚の棟札からも窺える¹¹。寺院はすでに江戸初期には廃絶していたようで、寛永の棟札には寺院名が見えず、勝尾寺の支配下にあったことが知られる。寛保の棟札では勝尾寺ではなく忍頂寺が道師となっているから、この頃には忍頂寺の支配下となっていた。

なお、境内に残る石造物には、宝永2(1705)年・文化10(1813)年の石燈籠、天保15(1844)年の石造狛犬、文化12(1815)年の鉄製釣燈籠がある。

境内は南北に三段に造成され、本殿はその最上段に位置する。現在の参道は西に南北に通る村道からとなるが、もとは南からの石段が参道であった。

本殿 本殿は覆屋内に建つ。覆屋は、桁行2間、梁行2間、切妻造銅板葺で昭和の再建。本殿は、土台建ての一間社流造、柿葺で、正面柱間2.6尺(78.9cm)の小規模の建物である。庇には浜縁を付けず、几帳面取角柱を立て、象鼻付き虹梁形頭貫を通し、皿斗付き連三斗を組み、中備に棗股を入れる。足元には中段長押を打ち、登高欄付き木階五級を据える。身舎柱とは海老虹梁で繋ぐ。

身舎柱円柱。切目長押、内法長押、木鼻付き頭貫を回し、出三斗を組み、中備は正側三面に棗股をいれる。妻飾りは古式な豕又首とする。軒は一軒繁垂木。棟は箱棟で両端に置千木・鬼板を飾る。

正側三面に縁高欄(組高欄)を回し、見切りに脇障子を構える。柱間は側背面は横板壁で、正面は開放する。内部は前後に二分し、内外陣界は幣軸に板扉の構えとする。

建築年代については、寛永17(1640)年と寛保3(1743)年の2枚の棟札を残すが、木鼻・棗股等の

技法からみて後者の寛保3(1743)年の建築として間違いない。

ところで、この棟札によると上棟は正月であった。一方同じ寛保3年の正月に普請願書が出されているのである³⁾。つまり、普請願書を出した時にはすでに建物の上棟は済んでいたことになる。そればかりか、願書の大工は当村の善兵衛であるのに、実際の大工は別人で、しかも京都伏見の大工であった。あるいは、当本殿は間口2.6尺(79cm)という極めて小規模のものであるから木造りして運んだのかもしれない。

ともあれ当本殿は、その絵様縁型が宝曆以後にみられるものに近く進歩的な絵様をもつ遺構といえるが、豕又首の妻飾りや幣軸構えの板扉にみられるように古式の手法を伝え、建築年代のわりには伝統的な手法を踏襲した遺構である。

註

1) 明治24(1891)年文書

一祭神	八幡大神	鏡	不詳
一由緒	創立年月不詳		
一社殿		桁行五尺	
一輪馬堂		梁行六尺	
一境内坪數	百二十坪	桁行老丈	
一共有人員	二十名	梁行六尺	
	(後略)		

2) ①寛永17(1640)年棟札

(表)

得道以来不動性自八正道□権跡勝尾寺院主法印秀栄奥之上□大工部村郡少介

奉建立八幡宮 摂州五ヶ庄 国見村于時寛永十七年二月廿日敬白

□□□□□吉□八幡大菩薩 大工者清福寺村甚介 施主國見村惣中

(裏)

天長地久皆令満足 祈所

②寛保3(1743)年棟札

(表)

丁晴寛保三癸亥年 摂州嶋下郡 國見邑

奉再建八幡宮一字社頭安仝氏子息災如意所

正月如意珠日 還宮忍貞守寿命院法印欽言氏子中

(裏)

大工伏見住

棟梁紋右衛門

3) 上田家文書

乍恐奉御願申上候口上書

一永井飛驒守様御知行所摂州嶋下郡大岩村国見氏神八幡宮御除地ニシテ境内東西十五間四方之丸武尺六寸四方御社有來候儀及破損此度修覆仕度奉存御願申上候御慈悲之上被為仰付被下候ハシ難有可奉存候以上

庄屋

平兵衛(印)

同年寄

清右衛門(印)

氏子惣代

忠左衛門(印)

同村大工

善兵衛(印)

(繪図省略)

寛保三年

亥正月

右之趣を以大坂御奉行様へ御願申上候萬一御法度相背く義御座候ハ我々罷出申候分可仕候其元へ小茂御難
かけ申間仕敷候以上

庄屋
平兵衛(印)
同年寄
清右衛門(印)
氏子惣代
忠左衛門(印)
同村大工
善兵衛(印)

福井組頭
吉左衛門殿

第3項 生保地区

(1) 諏訪神社 旧字北宮山 (図40・41 写真19~22)

神社は集落東端の山腹に位置する。境内は15m四方程度で、本殿はその中央奥の桁行1.75間、梁行2間の覆屋内に納められている。その前方に桁行3間、梁行1.5間の割拝殿が建ち、覆屋は土塀で囲まれる。覆屋と拝殿は昭和の再建である。なお元禄15(1702)年11月、寛延4(1751)年3月の灯籠、明治25(1892)年の鳥居を残す。

諏訪神社の創立沿革については詳らかでない。本殿に安置されている神像7軸のうち3軸は室町時代のものと云うから(残り4軸は安永5(1776)年作。Ⅷ. 美術工芸品部門参照)、室町時代には確実に存在していたことが知られる。祭神は建御名方神を主神とし、天児屋根命・大山祇命・速素戔烏命の三神を相殿とするが、寛文8(1668)年の正財御厨子棟札には次ぎのようある。

(表)	春日大明神	(裏)	正財御厨子 奉寄進
	諏訪大明神		寛文八戌中季
	牛頭天皇		霜月吉祥日
	山之神卅八所		大工
宗次上田處右門慰			

ところで、後に述べるように本殿の身舎正面中備の幕板には梵字が刻まれ、神仏混淆の名残を止めていることからみて、宮寺の存在が考えられる。当村の寺院としては当社の西に離れて永正4(1507)年創建の正覚寺があるが、正覚寺は淨土真宗本願寺派の寺院である。安永5(1776)年の神像厨子作成には真言宗大門寺が関わっているから、寺院があったとすれば真言宗の寺院であったと考えられる。正覚寺から約20mほど離れた東北山腹に位置する觀音堂(方一間、宝形造、桟瓦葺の小堂)が関係するのではないかろうか。但し觀音堂の地は傾斜地で他に建物の建つ余地はない。一方、当社境内の西側には地続きで広い空地が存在する。現在公園となっているので、公園として整地されたのかも知れないが、地形条件からするとこの地に別当寺があったと見られなくもない。今後の検討が必要であろう。

本殿は、間口1間、奥行1.25間、一間社春日造、柿葺、土台建ての小社殿である。庇は、几帳面取り角柱に象鼻付きの虹梁形頭貫を渡し、中備に幕板(内部彫刻は虎か)を置き、柱上に実肘木付き連三斗を組む。身舎柱とは海老虹梁で繋ぐ。浜床を設け、木階五級を据える。

身舎柱は円柱で、縁長押・内法長押・木鼻付き頭貫を廻し、柱上には実肘木付き三斗を組み、中備は四面とも蔓股を入れる。蔓股内彫刻は、正面は種子（カーン）下に宝珠を置き雲紋で埋め、右側面は牛に雲、左側面は動物（種別不明）、背面は枇杷としている。

正面柱間には格子戸を入れ、他の三方は横板張りとし、正則三方に高欄付きの縁を廻し、側面後端に協障子を設ける。内部は内外陣に二分し、内陣正面に板扉を構える。

妻飾りは虹梁大瓶束木鼻付きとし、軒は二軒繁垂木。正面妻は木連格子、蕉懸魚。

以上のように一間社春日造としては型通りのものであるが、梵字入りの蔓股が採用されたものとしては数少ない例といえる。

建築年代についてはこれを直接示す史料はないが、木鼻、蔓股等の縁型・絵様からみて17世紀後半頃のものと推定される。先に挙げた旧神像厨子の作成年代を示す寛文8（1668）年として間違いかろう（現在の厨子は安永5（1776）年のもの¹⁰）。庇柱、虹梁形頭貫、高欄、縁正面葛、木階、浜床は明治か大正頃の後補材であるのが惜しまれる。

註

- 1) 厨子背面墨書き。厨子は屋根の殆どが欠落しているが形式は春日厨子と見られる。なお、寛文棟札の種子と照合すると、春日大明神はバク駅迦如来、牛頭天王はバイ薬師如来で合っているが、諏訪大明神のキリータ阿弥陀は普賢菩薩アンにされ、山之神三八所カーン不動明王はみえない。

奉再興當村氏神四社ノ宮木像

本地薬師如来 牛頭天王

地普賢菩薩 諏訪大明神 山ノ神自在天也

地枳迦如来 春日大明神

供養當所安全氏子柴久□□

神峰山大門寺法印□□

京都大佛師 北川運長

干時安永五丙申正月吉祥日

攝州嶋下郡生保村

役人 門

惣 中

願主

（2）正覚寺 淨土真宗本願寺派 旧字西畠（図42 写真23・24）

正覚寺は集落のほぼ中央の山側高みに位置する。『大阪府全志』は、当地の住人正善が本願寺実如上人に直弟子となり、永正4（1507）年12月に有志の助力によって創立したものとする。明治11（1878）年に大阪へ提出した書類の写しに、

本堂本尊安置	桁行三間	此坪數十八坪七合
	梁行四間半	
庫裏	桁行一間半	此坪 六坪
	梁行二間	
柴家	桁行一間半	同三坪
	梁行二間	

土蔵	無御座候
外建物	同
開基 正善	天文十三辰年四月十五日遷化
二 浄観	天正十午年六月廿日遷化
三 興顯	文祿四末年八月廿日遷化
四 廉然	寛永九申年四月廿九日遷化
(後 略)	

とある。開基正善は天文13(1544)年に没したことが知られるので、永正の創建は信じてよからう。

本堂は南面して建ち、梁行3.75間、桁行7間の堂庫裏型で、東北部に昭和40年改築の4間×4間の台所・土間部が張りだす。また、右側面及び左側面の一部は近年の増改築である。

身舎は桁行3間、梁行6.25間の入母屋造草葺（トタン張り）で、後端部には庫裏の座敷を取込む。身舎の周囲には0.75間の本瓦葺庇を廻し、前半は縁、後半は内部に取り込む。柱はすべて面取り角柱とし（庫裏部は系面）、本堂は内法長押を内外に打ち廻すが組物を一切用いず、わずかに縁上に渡された海老虹梁が仏堂らしさを示すが、海老虹梁には絵様が施されず、極めて簡素な道場形式の堂である。本堂の右側部、庫裏の土間・台所部の改造を除けば旧状を良く止めている。

外陣は間口3間、奥行3間で、内陣寄りの1間が左右に0.75間張りだした逆凸型となり、正・側三方に縁を廻し、縁境柱間は板戸2枚・障子1枚の古式に復される。天井は棹天井。

内陣は間口2間、奥行1.75間で、床高を外陣および内陣両脇間（一般には余間となる）より一段高めた上段とし、外陣境に地長押、内法長押を打ち、牡丹の彫刻欄間を入れて正面を飾る。内陣の奥半間は一列仏壇としているが、落し掛上には欄間を入れる。両脇間境は襖を建て込み、天井は棹天井とする。

内陣正面建具は2間に6枚建てとし、3枚ずつを両脇間の半間に引き込み、内陣正面を全開できる形式が採用されている。そのため内法長押・地長押共に両脇間半間までの3間通して打たれるが、内陣床より一段低い両脇間半間部では背後を敷居のみ高く納める珍しい方式が採用されている。

両脇間は間口1.23間、奥行1.75間の端数の寸法となるので、もとは板間であったのかも知れない。外陣境の内陣寄り半間は先のように戸寄せのため襖を嵌め込み、残りは0.75間と狭いが引き違い襖を入れ、背面庫裏との境は右脇間は襖引き違い、左脇間は開き戸構えとする。

以上のように、内陣・外陣からなる道場タイプの本堂である。内外陣境の構えは、3間の梁間で内陣間口を精一杯広げながら両脇に余間の存在を示そうとしたものである。内陣正面の建具を両脇間に引き込んで内陣を全面開放とする間仕切り手法や、両脇間を一方は仏壇を構える余間、あるいは共に当寺のように居室とするのには類例が見られるが、当寺のような外陣境の納め方は今のところ他に例を知らない。

本堂背後に続く庫裏の左右二室までが本堂と一体の建物内に納められている。右手の部屋は右手に置き床を設け仏壇が安置された座敷になっているが、元は何の舎設もない部屋であった。住持の居室であろうか。左手の部屋（現在6畳であるが元は4畳半）はその左に設けられていた土間からの玄関として用いられたものと考えられる。この土間および台所部分は改築されてしまっているので当初の形式は不明ながら、聞き取りによると、左手の部屋奥に4畳半の板間があったと云う。これが台所となろう。

建築年代についてはこれを示す史料はないが、技法からみて18世紀中頃近くのものと推定される。この種本堂としては古い部類に属するものである。

第4項 桑原地区

(1) 地福寺 浄土宗

旧小字奥垣内 (図43~45 写真25~29)

桑原山無量院と号す。創立は詳らかでなく、慧院和尚の開基で中臣鎌足の創建と伝える。元は真言宗であったが、天正年間（1573~92）に専善流念和尚が再興し、浄土宗に改宗したと云う。

寺は集落（枝村）南端の往還道沿い西側の山麓に位置する。前側面に石垣を築いて南北に長い境内を造成し、そのほぼ中央に参道の石段を設ける。石段正面に観音堂が建ち、その南に本堂・庫裏が並ぶ。観音堂の北側墓地には徳治3（1308）年銘の石造五重塔（大阪府指定文化財）、天正9（1581）年銘の石像十三仏があり、また小規模な地蔵堂が建つ。

観音堂 本堂の北に建つ観音堂は、雨落溝にそって延石を回し床下に亀腹を築き、桁行2間（柱間三間）、梁行2間（柱間二間）、屋根寄棟造、鉄板葺（先年までは本瓦葺）で、四方に半間の切目縁を廻し、正面に1間の向拝を設ける。

向拝柱は面取角柱で木鼻付き虹梁形頭貫を渡し、中備に幕股を置く。柱上組物は大斗綱様肘木で、綱様肘木は外側を延ばし頭貫木鼻に置いた皿斗を受ける。なお、主屋柱と繋ぐ虹梁は綱様肘木と組み合せるがその先端は木鼻とし、その上に台輪を入れると云う他に類例を見ない手法が見られる。

縁柱は、正面および左側面の1間目の柱の他は後補材である。これら縁柱は太い飛貫で固めるが、正面のみこれを虹梁形に造って飾り、さらに中央柱間のみこれに綱様を施して中心性を高めている。

側柱は面取角柱で、切目長押、内法長押、木鼻付き頭貫を回し、柱上に実肘木付き出三斗を組み、中備に幕束を入れる。柱間は、正面中央間を引き違いの腰高格子戸、両側面前半柱間を引き違いの板戸とする他は縦板張りの板壁とする。側背面の板壁は胴縁を外に表し、板壁は目板打ちとする。

内部は、中央に棕付き円柱2本を立て、拳鼻付き虹梁型頭貫を通し、さらに前後にも拳鼻を付け、出三斗を組み天井桁を受ける。組物には実肘木を用いず天井桁の先端を実肘木状に作る。中備は幕股。背面には奥行半間の仏壇が設けられ、厨子3基が安置されている。

左手厨子は切妻屋根を架けた箱形で建ちの高い幅狭の簡素な厨子で、右手厨子は小規模な春日厨子である。これに対し中央の厨子は間口4尺（1.21m）の、正面入母屋造軒唐破風付きの宮殿形厨子である。四隅に棕付き円柱を立て、獅子鼻付き頭貫・台輪を廻し、組物は出組で支輪を付け、中備は幕股（輪宝と雲紋の彫刻を施す）と出組を交互に配し出桁を受け、軒唐破風を付ける。軒唐破風内部は邪鬼を束代わりに用い、正面の出桁は虹梁型に作る。軒は二間繁垂木。隅木の先端を象鼻彫刻としているのは珍しい。扉は漆塗り双折れ棊戸（片側正面2枚、側面1枚の3枚組）。全体に彩色が施されている。なおこの厨子のため天井を左右より一段高めている。天井はすべて棹緑天井とする。

ところで中央の円柱は前後の柱通りに揃うが、左右の柱とは1.5寸（45.5cm）のずれがある。これは脛を敷くことを考慮したためで、1.5寸背面側に寄せることにより円柱径（5.9寸、17.9cm）と側柱径（4.4寸、13.3cm）の差を解消したものとみられる。また円柱間に中権の取りつき痕跡があり（床より1.6尺、45.5cm）、背面柱にも同様の痕跡がみられるので、もとは円柱と背面柱間に框を廻して仏壇とし、この上に宮殿形厨子が安置されていたものと考えられる。なお左右にも現位置に仏壇が設けられていたのかも知れない。

観音堂の建築年代は棟札によって延宝6（1678）年であることが知られ¹¹、宮殿形厨子もこの頃としてよからう。一方向拝部は木鼻、幕股等の様式からみて主屋より年代が下がる。明和5（1768）年銘の鬼瓦を残すのでこの時のものとみられる¹²。当初も向拝が設けられていたか否かは明らかでない。

観音堂は小規模な堂であるが組物など形式の整った建物であり、大型の宮殿型厨子を残している点でも貴重である。

本堂・庫裏 本堂は庫裏と一体になった所謂「堂庫裏」形式の建物で東南を正面にして建つ。建物の右手半分が本堂、左手半分が庫裏となる。屋根は入母屋造、草葺（現在トタン葺）で、庇を棟瓦葺とした極めて住宅風の外観を見せる。

本堂平面は、間口4間、奥行1.5間を外陣とし、奥に間口2間の逆凸型内陣を配し、その両脇に間口1.5間の脇陣を設け、外陣の正面と北側に半間の縁が回る。ただし、正面中央の向拝と背面1.5間通りは後補である。外陣の正・側面の縁はもと吹き放しであった。

外陣・内陣・脇陣の平面構成 是在郷の淨土宗一般末寺本堂の典型的なものである。規模が比較的小さいので、外陣の奥行が浅く、脇陣の間口も狭い。

現在の堂内は間仕切りのない1室空間となっているが、内陣の正面・側面には中敷居結界の仕口があり、脇陣背面の位牌の間境にも中敷居結界の痕が残されている。また内陣正面の鴨居は2本溝で、中敷居仕口にも2本溝の跡があり、外陣と脇陣には2本溝の敷鴨居が残されている。したがって、もとは逆凸型内陣の前面通りに中敷居が入り、さらに内外陣境と外陣脇陣境には引き違い建具が装置されていたのである。

内陣両端の位牌壇は、内陣側にやや突出し、脇陣の柱通りとは揃わない。本尊の仏壇は禅宗様仏壇で背後の来迎柱は粽付きの円柱で、実肘木付き出三斗を組む。頭貫には木鼻はない。実肘木の絵様は観音堂のものに共通する古式なものである。

建立年代を示す史料はないが、技法からみて江戸中期に遡るものと思われる。来迎柱は組物からするとさらに遡るようにも思われ、前身本堂のもの再用と思われる。中敷居結界の高さが約1尺と低い部類に属することから、建築年代は18世紀前期頃としてよかろう。

庫裏部分は改造が著しく、土間廻り及び背面は当初の形式を明らかにしがたい。本堂に接する3室は当初のものとみられるが、現台所はかつての土間に相当するものと見られる。

寛延元（1748）年の普請願書は現堂の再建に関するもの³¹⁾、それによると、本堂は二間四方で前に一間の庇を設けたもので、庫裏は桁行六間、梁行三間の築葺であった。ここで云う本堂は瓦葺の方2間の建物であるから現在の観音堂を指し、庫裏とあるのが現在の本堂・庫裏にあたることになる。現在の本堂・庫裏は桁行6間、梁行3.5間に草葺屋根が架かるので、願書の規模と略一致するが、實際にはこれに半間の瓦庇が廻ることになる。願書の規模より實際の規模を大きくすることはよくあるが、本堂部を内蔵した堂庫裏でありながら庫裏として申請した例は他に知らない。

註

1) 観音堂棟札 棟札は上下が斜めに切断され、下半の四行部分には頭を山形にした棟札木取りの墨を残す。

揖州鶴下郡桑原村	延宝六戊午年三月吉祥日庄屋長右衛門年寄惣（以下欠）
奉造立地福寺觀世音菩薩堂棟札	奉造立揖州鶴下郡桑原村地福寺觀世音菩薩堂一字（以下欠）
	福井村 藤原家次 同 同
	大工六右衛門 茂兵衛 安兵衛 清左衛門 木引庄兵衛
	檀那（下欠）

2) 観音堂 明和5（1768）年鬼瓦銘
明和五戊三月日

瓦飾永室又兵衛

3) 上田家文書

乍恐奉願上口上書

一小堀十左衛門殿御代官所

中川勘三郎殿御知行所

安威村淨土宗大念仏寺末寺同村枝郷桑原村地福寺境内東西拾七間南北武拾間間従往古御年貢地^ニ則明暦元年御代官小堀仁左衛門殿^ニ村方^ニ御渡^ス被成候御藏入名寄帳^ス高巻斗巻升武合地福^ス御座候右御帳面^ヲ、以從古來御年貢収納仕候儀相違無御座候有來候本堂式間四方前^ニ、老間之庇屋^ニ瓦葺庫裏梁行三間桁行六間屋根瓦葺^ス而御座候處本堂庫裏共及破損候^ス付此度屋^ニ如元暮普建修復仕度奉願候御法度之影物組物結構成作事毛頭不仕候則繪圖差図大工^ニ加判為致差上^ス申候奉願上候通^ス被為仰付被為下候ハ難有奉存候以上

(絵図略)

入組攝州鷲下郡

桑原村

地福寺(印)

同村庄屋

源右衛門(印)

同村年寄

權兵衛(印)

御奉行所様

右之通相違無御座候以上

安威村大工

六左衛門(印)

十一月七日

第5項 大門寺地区

(1) 大門寺 真言宗御室派

大門寺

(図46 写真30)

神峰山と号し、ふるくは青龍寺とも称した。『大阪府全志』によると、光仁天皇宝亀2(771)年開成皇子の創建と云い、清和天皇御宇諸堂宇を建立したが、建久の地震で諸堂宇が破壊し、また元弘年中(1331~3)兵火により灰燼となり、旧記、古文書が失われたと云う。平安後期から鎌倉期にかけての一切経が現存しており、当時は相当の寺勢を誇っていたとみられるが、その後の様子は詳らかでない。江戸時代についても詳らかでない。寛永19(1642)年の棟札を残すと云うからこの頃に再興されたものであろう¹⁾。忍頂寺が再興されたのも慶安4(1651)年であった。次に述べる当寺の鎮守であった十二社権現の本殿が18世紀中頃の建立であるから、寺勢は維持されていたようであるが、少なくとも文政2~8(1819~25)年頃は無住の状態であった。文政2年の普請願書には「当時無住」とあり、同8年の普請願書にも寺名のみで住職名は記されていない。また、庫裏の修復を願い出ながら当然記すべき庫裏の規模が記されていないことからすると²⁾、当時は相当逼塞していたらしい。その後寺勢を回復したようで、明治期には本堂、庫裏、書院、鐘楼、門を有し現在に至っている。しかし、建物としては鎮守であった十二社権現以外には薬医門が幕末頃とみられるが、本堂(実長2.5間四方の三間堂、屋根棟造り、本瓦葺、向拝一間)は明治の建築とみられ、書院・庫裏は大正期のものであろう。鐘楼はない。

註

1) 天坊幸彦『三島郡の史蹟と名勝』1961

2) 上田家文書

乍恐書附を以奉御願上候

永井飛脚守領分
攝州鷲下郡大門寺村

御室御所御直末

大門寺

一当寺境内東西武拾四間南北廿三間御年貢地。御座候右境内。往古より有來候庫裏屋根瓦所々相損候。付瓦差替仕度并。門屋根及破損候ゆへは又瓦葺替瓦下地取緒普請仕度尤御法度之結構成組物等一切不仕候依之大工加判為仕乍恐此段奉願上候何卒願之通御聞濟被成下候ハ。雖有奉存候以上

大門寺（印）

文政八酉年

六月廿七日

右村庄屋

伊三郎（印）

年寄

良助

大岩村大工

利右衛門（印）

御奉行様

（2）十二社權現

大門寺

（写真31）

大門寺の鎮守社であり村の氏神であった。證誠大菩薩他11柱を祀り、創立については不明である。大門寺の寛永19（1642）年再興に際して本社も再建されたのである。明暦3（1657）年銘の石鳥居が残ることからも推測される。

社殿は大門寺境内の西端地続きの高處に位置し、本殿は覆屋内に東を正面にして建ち、本殿の軸線は本堂の軸線と直交する。

覆屋はもとは無かったようで、文政2（1819）年に初めて設けられている²。ただし、現在の覆屋はこれとは規模を異にし、梁行2.25間、桁行2.75間、入母屋造、桟瓦葺、妻入りで、前面に桁行1間の下屋を設けたもので、明治か大正期の再建になるものである。

本殿 本殿は柿葺の一間社春日造。向拝は面取角柱に木鼻（象鼻）付きの虹梁形頭貫を渡し、柱上に実肘木付き連三斗を組み、中備に蓑股（内部彫刻は架空の動物）を入れ、身舎とは海老虹梁で繋ぐ。身舎柱は円柱で、縁長押、内法長押、木鼻付き頭貫を回し、柱上に実肘木付き三斗を組み、正面中備に蓑股（宝珠に雲の彫刻）を置く（側背面は未見）。正面扉板唐戸。正側三方に縁を回し障子を設け、正面に木階五級を据え浜縁を設ける。勾欄は欠落。全体に木太く、建築年代は蓑股、木鼻等の様式からみて18世紀前半頃のものであろう。本殿前に宝暦6（1756）年銘の燈籠を残すが、ほぼその頃と見られる。

註

1)『わがまち茨木 神社・仏閣編』茨木市教育委員会 1989

2) 上田家文書

乍恐以書付奉願上候

永井飛驒守領分

攝州嶺下郡大門寺村

御室御所御直末寺

大門寺

當時無住付

村役人共

一当氏神拾武社權現當寺境内東西武拾四間南北廿三間御年貢地。御座候右境内。往古より有來候五尺四面之社及破損候。付修復仕度奉存候且亦此度新建。梁行式間半桁行同断雨覆屋根瓦葺。仕事度尤御法度之結構成組物彫物等一切不仕候依之危殆因并大工加印為仕乍恐右之役奉願上候何卒願之通御聞濟被為成下候ハ。雖有奉存候以上

社 (絵図略)	五尺四面
雨覆	梁行式間半 桁行同断
文政武卯年 六月十三日	右庄村屋 久左衛門(印) 同年寄 市左衛門(印)
	右同領同州同郡 大岩村 大工 理右衛門(印)
御奉行様	

第6項 調査地区以外

(1) 八所神社 忍頂寺地区 旧小字池邊山 (図47・48 写真32~37)

八所神社は忍頂寺の東に隣接し、もとは忍頂寺の鎮守社で村の氏神でもあり、八所大明神と呼ばれていた。

忍頂寺は賀峰山寿命院と号し薬師如来を本尊とする。「三代実録」によると、僧三澄が国家鎮護のため神岑山寺を建立したが、貞觀2(860)年清和天皇より忍頂寺の寺号をうけて勅願寺となった。寺はもと竜王山の山頂付近にあって、二十三の寺坊を有したと伝える。

「勝尾寺寺僧日記」永享3(1431)年7月6日の項に次のようにある¹⁾。

同年七月六日申時、忍頂寺塔八所宮惣門鐘楼同坊四エンシシャウス、此火事は門外ニトチ本ト云里ニ小家ノケルカ火出了、此ホクワ塔ノ重ニツキケルヲ人更ニ不知シテ、シハシアテヤケレ共モ是非無事也

これによると出火は民家からであるから、寺も八所神社もすでに現在位置にあったことになる。現在の位置は寺坊の寿命院であったと云う。

寺は中世には戦乱に巻き込まれて衰退し、寺伝によると、寛永年中に勝尾寺石橋坊の榮尊が再興、丹波柏原より本尊薬師如来を迎え薬師堂に安置、元禄年間領主小田切直利の援助で不動堂を建立したと云う。慶安4(1651)年の「攝州五ヶ庄忍頂寺再興につき地下中連署口上²⁾」、延宝2(1674)年の「攝州五ヶ庄忍頂寺本末之事³⁾」、同6(1678)年の口上書によると⁴⁾、榮尊による再興は慶安4年に始まったようである。その時の建物は薬師堂、観音堂、愛染堂、鐘樓、開山堂、惣門と寺二ヶ寺であり、梵鐘が出来たのは寛文4(1664)年のことであったことが分かるが⁵⁾、八所神社のことはでてこない。

貞享3(1686)年には観音堂が再建され、元文4(1739)年には八所大明神が修復されているが、天保2(1831)年頃は通塞していたらしく無住の状態で、観音堂、薬師堂、薬医門の修理は檀家の手によってなされている⁶⁾。現在、江戸時代の建物としては八所大明神とその摂社を残すにすぎなく、薬師堂(本堂)、観音堂は大正年間(1912~26)の再建である⁷⁾。

八所神社本殿 桁行三間、梁行二間、正側三方に縁を廻し、脇障子を構え、擬宝珠高欄を設け、正面に木階五級を据える。向拝は一間で、浜縁は切石造りとする。屋根は切妻造、鉄板葺で、向拝屋根は銅に葺き、南面して建つ。向拝は几帳面取角柱間に象鼻付き虹梁形頭貫を渡し、実肘木付き連三斗を組み、

中備に棊股を据え、身舎柱と虹梁で繋ぐ。

身舎柱は円柱で自然石の礎石上に建ち、切目長押、内法長押、木鼻付き頭貫を廻し、柱上に実肘木付き出三斗を組む。中備は、正面各柱間及び背面中央柱間に棊股、側面柱間は棊束、背面両端柱間は棊束とする。棊股内彫刻は、正面中央柱間は五三桐、左柱間は蒼笠に養、右柱間は小桙と鍵、背面中央柱間は宝珠としている。妻は虹梁大瓶束。軒は一軒繁垂木。

建築年代についてはこれを知る史料を欠くが、柱や組物など一部の部材は中世に遡るかと認められるものであった。部材としてはこの当初材と、その他のほとんどに部所に用いられている二次材に大きく別れる。当初材とみられるものは身舎柱、背面柱上組物（西端組物の南北方向肘木は二次材）、頭貫などである。二次材の肘木などの組物は極めて良く前身材に習っており、一見当時のものと見紛うものであるが、肘木の曲線部は当初肘木より立ち上がりが強く、よくみると材も新しい。改築にあたっては当初組物を背面に集めている。左妻の背面隅柱上の桁行方向肘木は下端に板の小穴があって、もとは中柱上に位置していたものである。また、両妻中柱は内法長押下方には正面隅柱側に仕口と脇嵌の小穴があって、その背面には大きな埋木が施されている。相対する柱面に痕跡がないので中柱は当初の位置が動かされたことになる。その痕跡からすれば、もとは内部の内外陣境柱であったものと考えられる。現在内陣扉は三ヶ所設けられているが、扉は一ヶ所であった可能性がある。

ところで肘木などからは二次の仕事時期を推定することは不可能といえるが、虹梁等の絵様は江戸中期の様式を示しており、この頃の改築としてよい。ところが今回の調査で上田家文書に次のような普請文書が発見され、改築は元文4（1739）頃であったことが明らかになった。

乍恐御願

一小田切喜兵衛殿知行所攝州嶠下郡忍頂寺村忍頂寺境内東西宅町半南北宅町程御年貢地文禄三年木下右衛門殿御検地帳を以御年貢納仕来候右境内為古地儀者貢享三年寅三月朔日境内有來候觀音堂再建御願申上候節御吟味之上古地相違無御座候。付願之通被為仰付被下難有奉存候右之境内往古有來候当村氏神八所大明神之社梁行宅間半桁行三間右之社殊外及大破候。付此度古作之通修理を加へ申度御願奉申上候
尤御法度之影物組物等其外結構成首請者不仕候則絵図指図大工加判仕指上申御願之通被為仰付被下候者有來可奉存候以上

小田切喜兵衛殿知行所攝州嶠下郡五ヶ庄忍頂寺村

真言宗同郡勝尾寺

末寺宝寿院末寺

忍頂寺村壽命院 印

文秀

同村庄屋 長兵衛 印

同村年寄 平藏 印

大工諸□□作右衛門印

（絵図省略）

元文四末年十二月五日

右之通承知仕候□小田切喜兵衛内

入江五左衛門判

御奉行様

組物の仕事からすると文面にある「古作之通」とあるのは、普請願の際の一般的慣用句ではなかったことが分かる。しかし、「古作之通」は規模とか組物で、虹梁類には新しい様式が採用された。なおこの時の木材は願書に記されていないので不明としなければならないが、文久3（1863）年の普請願書によれば草葺であった。とすれば向拝は元文の時に加えられたのかもしれない。身舎と庇の繋ぎ梁は海老虹梁形とせず普通の虹梁を斜めに架けているのは珍しい。いずれにしても現在とはかなり異なった印象を与える建物であったのである。屋根は文久の時に瓦葺に改められた¹⁾。

元文に全面的に改築されたとはい、前身社殿の肘木に水縁りがほどこされた禅宗様がみられることは、禅宗様が殆どといってよいほど見られないこの地方における禅宗様の浸透を考える上できわめて貴重な遺構といえよう。

八所神社摺社本殿 八所神社本殿の東脇に位置し覆屋内に建つ。柿葺の一間社流造、土台建ての小社である。向拝は面取角柱に象鼻付き虹梁形頭貫を渡し、実肘木付き連三斗を組み中備に蓋板を置き、身舎とは海老虹梁で繋ぐ。身舎は円柱に縁長押、内法長押、拳鼻付き頭貫を廻し、実肘木付き出三斗を組む。中備は正面を蓋板とするが、側面は円板に沢鶴を刻んだもので他に類例のない極めて奇しい方式がとられている。種子以外の彫刻を施した月輪としては今のところ他に高槻市の三輪神社本殿が知られるにすぎない。妻飾は虹梁大瓶束とし、軒は正面打越二軒、背面一軒繁垂木とする。

建築年代を示す史料はないが、木鼻などの様式から18世紀初期ころの建築と思われるが、当地方の本殿建築の中では最も土着的匂いのする建築である。

註

1) 『箕面市史』史料編一 （勝尾寺文書）

2) 『箕面市史』史料編三 （勝尾寺文書）

「摂津五ヶ庄忍頂寺再興につき地下中連署口上」

摂州下郡五ヶ庄忍頂寺久敷退転申処。勝尾寺と山緒御座候故、石橋坊榮尊本尊並堂再興可被成由候間、御薬師堂屋敷觀音堂屋敷不動堂屋敷藥師堂之まわりのきとともに、同堂屋敷之上ノ山相渡し申し候、地下中少も申分無之候間永代御退可被成候、若御地頭より御尋も御座候ハハ我々罷出理、可申候、何様もなんたい申間敷候、仍為後日如件

忍頂寺村

入江長左衛門（花押）

（以下略）

3) 『箕面市史』史料編三 （勝尾寺文書）

摂州五ヶ庄忍頂寺本末之事

一當寺者勝尾寺三世之座主証道上人之弟子仙仲上人開基雪地也、雖然天正之此炎燒中絶、爰勝尾寺石橋坊法印榮尊年來免願致、旧跡再興給畢故、為中興開山者也、

一相守御壁書之旨、本末之規式違背仕間敷之事

一石橋坊御末寺紛無御座候事

一新義之僧住寺仕間敷候事

一榮尊追善每歲懈怠仕間敷事

賀峯山忍頂寺

壽命院 印

延宝二甲寅七月廿一日

勝尾寺

石橋坊様

參

4) 『箕面市史』史料編三 （勝尾寺文書）

乍恐言上

訴訟人勝尾寺石橋坊栄尊弟子性尊

一般様御領分撰州嶺下郡五ヶ庄之内、賀峯山忍頂寺者、難為古跡、久敷及退転候鳴を、廿八年以前慶安四年
勝尾寺石橋坊栄尊、古跡を村中より申請、堂舎建立被成候て、永代石橋坊より御進退可有、地下より少も
申分無之、如何様ニも難題中間敷之村中連判之状を請取、則時之守護板倉周防守様江比方より御断り申上
候へハ、無相違建立仕候へと被仰出候旨にまかせ、薬師堂一字、觀音大士之像同堂一字、愛染之像同堂一
字、つりがね一口同堂一字、弘法大師之像、開山算仲上人之像、中興開山法印栄尊之像同堂一字、惣門一
字、寺二ヶ寺、山林田畠永代之相続料買得仕被置候、此等之建立者少者得他力、自身之効、造営被仕候、
就夫、勝尾寺石橋坊本寺と相定、末弟子に至迄致吟味、相続仕様、双方江被申渡候、此外體に被申置
候儀共御座候得共、相違御座候付、書付を以御訴訟申上候事、

(中略)

勝尾寺石橋坊

性尊 印

延宝六戌午年六月 日

小田切頼母様内

塙田七郎右衛門殿

5) 鐘銘

撰州五ヶ莊忍頂寺者勝尾寺證道上人弟子算忠上人閉基之墓地也然丁天正之寇火災佛燼散漫單石橋阿蘭梨
栄尊廟中絕再興此舊地加之勸助万民鉄巨鐘一口懸堂前者也

諸行無常 是生滅法 生滅々已 寂滅為樂

于時寛文四甲辰春三月三日

当村惣中

惣兵衛尉正次

大工茨木住藤原朝臣 七左衛門尉家次

次郎左衛門尉兼貞

京西六条

堀長兵衛作

6) 上田家文書

乍恐口上

小田切土佐守知行所

撰州嶺下郡忍頂寺村

真言宗勝尾寺坊中

石橋坊末寺

寿命院

當時無住二付衆中

京都姉小路東洞院

無本寺 延命院

住持 式部□

一寿命院境内、往古左之通

一觀音堂 梁行式間半

桁行式間半

但屋根瓦葺前横老間半流連老間之拌取付

一藥師堂 梁行四間

桁行四間

但屋根瓦葺前横老間半流連老間之拌取付

一藥院門 梁行老間

桁行老間半

但屋根瓦葺

右之通有來候處觀音堂板椽藥師堂拌所屋根藥院門屋根損候付有苦之儘此度建修覆仕度奉存候尤御法度之
影響其外結構成作事等一切不仕候依之繪圖差図仕大工為致加判奉願上候何卒御許容被成下候ハハ難
有奉存候以上

(繪圖略)

右
寿命院
無住衆中
延命院
住持 式部師
右村庄屋無御座候。付
年寄
甚右衛門
頭百姓
治兵衛
水井飛驒守殿領分
同州同郡大岩村
大工
善六

御奉行様
右之通相違無御座候。付奥印仕候以上
小田切土佐守内
田尻坂左衛門 印

7) 本堂額銘

(前略) 明治維新の変遷に遭れ志委微として振はす掌宇坊含朽廢するに委せり滋に於て大正年間勝尾寺第百廿世玉山隆和尚者堀野義淨師を主任として十方に淨財を募り本堂觀音堂及び鐘樓堂を再建(後略)

8) 上田家文書

乍恐以書付奉願上候
一當寺境内。有之候當氏神八所大明神本社梁行老間半桁行三間家根裏。有来候處殊之外及大破候。付朽損候木品取替立委之儘建修復仕度尤家根裏。有来候得共火用心之た免此度瓦葺。仕度然右御法度之組物影物其外結構之作事等一切不仕依之大工。繪図指図仕為被加判乍恐此段奉願上候右御許容被成下候。難有仕合奉存候以上

(繪図略)

右
寿 命 院 印
住持 寛 尊 花押
右村庄屋 庄兵衛 印
年寄 治右衛門印
水井飛驒守殿領分
同州同郡大岩村
大工 利右衛門印

御奉行様

前出之通願出候。付奥印仕候以上

小田切土之助家來
下村寛次郎印

(2) 乗雲寺 淨土宗 錢原地区 旧小字谷川 (図49 写真38~40)

紫光山仏光院と号し、江戸時代は智恩院派梅林寺(茨木村)の末寺であった。『大阪府全志』によると、天正4(1576)年2月8日に業誓が檀中と協力して創立したと云う。

寺は谷状傾斜地にかたまる錢原集落のはば中央に位置し、村道交差部に鍵手に築かれた高い石垣上に建つ。敷地は東西に長く、中央東寄りに門(棟門、昭和の再建)を構え、奥西半に本堂が南面して建ち、西に庫裏が建て続く。鐘堂は門の西脇に建つ。

本堂は桁行7.5間、梁行6.5間、入母屋造草葺(現在トタン葺)で、その右手に建て繼がれた庫裏は新築の2階建である。内陣は2間四方で、中央奥に来迎柱を建て仏壇を据え、宮殿形厨子を安置する。来

迎柱には木鼻付き頭貫、台輪を渡し、柱上に実肘木付き三斗を組む（絵様からみると江戸中期—前身堂のものか）。天井は竿天井。左右背後の脇仏壇の落掛も絵様付きの虹梁につくる。脇仏壇の後門寄の柱には内側に旧仮壇框仕口（現框より3寸ほど下）があり前身堂の柱であったことが分かる。

内陣正面両脇柱には結界框の仕口があり、鴨居には建具溝（2本）があって、もとは内陣脇陣境同様に正面にも中敷居を入れ、建具が入っていた。内陣右側面の中敷居は奥の脇仮壇まで延びるので（中敷居は各柱間毎に入る）奥1間が壁になっているところももとは建具構えであった。左側面の窓部分も同様であった。天井は内外陣ともに竿天井とする。内陣背面の脇仮壇より奥は近年の改造のため旧状は知りえない。

左脇陣は間口1.5間、奥行2.5間（床まわりは改造のため不明）としているのに対して、右脇陣は通則のように取らず、間口1間幅で外陣部まで取りこんで前後に二分する変則的な扱いがみられる。前半は庫裏の土間入り口に続く次の間の間にみえるが、内部には長押が廻ることからすればやはり脇陣となるものであろうか。あるいは内陣幅を2.5間にしたかったためであろうか。それにしても他例を見ない方式である。建物規模に比べて内陣が広いのも特異である。建築年代を示す史料を欠くが、江戸後期19世紀前半頃のものであろう。

ところで宝暦4（1754）年の普請願書によると¹¹⁰、当時の本堂は梁行三間半、桁行六間半で、裏に一間の下屋をもうけた独立した草葺の堂であった。おそらく平面は浄土宗本堂の基本形を有していたものであろう。内陣の脇仮壇廻りの柱には旧仮壇框の痕跡を有し、前身堂の部材を再用していることが知られるものの、その部材からすると前身堂の建築を宝暦以前とすることはできないので、宝暦から現堂建立までの間に一度建て替えられたらしい。したがって現在のような堂庫裏形式が前身堂時代であったのか現堂建立時であったかは不明とせざるを得ない。

なお宝暦12（1762）年草葺の鐘堂新設の普請願書に釣鐘を福井村の鋲師に依頼していることがみえるのは注目に値する¹¹¹。

註

1) 上田家文書

乍恐奉願上口上書

一永井近江守殿領分揖州鷲下郡銭原村淨土宗京智恩院派同郡茨木村梅林寺末寺乘雲寺境内東西八間南北拾武間從往古御年貢地而寛永十四丑年板倉周防守様御檢地帳上田七欽拾三步三石三斗五合乘雲寺與御記被成下右帳面を以年々御年貢取納仕来候事

一右乘雲寺本堂梁行三間半桁行六間半裏宅間之下家屋弥菴算ニ有來候丸柱損候付如元屋弥菴替柱根推仕度奉願上模尤御法度之作事一切不仕候為其繪図差図大工加判為被致差上中候奉願通被為仰付被下候ハム難有可奉存候以上

（絵図略）

揖州鷲下郡銭原村

乘雲寺

実譽（印）

宝暦四年戊辰三月廿七日

同村庄屋

字右衛門（印）

同村年寄

安兵衛（印）

大工佐保村

平六（印）

本堂は草葺の中型本堂である。桁行5間、梁行4.5間に入母屋造の草葺屋根（現在トタン葺）を架け、正側三方には一間の瓦庇を廻して正面中央2間に向拝を設け、背面は2.5間の下屋とする。向拝は角柱に木鼻付き虹梁形頭貫を渡し、組物は実肘木付き三斗で手挟を入れ、主屋との繋ぎ梁はない。

外陣は間口5間、奥行3.5間で広縁の奥1間を内部に取込み、内陣との間1間通りを矢来内とした逆凸形外陣とする。外陣内には中柱4本を建て、棹縁天井を張る。

内陣は間口3間、奥行3間と広くとり、後門を設けた出仏壇形式とするが、これは当初からのものであった。左余間は間口2間の6畳とし、右余間は外陣側柱通りに柱を入れ、外陣からは1間間口にみえるが内部は1.5間の4.5畳として残りに廊下を設けた、左右非対象としている。背面側廻りの改造を除けば良く旧状を止める。

建築年代は棟札によって享和2（1802）年の建築であることが知られる^①。内陣は当初から後門を設けた出仏壇形式の來迎柱、須弥壇構えとし、内外陣境には各柱に先端を拳鼻にした挿肘木による三斗を組み、各柱間に虹梁を渡し中備に幕股を配するという年代相応の新しい方式が採用されている。しかし一方では、外陣の中柱通りは小壁なしの飛貫のみとし、正面柱間は1間毎で板戸2枚障子1枚建てとする古式が踏襲されている。なお向拝組物の様式は当然時代相応の形式を示しているが、手挟の採用は当地方では例の少ないものである。

当本堂の建築は享和2（1802）年に行われたが、享和元（1801）年に普請願を出し^②、同2年にわたって寄付を募っている^③。

ところでこれに先立つ50年前の宝暦4（1754）年の普請願によると^④、当時の本堂は梁行四間、桁行七間、三方に五尺の瓦庇を設けた草葺とし、願は瓦庇の下地が朽損したので庇だけ元の如く繕い葺き替えたとしている（大工は同村の平六）。一方享和の普請願では当時の本堂を梁行四間、桁行七間半、四方に一間の瓦庇が取りつく草葺きとし、宝暦の「三方に五尺の瓦庇」が「四方に一間の瓦庇」となり、桁行も半間大きくなっている。宝暦の普請がどの程度行われたかは明らかではないが、その本堂は享和まで存続し、願書の記載寸法は幕府の建築規制を意識したものであったように思われる。享和の願では、梁行四間はその儘にして桁行を二間縮めて五間半とし、後の庇を取り払う他はその儘で、正面に二間に五尺の雨覆（向拝のこと）を新設したいとしている。この願書ではこれを「建修覆」としているが、現在の建築からすると新築であったのである。

享和再建以前の本堂は法林寺と同様に現在の平入形式と異なって妻入形式の本堂であったのではなかろうか。桁行を2間縮めたのは妻入形式から平入形式への転換を物語るものと考えられる。享和の修理が新築であったのもこのことを物語るものであろう。当寺でも普請願書では「雨天に際して参詣人が難渋するので、沓脱ぎの前に幅2間、奥行5尺の雨覆を瓦葺で新築したい」としている。實際には、主屋との繋梁は設けないが木鼻付き虹梁形頭貫・実肘木付き連三斗・幕股という向拝構造を有し、しかも例の少ない手挟をも採用したものであった。また願書の記載規模と現堂の規模を比較すると、草葺部分の桁行は記載寸法より半間短くなるが、梁行および四方一間瓦庇は合致する。しかし背面は現状ではさらに1間半広がることになるが、願書は「本堂後下屋、長五間半、横五尺之納屋、屋根瓦葺■新建仕度候」とし、ここでも絵図は本堂と納屋を別の独立した建物として描いている。この納屋を本堂に加えると内陣奥の脇仏壇の出と一致することになる。實際はさらに半間広いことになるが、五尺とあるのを實際には1間にした場合が多いことがあるよう現實的に掌握しにくい寸法や場所は書式上で重視したにすぎなかったようである。願書と実情との間の乖離をここにもみることができる。

註

1) 享和2年棟札

(表)

享和二壬戌

棟札 四月八日棟上 大工棟梁當村馬楊生
大上三治郎

教恩寺

(裏)

三治郎 大工世話方

弟子池田生 ■茂兵衛 ■重助
新兵衛 吉右衛門 長兵衛
同所岩口 茂助
恵次郎
梅原
丈助

2) 上田家文書

乍恐口上書を以奉願上候

永井日向守殿領分

攝州嶋上郡 佐保村

本願寺掛所同國嶋上郡

富田村教行寺末寺

教恩寺

住持

誓眼

一当寺境内東西武拾五間半南北拾間半御年貢地=■本堂梁行四間桁行七間半屋根薺葺有来候所及大破候付此度聚行如元桁行式間取縮五間半。仕屋根如元葺替建修覆仕度候

一右本堂四方=老間宛之庇有來候処此度後之方庇取払左右前通如元屋根瓦葺=仕度只兩天之節參詣人難渉仕付右願通庇前踏脱之前へ長式間横五尺之雨覆屋根瓦葺=■新建仕度候

一本堂後下屋長五間半横五尺之納屋屋根瓦葺=■新建仕度候

右之通奉願上候通相違無御座候尤御法度之粗物影物其外結構之作事一切不仕候則龜絵図指図仕大工加印為仕奉差上申候願之通御許容被下候ハ、難有可奉存候已上

本堂 (絵図略)

物置 (絵図略)

佐保村

教恩寺 印

住持

恵(誓)眼 印

右庄村屋

久左衛門 印

同村年寄

丈介 印

同村大工

權右衛門 印

御奉行様

右之通相違無御座候付奥印仕候

永井日向守内

詮江久藏 印

前書之通奉願上候処御許容被為成下候間大坂大工年寄方添手形御請出可下候以上

教恩寺 (印)

庄屋

久左衛門 (印)

年寄

丈助（印）
村大工
権右衛門（印）

組頭
福井村

吉左衛門殿

3) 享和元年11月、同2年正月、2月、本堂修復奉加帳
本堂修復奉加帳

佐保村委谷

教恩寺

當寺本堂殊之外及大破候付建修復取掛候得共少門徒容易出來難仕何卒他之御助成を以普請成就いたし速御遷仮仕度候間多少より須御寄進被成下候ハ難有存候有之□□□奉申上候以上
西十一月

佐保村委谷

教恩寺（印）

4) 上田家文書

乍恐奉願口上書

一永井近江守殿領分撰州崎上郡佐保村教恩寺ハ東本願寺御堂同國嶺下郡畠田村教行寺下御座候境内東西武拾間南北拾武間從往古御年貢地■寛永十四年板倉周防守様御検地帳面中田五畝五歩七斗老升五合教恩寺御記被成下右帳面を以年々御年貢収納仕来候御事

一來候本堂梁行四間桁行七間屋称萱葺■三方五尺宛之瓦庇御座候瓦屋称瓦下地朽損候付庇斗如元取繕屋称葺替仕度奉願上候尤御法度之結構成作事毛頭不仕候則因差団仕大工為致加判差上候奉願候通被為仰付被下候ハ難有可奉存候以上

撰州崎上郡佐保村

教恩寺

看坊

□□（印）

同庄村屋

文次郎（印）

同村年寄

善右衛門（印）

同村大工

平六（印）

御奉行様

むすび

今回の調査対象地区は狭いうえに精査できなかった地区もあり、また対象寺社建築の遺構も数が少なかったのであるが、この地方のみならず撰津・河内・和泉の寺社建築を考える上で極めて示唆に富む内容を抽出することができた。これはこの地域の大工を統括した福井大工組の組頭を勤めてきた上田家に多数の普請文書が残され、建築との照合ができることが大いにあづかった。

神社では江戸期における神仏習合の実態の一端が捉えられたし、対象地区ではなかったが忍頂寺の八所神社本殿は当地方への禪宗様の進出を示唆するものであった。一方河内・和泉では寺院本堂では早くに普及しながら神社本殿への採用がほとんどみられなかつた実肘木付き三斗組の簡略形である絵様肘木が、当地区を含む割に狭い範囲の神社建築に集中化してみられることは、当地域の大工組との関係を示唆されるが、この点は今後の研究課題である。

寺院建築では、特に浄土真宗寺院本堂における道場から寺院化への変遷過程の一端を正覚寺本堂にみることができたし、外陣に中柱を有する本堂において一般的な扱いとは異なる手法の当地方での広がり

を示す例に円福寺本堂を加えることができた。また調査対象地区ではなかったが、安威川流域最奥鉄原の浄土宗乗雲寺（堂庫裏形式）の庫裏の形式は下流域より北の能勢地方の形式との繋がりが指摘され、福井大工組に属しながらそれを越えた動きが推測されたのである。

一方上田家に残された多量の普請願書のなかに調査対象建物と照合できるものがあって、他の大工組と多少異なる願書と実態との関係が見出だされ、普請関係文書の扱いに一考を要する点が指摘できたことは大きな収穫であった。



1. 福井大工組の範囲と調査対象地区



2. 大工居住地別寺社普請先村 A
元禄 4 (1691) 年～安永元 (1772) 年



3. 同 B
安永 2 (1773) 年～慶応 2 (1866) 年

図31 福井大工組

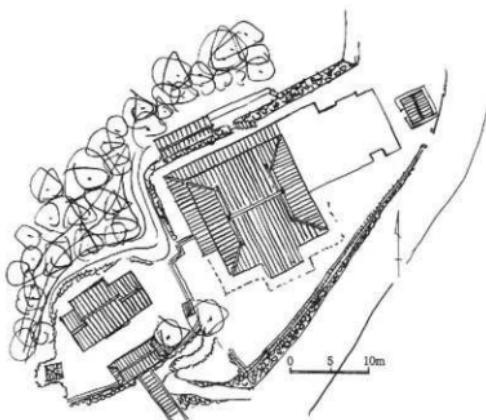


図32 法林寺及び皇大神宮境内図

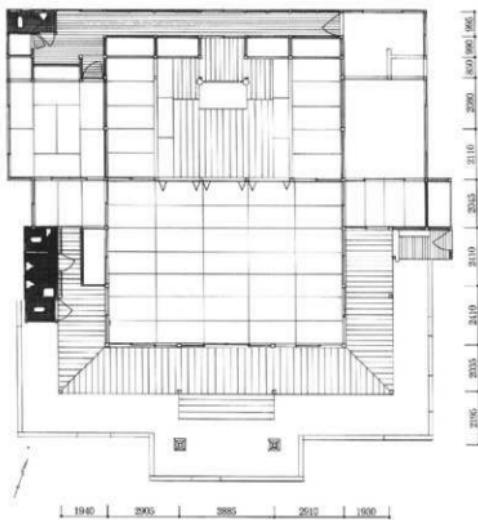


図33 法林寺本堂現状平面図



写真1 法林寺本堂正面



写真2 同内・外陣境



写真3 同妻飾



写真4 皇大神宮本殿正面

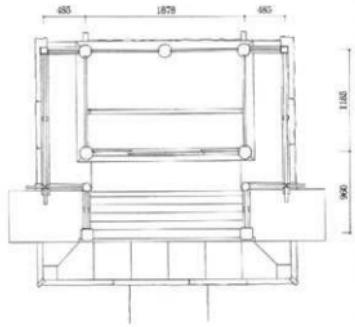


図34 皇大神宮本殿現状平面図



写真5 同身舎組物



写真6 同身舎正面基盤

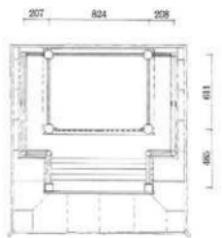


図35 素盞鳴命神社本殿現状平面図



写真7 素盞鳴命神社本殿全景



写真8 同 組物海老虹梁

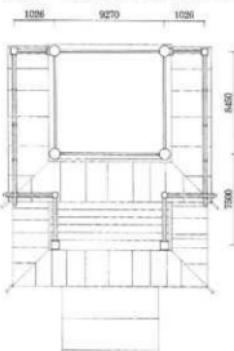


図36 八所神社本殿現状平面図



写真9 八所神社本殿全景



写真10 同 向拝組物・海老虹梁・手挾

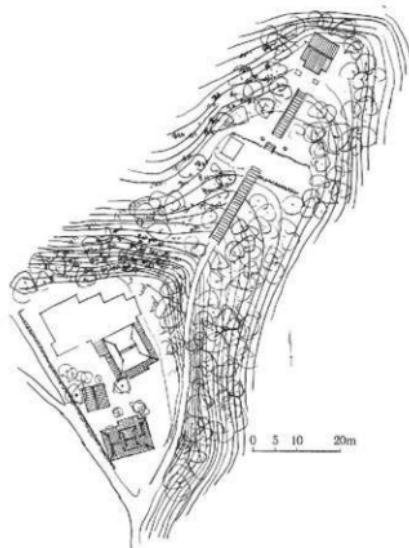


図37 円福寺及び大歳神社境内図



写真11 円福寺鼓楼



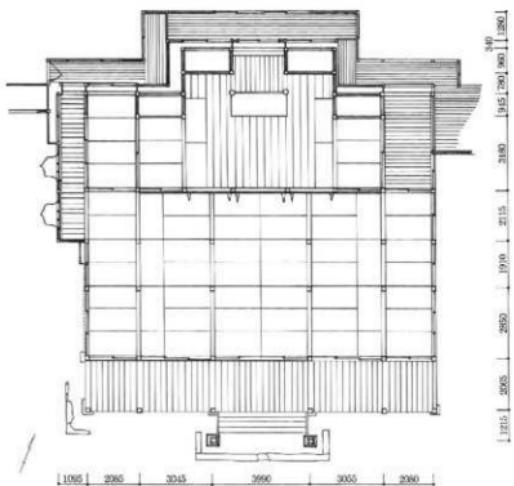
写真12 円福寺本堂正面



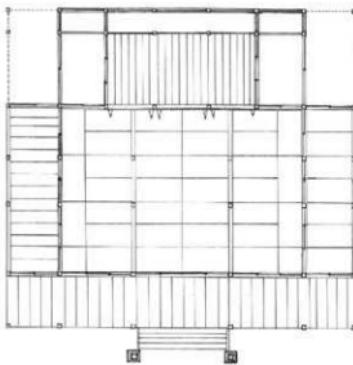
写真13 同外陣



写真14 大歳神社本殿妻飾



円福寺本堂現状平面図



同復原平面図

図38 円福寺本堂現状・復原平面図

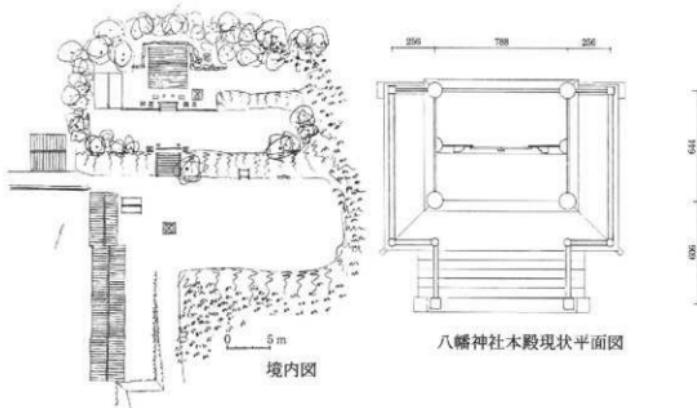


図39 八幡神社境内図・本殿現状平面図



写真15 八幡神社全景



写真16 八幡神社本殿正面



写真17 同 妻飾



写真18 同組物・海老虹梁

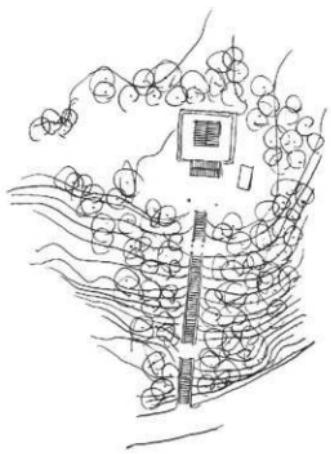


図40 諏訪神社境内図

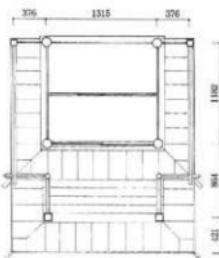


図41 諏訪神社本殿現状平面図



写真20 諏訪神社本殿正面



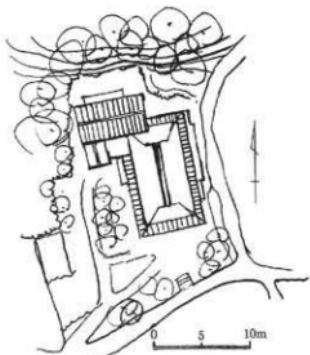
(表) (裏)
写真19 諏訪神社御正躰厨子棟札



写真21 同 組物



写真22 同 墓股



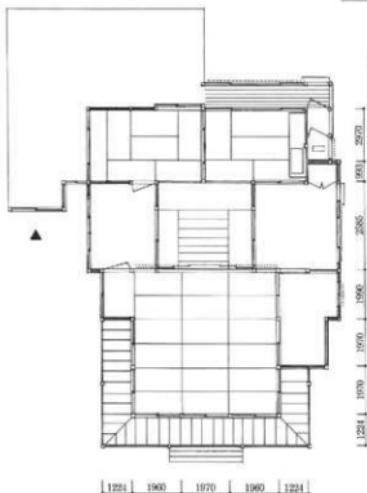
1. 正覚寺境内図



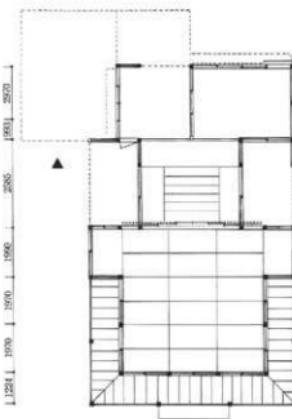
写真23 正覚寺本堂全景



写真24 同 内・外陣境



2. 正覚寺本堂現状平面図



3. 同 復原平面図

図42 正覚寺境内図・本堂現状・復原平面図

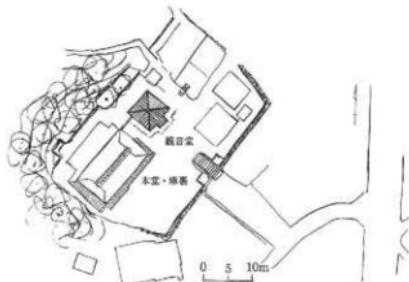


図43 地福寺境内図

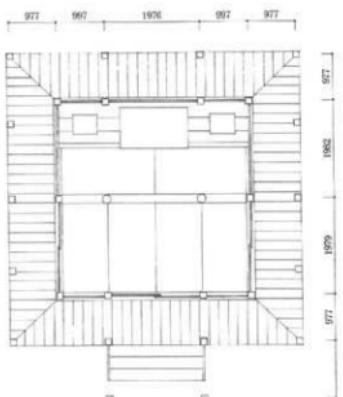


図44 地福寺観音堂現状平面図



写真26 同 厨子



写真25 地福寺観音堂正面



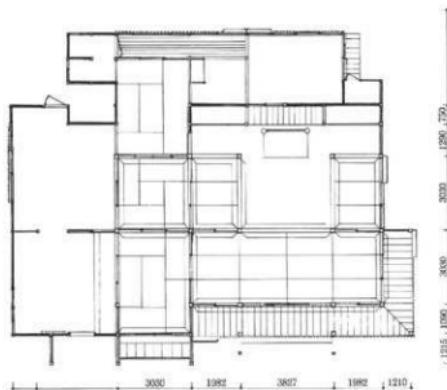
写真27 同 厨子組物



写真28 正覚寺全景



写真29 同本堂内陣



1. 地福寺本堂庫裏現状平面図



2. 同復原平面図

図45 地福寺本堂庫裏現状・復原平面図



図46 大門寺及び十二所権現境内図



写真30 大門寺本堂(右手)と十二所権現(左手)



写真31 十二所権現本殿正面

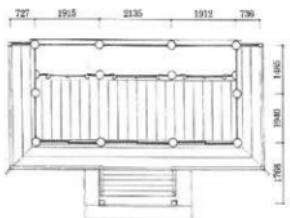


図47 八所神社本殿現状平面図



写真32 八所神社本殿全景



写真33 八所神社本殿向拝組物（二次）



写真34 同 背面臺股（二次）



写真35 同・妻側組物
右組物肘木当初
左 " 二次



写真36 八所神社本殿正面

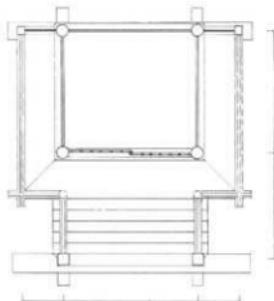


图48 八所神社本殿平面图



写真37 同 側面

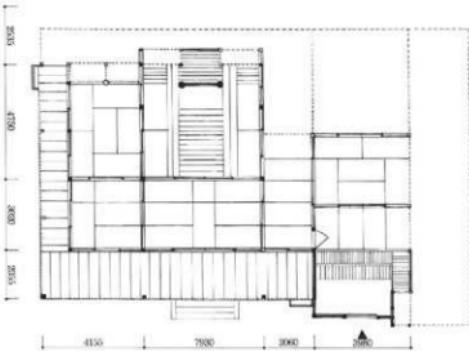


図49 乗雲寺本堂復原平面図



写真38 乗雲寺全景



写真40 同 結界及び結界痕跡



写真39 同 内・外陣境

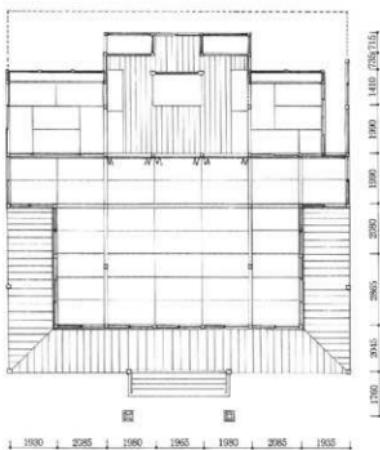


図50 教恩寺本堂復原平面図



写真41 教恩寺本堂側面



写真42 同 内・外陣境

〔付表〕村別による大工の仕事先寺社及び作事内容一覧（上田家所蔵「普請願書」による）

(1) [鉢原村]				
①作右衛門	●元文4 (1739) 12・5	忍頂寺村	氏神八所大明神	社
②伊右衛門	●宝曆2 (1762) 2・13	鉢原村	乘善寺 (浄土宗)	釣鐘堂新建
③忽助	文化元 (1804) 7・2	上音羽村	常福寺 (浄土宗)	庫裏再建
④藤兵衛	天保4 (1833) 3	下音羽村	高雲寺 (曹洞宗)	本堂・庫裏
(2) [上音羽村]	なし			
(3) [下音羽村]	なし			
(4) [忍頂寺村]				
①重右衛門	◆元禄4 (1691) 8・8	忍頂寺村	忍頂寺石橋坊 (真言宗)	
②太兵衛	●宝曆14 (1764) 2・27	同	淨福寺 (浄土宗)	地藏堂
(5) [千鶴寺村]	なし			
(6) [泉原村]				
①重 助	文化14 (1817) 4	泉原村	氏神午頃天王社	屋根
②治右衛門	天保6 (1835) 2	同	氏神諏訪神社・午頃天王社	社
③作右衛門	嘉永7 (1854) 4・27	同	氏神午頃天王社	屋根
(7) [佐保村]				
①源兵衛	○享保3 (1718) 8・10	忍頂寺村	淨福寺 (浄土宗)	
	○ 13 (1728) 1・25	上音羽村	常福寺 (浄土宗)	
	○正徳2 (1712) 4・4	同	社堂	
②儀兵衛	○寛延4 (1751)	泉原村	長徳寺 (東本願寺)	
	○宝曆2 (1752) 12	茨木村	氏神	
	3 (1753) 2・18	萩谷村	氏神諏訪大明神	雨覆・舞殿
③平六	●寛延4 (1751) 9・18	泉原村	長徳寺 (東本願寺)	釣鐘堂・薬医門新建
	●宝曆4 (1754) 3・27	佐保村	教恩寺 (東本願寺)	本堂
	● 4 (1754) 3・27	鉢原村	乗雲寺 (浄土宗)	庫裏再建
④権右衛門	●明和3 (1766) 11	佐保村	教恩寺 (東本願寺)	釣鐘堂新建
	安永5 (1776) 12	同	教願寺 (東本願寺)	本堂・庫裏再建
	享和元 (1801) 3	同	教恩寺 (東本願寺)	本堂
⑤三郎兵衛	文政7 (1824) 2・5	同	氏神	雨覆
⑥利兵衛	嘉永4 (1851)	同	教願寺 (東本願寺)	本堂・庫裏
	4 (1851) 12・7	同	教願寺 (東本願寺)	本堂・庫裏
(8) [大岩村]				
①喜兵衛	寛保3 (1743) 1	大岩村	国見氏八幡宮	社
②太兵衛	●宝曆4 (1754) 3・22	同	円福寺 (東本願寺)	本堂屋根替
	14 (1764) 2・27	忍頂寺村	淨福寺 (浄土宗)	地藏堂
③善七	安永3 (1774) 8	大岩村	円福寺 (東本願寺)	釣鐘堂・薬医門新建
④栄助	文化10 (1813) 4・5	上音羽村	常福寺 (浄土宗)	本堂・庫裏再建
⑤理右衛門	文政2 (1819) 6・12	大門寺村	氏神十二社椎現社	社修復・雨覆新建
⑥利右衛門と同一人物				
	文政8 (1825) 6・27	大門寺村	大門寺 (真言宗)	庫裏・門
	8 (1825) 11・5	上音羽村	氏神天神社	社
	文久3 (1863) 7・25	忍頂寺村	氏神八所明神	屋根替
	3 (1863) 7・25	同	童王宮	屋根
⑦善六	慶応3 (1867) 4	同	童王宮	仮拝所新建
	天保2 (1831) 2・2	同	寿命院 (真言宗)	觀音堂
(9) [安元村]	なし			
(10) [車作村]	なし			
①八郎兵衛	●宝曆13 (1763) 10	車作村	法林寺 (西本願寺)	釣鐘堂新建
②五郎助	寛政12 (1800) 10・5	同	同	本堂他
(11) [生保村]				
①儀兵衛	寛保4 (1744) 2・2	萩谷村	長賢寺 (東本願寺)	本堂・庫裏再建
(12) [大門寺村]	なし			
(13) [桑原村]	なし			

(14) [安威村]			
①六左衛門	●寛保元 (1741) 10 ●寛延元 (1748) 11・7	坂原村 桑原村	経王寺 (法花宗) 地福寺 (浄土宗)
②善次郎	●延享元 (1744) 10 ●宝曆2 (1752) 2・5 ● 4 (1754) 9	中条村内畑田村 安威村 同	氏神宇賀神社 氏神苗森神社 西福寺 (浄土宗) 同
③万右衛門	安永4 (1775) 1・18	畑田村	道場 (西本願寺)
④政五郎	天保3 (1833) 3 7 (1836) 10・5	畑田村・五日村立合	本堂
⑤喜八	天保11 (1840) 3・27 11 (1840) 8・21	太田村 同	本堂・庫裏 屋根替
	弘化3 (1846) 6・27	同	本堂屋根替
	万延元 (1860) 8・27	同	頭天王・八幡社相殿 拝殿
(15) [福井村]			
①武兵衛	◆元禄4 (1691) 6・21	上音羽村	天神
②忠左衛門	○正徳2 (1712) 3・14	福井村	真毫寺 (真言宗)
	○ 2 (1712)	坂原村	経王寺 (法花宗)
③杏右衛門	○正徳2 (1712)	上音羽村	毘沙門堂
	○ 3 (1713) 6・1	沢良宜浜村	専念寺 (西本願寺)
④源右衛門	○享保4 (1719) 1・20	水尾村	勝光寺 (西本願寺)
	○ 14 (1729) 4・21	安威村	宮
	● 19 (1734) 8・21	十日市村	菩水寺 (西本願寺)
⑤丈右衛門	○享保3 (1718) 5・18	郡村	御宮
	○ 13 (1728)	同	御宮
⑥太兵衛	○享保3 (1718) 10・20	安威村	宮
	○寛延2 (1749)	五日市村	道場
	○享保5 (1720) 4・7	耳原村	法花寺 (法花宗)
	● 19 (1734) 11・12	田中村	氏神天満宮
	○寛延元 (1748)	福井村	大日寺 (真言宗)
	宝曆6 (1756) 1・27	耳原村	法花寺 (法花宗)
	● 8 (1758) 10・27	耳原村	氏神稻荷社
	○ 11 (1761) 10・7	十日市村	本頂寺 (法花宗)
⑦角右衛門	●享保6 (1721) 6・26	安威村	大念寺 (浄土宗)
	● 9 (1724) 2・19	安威村	同
	延享3 (1746) 12	福井村	遍照寺 (東西兼用)
	● 3 (1746) 1・11	福井村	惣道場 (東西兼用)
	●寛延4 (1751) 6・2	福井村	中之坊 (真言宗)
	○宝曆5 (1755) 2	水尾村	勝光寺 (西本願寺)
	文化14 (1817)	安威村	大念寺 (浄土宗)
⑧吉左衛門	○享保14 (1729) 7・18	十日市村	本頂寺 (法花宗)
+茂兵衛			
吉左衛門	○宝曆2 (1762) 8・12	耳原村	安養寺 (浄土宗)
	○安永元 (1772) 9	福井村	正法寺 (法花宗)
⑨太郎兵衛	●享保19 (1734) 11・12	中条／内田中	氏神天満宮
⑩仁兵衛	○元文元 (1736) 1	宇野村	道場光德寺
⑪五右衛門	○元文元 (1736) 2・16	水尾村	勝光寺 (西本願寺)
⑫茂兵衛	●元文4 (1739) 11・2	都山村	長泉寺 (法花宗)
+大坂龜井町大工喜右衛門	寛延元 (1748) 8・21	上總積村	太子堂新建
茂兵衛	●宝曆2 (1762) 2・18	上總積村	屋根葺替
	天明元 (1781) 8・13	中總積村	雨覆新建
	寛政6 (1794) 7・27	都山村	屋根替、拝殿・雨覆
	文化元 (1804) 3	上總積村	太子堂・拝殿・堂守居宅、
	天保12 (1841) 5・25	茨木村	太子堂雨覆新建
			本堂屋根替
			雨覆新建

◎儀兵衛	○延享元 (1744)	同	道場長興寺	
◎角兵衛	○延享4 (1747)	福井村	道場(東西兼帶)	
◎太郎衛門	●延享5 (1748) 6・12	福井村	大日寺(真言宗)	本堂・庫裏屋根替
◎文右衛門	●寛延2 (1749) 2	中条村内五日市村	怨道場	本堂
	文化元 (1804) 3	郡 村	氏神春日・午頭天王相殿	
	文政13 (1830) 2・2	同	妙壽寺(西本願寺)	本堂・庫裏
◎源兵衛	宝曆4 (1754)	越原村	乘雲寺(淨土宗)	本堂屋根替
	4 (1754) 3	郡 村	乘雲寺(淨土宗)	庫裏再建
	○ 4 (1754) 3	郡 村	寂音庵(淨土宗)	
	● 4 (1754) 3・12	郡 村	妙壽寺(西本願寺)	本堂・庫裏
	4 (1754)	宿久村	妙口寺	
◎作左衛門	宝曆4 (1754) 2・21	太田村	安樂寺(西本願寺)	本堂・庫裏
+ (六右衛門)				
	○明和2 (1765) 9・29	福井村	大念寺(淨土宗)	
	文化6 (1809) 1・21	太田村	氏神	拜殿屋根替
	天保6 (1835)	福井村	善水寺(西本願寺派)	庫裏屋根替
	13 (1842)	中日市村	氏神八幡社	雨覆・拜殿
◎六右衛門	●宝曆6 (1765) 7・5	堺原村	八幡宮	本殿・拜殿再建
◎古右衛門	○宝曆8 (1758) 9・2	中地積村	氏神	
◎利八	●寶曆10 (1760) 7・21	中条村	氏神天幡宮	雨覆新建
◎忠兵衛	安永6 (1777) 12・18	中地積村	慶德寺(西本願寺)	廊下兼小座敷再建
◎角兵衛	寛政11 (1799)	福井村	真毫寺(真言宗)	庫裏修復・方丈・玄関・廊下新建
(福井村大工)		(安威村枝郷)		
◎五良右衛門	天保3 (1832) 4	田中村	氏神天神社	本殿・拜殿・廊下
	安政5 (1858) 5・13	郡 村	平養寺	庫裏・廊下
◎嘉兵衛	天保11 (1840) 9・7	上地積村	善照寺(西本願寺)	茶所
(16) [国見村]				
①善兵衛	●寛保3 (1743) 1・11	国見村	八幡宮	社
	●宝曆4 (1754) 2・12	忍頂寺村	西福寺(淨土宗)	本堂・庫裏再建
②彦兵衛	○安永元 (1772) 9	大岩村	円福寺(東本願寺)	本堂・庫裏再建
(17) [宿久庄]				
①六兵衛	享和2 (1802) 8・13	宿久庄村	法恩寺(淨土宗)	本堂再建
(18) [栗生]				
①七良兵衛	○宝永7 (1710) 7・25	栗生村	應本寺(淨土宗)	
	○正徳元 (1711) 1・20	同	安樂寺	
②六郎兵衛	○元文2 (1737) 3・17	同	法泉寺(淨土宗)	
	●寛延4 (1751) 9・18	同	本成寺(法花宗)	庫裏・薬医門再建
③太郎兵衛	●宝曆4 (1754) 2・12	同	菩提寺(真言宗)	本堂・阿弥陀堂再建
+ 忠兵衛	元文2 (1737) 11・5	同	清水寺(淨土宗)	庫裏修復・藥医門新建
	●寛保元 (1741) 8・12	同	菩福寺(真言宗)	本堂・門再建・庫裏・土壤新建
④六兵衛	●寛保3 (1743) 3・12	同	氏神午頭天王	雨覆新建
⑤利兵衛	●明和6 (1769) 5・2	同	宝珠院(真言宗)	本堂・庫裏
	● 7 (1770) 8・26	同	勝尾寺(真言宗)	諸堂舍再建
	安永5 (1776) 5・27	同	同 荒神社	雨覆再建
⑥新治郎	文政8 (1825) 8・5	同	法泉寺(淨土宗)	庫裏・物置
⑦六郎兵衛	文政12 (1829) 3・13	同	本成寺(法花宗)	本堂
	13 (1830) 2・21	同	宝珠院(真言宗)	撞鐘室
	天保5 (1844) 2・21	同	氏神午頭天王社	拜殿
	12 (1841) 5・27	宿久庄村	法恩寺(淨土宗)	本堂・角屋屋根
	弘化4 (1847) 2・18	栗生村	宝珠院(真言宗)	本堂・庫裏再建
	4 (1847)	9・13	同	法泉寺(淨土宗)
本堂屋根				
⑧苏兵衛	天保6 (1835) 6	栗生村	榮久寺(東本願寺)	阿彌陀堂・物置
(19) [清水]				

①四 平	○正徳 2 (1712) 8・11 ○ 3 (1713) 5・15 ○享保 3 (1718) 3・7 ○ 4 (1719) 10・11	上河原村 宿久庄村 道祖本の内宿河原村 玄通寺 (東本願寺)	總持寺 (真言宗) 御宮 道場
②太郎右衛門	○享保 4 (1719) 11・19 ○ 11 (1726) 1・16 ○ 17 (1732) 8・7 20 (1735) 2・2 20 (1735) 3	惣持寺村 西河原村 三宅村 清木村 宿久庄	藥師堂 宮 淨業寺 朝日寺 (淨土宗) 往生寺 (淨土宗)
	○元文 2 (1737) 5・18 2 (1737) 9・18 4 (1739) 9・2	水尾村 栗生村 清木村	勝光寺 (西本願寺) 勝尾寺 (真言宗) 壽日社
	● 4 (1739) 9 寛保 3 (1743) 2	宿久庄鳥羽村 清木村	午頃天王社他四社 朝日寺 (淨土宗)
○延享元 (1744)	3 (1746)	惣持寺村 八幡宮	庫裏再建 星報管
		3・25	宿久庄鳥羽村
本堂・庫裏・門再建			道場 (東本願寺)
③四郎兵衛	○享保 11 (1726) 5・7		惣持寺 (真言宗)
④左兵衛	●寛延 4 (1751) 6・12	三宅村内 7ヶ村	氏神三社
	●宝曆 9 (1759) 7・1		勝尾寺山内崖念仏二階堂
	● 10 (1760) 1・18	宿久庄	往生寺 (淨土宗)
	●明和元 (1764)	三宅郷 7ヶ村	氏神三社相殿
	● 元 (1764)	三宅郷	常樂寺
	● 5 (1768) 4・15	宿久庄	氏神午頃天王社三社
⑤清左衛門	○安永元 (1772)	宿久庄	往生寺 (淨土宗)
	2 (1773) 2・5	同	往生寺 (淨土宗)
	天明 2 (1782) 6・17	同	往生寺 (淨土宗)
	寛政 2 (1790) 4・2	清木村	朝日寺 (淨土宗)
	8 (1796) 8・13	宿久庄	氏神社
	享和 4 (1804) 1	三宅村	氏神三社相殿
	天保 3 (1822) 12・12	清木村	朝日寺 (淨土宗)
⑥直 藏	文政 7 (1824) 10・27	宿久庄村	往生寺 (淨土宗)
⑦由兵衛	天保 11 (1840) 8・2	清木村	氏神春日社
	12 (1841) 5・27	宿久庄内音羽	道場 (東本願寺)
	14 (1843) 12・25		總持寺 (真言宗)
	弘化 3 (1846) 2・18	三宅郷 8ヶ村	氏神三社相殿
(20) [道祖本]	慶応元 (1865) 5・5	宿久庄村	午頃天王
①忠兵衛	◆元保 4 (1691) 2・24	道祖本村	宮
②源 七	●元文 2 (1737) 1・9	道祖本村	氏神春日社
	● 4 (1739) 9	宿之庄内東村	極樂寺 (淨土宗)
③又兵衛	●宝曆 4 (1754) 9・21	道祖本村	正覺寺 (東西兼帶)
	5 (1755) 6・7	郡山村	正規寺 (西本願寺)
	安永 4 (1775) 4	道祖本村	玄通寺 (東本願寺)
	文化 2 (1805) 10・2	同	懶業寺 (東西兼帶)
	2 (1805) 10・18	同	懶業寺 (淨土宗)
	文政 13 (1830) 2・2	同	懶業道場 (東西兼帶)
	天保 3 (1832) 9・18	同	玄通寺 (東本願寺)
	5 (1834) 2・2	同	玄通寺 (東本願寺)
④五兵衛	弘化 2 (1845) 4・5	郡山村	正現寺 (西本願寺)
⑤儀兵衛	嘉永元 (1848) 7・27	道祖本村	玄通寺 (東本願寺)
	安政 6 (1859) 5・28	同	氏神春日社
	文久 2 (1862) 5・13	同	氏神春日社
	○宝曆 9 (1759)	同	道場 (東西兼帶)
	宝曆 11 (1761) 9・13	同	氏神春日社
			本殿・雨覆

⑥又 藏	文政11（1828）5・25	同	悠道場（東西兼帶）	道場
(21) [下總]				
①長兵衛	○宝曆5（1755）2	下總積村	慈明寺（西本願寺）	
②源兵衛	明和3（1766）9・2	同	氏神春日社	社屋根替、雨覆取扱
(22) [信賀]				
①又兵衛	文化2（1805）10・2	倍賀村	専想寺（東西兼帶）	本堂屋根替
(23) [西河原]				
①与兵衛	○享保13（1728）6・3	西河原	西光寺（西本願寺）	
	○ 17（1732）5・25	同		道場（西光寺）
	●宝曆6（1756）12	同	西光寺（西本願寺）	本堂・庫裏再建
(24) [中河原]				
①七兵衛	○享保2（1717）2・1	五ヶ村ノ内中村	道場	
(25) [茨木村]				
①八郎兵衛	○宝永7（1710）	茨木村	妙徳寺（法花宗）	
	○正徳3（1713）5・3	猪木村	道場	
②次郎右衛門	○正徳3（1713）6・12	茨木村	唯教寺（東本願寺）	
	●元文5（1740）3・12	同	氏神牛頭天王	屋根幕替
	○延享2（1745）12	田中村	道場（光徳寺、東本願寺）	
	○宝曆6（1756）	茨木村	淨教寺（東本願寺）	
③与兵衛	○享保2（1717）3・18	茨木村	妙徳寺（法花宗）	
④善右衛門	○享保4（1719）4・8	目垣村	仏照寺（西本願寺）	
	元文元（1736）10・8	茨木村	妙法寺	内障
	●宝曆6（1756）3・3	同	本原寺（臨濟宗）	釣鐘堂新建
	● 6（1756）7・9	同	妙徳寺（法花宗）	本堂屋根替他
⑤甚右衛門	●宝曆6（1756）11・27	同	淨教寺（東本願寺）	長屋門再建
⑥甚 七	宝曆8（1758）3	同	本願寺門跡掛所	本堂
	● 8（1758）5・27	同	天石門別神社	神輿舍新建
	● 9（1759）4	同	唯教寺（東本願寺）	長屋門再建
	安永4（1775）7	同	天石門別神社、春日・八幡	春日・八幡
⑦猪 平	明和3（1766）8	奈良村	氏神	
⑧伊 平	明和4（1767）2・21	同	氏神春日社	社・雨覆
（猪平と同人か）				
⑨茂右衛門	安永6（1777）6・21	茨木村	称名寺（西本願寺）	本堂・庫裏下屋再建
	文政3（1820）7・18	同村主原	称名寺（西本願寺）	薪部屋新建
⑩治郎右衛門	安永6（1777）	同	淨教寺（東本願寺）	本堂移再建
	寛政12（1800）10・25	同	氏神	裏門
	享和4（1804）2・27	倍賀村	専想寺（西本願寺）	本堂
	文政5（1822）4・5	田中村	光得寺（東本願寺）	本堂・庫裏
	天保12（1841）4・7	西河原	西光寺（西本願寺）	本堂・物置新建
	13（1842）2・25	茨木村	氏神天石門別神社	社・門・垣等屋根
⑪三郎兵衛	寛政9（1797）9・13	西河原	主原氏神	雨覆新建
⑫治郎兵衛	文化元（1804）9・18	倍賀村	専想寺（西本願寺）	本堂屋根替
⑬甚 助	文政12（1829）3・13	總持寺（真言宗）	土藏・接待所再建	
⑭儀兵衛	12（1829）9・21	茨木村	氏神天石門別神社	末社新建
⑮幸 助	天保2（1831）3・13	伏見内中村牟礼村立合持ち	氏神春日	雨覆新建
	15（1844）2	西河原	本社・末社	雨覆
⑯吉兵衛	天保3（1832）8・27	總持寺（真言宗）	客殿・庫裏・玄関等再建	
⑰次良右衛門	嘉永元（1848）8・21	倍賀村	氏神春日社	社屋根
⑱与 助	安政5（1858）6・7	總持寺（真言宗）	休息所新建	
⑲与兵衛	慶応元（1865）6・13	總持寺（真言宗）	本堂・焰摩堂	
(26) [奈良]				
①市兵衛	安永2（1773）9・27	奈良村	明教寺（西本願寺）	本堂・庫裏再建
(27) [船川]				
①平右衛門	●宝曆4（1754）6・27	船川村	慈光寺（東本願寺）	本堂・庫裏
	● 14（1764）2・7	同	氏神牛頭天王	表門

②長兵衛	安永5 (1776) 5・27	同	氏神午頃天王	本殿・雨覆、他新建
	10 (1781) 2・7	同	生方庵(淨土宗)	本堂兼庫裏再建
寛政5 (1793) 5	同		慈光寺(東本願寺)	本堂・庫裏
文化11 (1814) 3	同		氏神午頃天王・稻荷	雨覆・拝殿等
(28) [内顕]				
①七右衛門	○正徳4 (1714) 6・20	下地積村	慈明寺(西本願寺)	
	○享保元 (1716) 2・22	下地積村	御宮	
●享保20 (1755) 4・18	奈良村		氏神春日社	雨覆造立
②太兵衛	○元文5 (1740) 11・27	久定村	宮	
(29) [沢良宣]				
①吉兵衛	●宝曆6 (1756) 3・21	信賀村	春日神社	雨覆新建
(30) [鶴]				
①八郎兵衛	○宝永7 (1710) 4・1	野々宮村	安楽寺(東西兼帝)	
	○正徳3 (1713) 8	鶴村	光善寺(東本願寺)	
●寛延2 (1749) 3・25	鶴村		氏神若一王子	社
●3 (1750) 3・22	同		氏神若一王子	雨覆・拝殿屋根
天保15 (1844) 1・27	同		若王子社	
15 (1844) 2	同		光善寺(東本願寺)	庫裏屋根
②五郎兵衛	寛政8 (1796) 3・13	同	氏神天神社	雨覆
	10 (1798) 8・18	同	若王子社	社
	10 (1798) 9・18	同	光善寺(東本願寺)	太鼓堂・薬医門新建
	文化3 (1806) 2・27	同	氏神若王子社	屋根替
	文政10 (1827)	同	光善寺(東本願寺)	屋根替
③浅七	文政5 (1822) 3	同	氏神天神社	雨覆等
(31) [鳥飼(鳥養)上]				
①権三郎	●宝曆4 (1754) 2・12	鳥飼上村	誓覚寺(西本願寺)	本堂再建
	●6 (1756) 3・7	鳥飼上村	西誓覚寺(西本願寺)	本堂・庫裏
(32) [鳥飼(鳥養)中]				
①吉右衛門	天明2 (1782) 6・27	鳥飼中村	勝安寺(西本願寺)	薬医門・釣鐘堂新建
(33) [鳥飼(鳥養)西]				
②吉右衛門	●元文3 (1738) 2・12	鳥飼下村	妙楽寺(法花宗)	本堂再建
	●4 (1739) 12	鳥飼西村	願正寺(西本願寺)	釣鐘堂新建
延享2 (1745) 6・27	鳥飼下村		妙楽寺(法花宗)	鐘撞堂新建
4 (1747) 2	鳥飼西村		興松寺(真言宗)	本堂・庫裏再建
●4 (1747) 3・18	鳥飼中村		勝安寺(西本願寺)	本堂・庫裏再建
●寛延2 (1749) 3・25	鳥飼下村		善勝寺(東本願寺)	釣鐘堂新建
○宝曆9 (1759)	鳥飼野々村		真福寺(淨土宗)	
●明和4 (1767) 2・27	鳥飼西村		興松寺(真言宗)	本堂・庫裏・廊下
●4 (1767) 8	鳥飼下村		安楽寺(東本願寺)	本堂再建
●5 (1768) 5・25	鳥飼下村		善勝寺(東本願寺)	本堂
6 (1769) 3	鳥飼西村		養惠院	本堂
天明元 (1781) 5・18	新在家村		光蓮寺(西本願寺)	本堂・庫裏再建
5 (1785)	鳥飼7ヶ村氏神		藤森神社	社移建修復
6 (1786) 8・2	同			神樂殿新建
寛政8 (1796) 3・7	鳥飼西村		願正寺(西本願寺)	釣鐘堂他
文政2 (1819) 1・25	鳥飼中村		勝安寺(西本願寺)	庫裏屋根
5 (1822) 3・13	鳥飼7ヶ村氏神		藤森神社	神樂所
13 (1830) 3・13	鳥飼西村		願正寺(西本願寺)	本堂
天保4 (1833) 8・5	同		妙真寺(法花宗)	本堂再建
4 (1833) 8・21	同		願正寺(西本願寺)	客殿
6 (1835) 3・27	鳥飼中村		長音寺(淨土宗)	本堂・庫裏
10 (1839) 8・13	鳥飼西村		願正寺(西本願寺)	庫裏・客殿屋根瓦葺
嘉永6 (1853) 2・27	西村他6ヶ村氏神		藤森神社	社屋根
安政2 (1855) 4	鳥飼7ヶ村氏神	同	天満宮	神樂所屋根
文久3 (1863) 12・7	鳥飼西村		妙覺寺(法華宗)	本堂屋根替

②権 平	元治元（1864）4・7	鳥飼下村	善勝寺（東本願寺）	太鼓部屋新建
③三右衛門	天保15（1844）8・21	鳥飼上村	賢覚寺（西本願寺）	庫裏・隠居所・物置
	弘化3（1846）4・17	鳥飼下村	安楽寺（東本願寺）	本堂
[不明分]				
1) 三宅ノ内野辺村	◆元禄11（1698）7・1	野辺村	光福寺（西本願寺）	本堂再建
①仁兵衛				
2) 川合村	文政5（1822）6・1	勝尾寺三郎権現社 拝殿再建		
②与右衛門				
3) □□村	文化6（1809）3・2	太田村	惣道場称念寺	本堂
①新兵衛				
4) □中村	宝永4（1707）9・21	河辺郡穴太村	氏神白井天王社	
①玄兵衛				
5) 村名なし				
①吉右衛門	文政2（1819）1・25		勝尾寺	

（註）◆一元禄4（1691）年「寺社首諸之覧」。●一願書が、宝永7（1710）年から安永元（1772）年までを記録した「寺社預手形帳」に記載のあるもの。○一宝永7（1710）年からの「寺社預手形帳」にのみ記載のあるもの。無印一願書のみ残るもの。

なお、建物名称のあとに記入のないのは修復を意味し、建物名称のないものは「寺社手形帳」からのもので作事建物の記載のないものである。また鳥飼西の吉右衛門の場合のように年代からいっても數名いたことになり、署名あるいは同名別人かも知れないが区別しがたいので同じ名前のところに集めている。

VII. 歷史部門

はじめに

安威川ダム建設予定地域の歴史として、第1章の古代・中世では集水地域だけに限定するならば仁和寺領忍頂寺寺辺五ヶ荘となるが、ダム建設地としての土地提供や道路整備など、さまざまな影響をうける地域である大門寺・桑原の両地区まで範域を広げると、竹村屯倉および大門寺一切経の写経活動がある。このため時代順に配列し、第1節 竹村屯倉、第2節 仁和寺領忍頂寺寺辺五ヶ荘、第3節 大門寺一切経の写経活動とした。第3節は、時代的には平安時代と鎌倉時代に限られ、第2節より早く終焉するが、忍頂寺との関係があるのであとに記した。中世末期の細川两家の争いと摂津国人の関係を表わす国人領主安威氏関連の古文書については1つの節をたて、第4節として報告した。

近世についても、当該地域に遺存する古文書類は重要なものをほとんど欠いていたので、他地域の史料で安威川の流域について触れているものについてとりあげ、領主支配の概観と目立ったもの2項目を2節に分けて取りあげた。近現代についてはおよその概略と地域の特徴について抽出した。さらに、安威川の氾濫および治水を中心に2章を立てて、第4章・第5章は安威川の歴史をまとめた。

第1章1・2・3節は福留照尚調査員、第1章4節と第2章は松尾 寿専門委員、第3・4・5章は福山 昭調査員が担当・執筆した。

第1章 古代・中世

第1節 竹村屯倉 (たかふのみやけ)

第1項 成立

安閑天皇元年（534）7月、天皇は屯倉を設立するため勅使を派遣して、大河内直味張に良田の献上あじはりを求めたが、これを惜しがんと嘆いてことわった。ところが、その年の閏12月に天皇が三嶋の地に行幸し、隨行した大伴金村が三嶋県主飯粒に良田を問うたところ、彼は喜んで上御野・下御野・上桑原・下桑原ならびに竹村の地、合わせて40町を献上し、子息を大伴金村の童堅こひつとしてさしだした。一方、味張は前言の偽りが発覚して天皇の怒りをかい、郡司（地域の行政権か）の職務を解任されることになった。そこで味張は大伴金村に狹井田6町を贈って、鑁丁500人を春秋に献上することを条件に許しを乞う斡旋を頼んだ。その結果、味張は許され河内県の部曲が竹村屯倉の田部にあてられた¹⁾。

安閑天皇元年には、九州から東国にまで多くの屯倉が設定されているが、竹村屯倉の場合、町という面積単位が6世紀には未だ使用されていないこと、この記事は大伴氏の家記を『日本書紀』の編纂の際に利用したため、屯倉の成立に大伴金村の力があったと強調しているなど、潤色の強い記述から安閑天皇元年に竹村屯倉が設立されたか否かは定かではない。ただ、設立時期はともかくとして、摂津の三嶋の地に竹村屯倉があったことは誤りないところであろう。

第2項 地域比定

この屯倉の所在地域をみると、桑原については、茨木市桑原に現在も地名が残っていて、上桑原・下桑原をここに比定する説があり、これに対する異論はみられない。桑原は北摂山地を南流する安威川が峡谷部から平野部に移行する流域で、6世紀の古墳（上部は盗掘されているが、下部は未調査という）があり、屯倉設置の時期には古代氏族が居住していた。

御野については、『倭名類聚抄』の摂津国西生郡三野郷をあて大阪市西淀川区姫島および淀川区にもわたる御幣島とする説⁶、あるいはその東の東淀川区の江口・大道付近、さらに摂津市の鳥飼にまで拡大する説もある⁷。しかし、それらが6世紀において安定した耕地=良田とは考え難い。さらにその主張は竹村は高生で、三嶋郡が分郡された時に高生郷が高上・高下の両郷にわけられ、摂津市域は高下郷に属し、同市域に三宅の地名があることから、竹村屯倉は摂津市域にあったとも考えられるとしている。しかし、当屯倉は天皇が三嶋の地に行幸した時とあり、三嶋が富田台地を中心とする地域の古称であることから、屯倉の範域を西生郡にまで広げることは無理であろう。これに対し御野を桑原の西南にある耳原（摂津國絵図では箕原とする）に比定するのが通説である⁸。耳原は安威川と茨木川の間にあり、南に舌状にのびた台地の南端で、弥生遺跡や著名な6世紀後半の耳原古墳があって良田が早くからひらけていた。また摂津市の三宅に関連づける説は、「并」を「あわせて」ととり、上・下御野と上・下桑原を総称して竹村屯倉としているが（これが高下郷を認めている）、「并」を「ならびに」と解釈し、4ヶ所に竹村を加えた5ヶ所とすべきである。

竹村については、『倭名類聚抄』にみえる嶋上郡の高上郷が考えられる。高上を高生の誤記とみなして「多加布」と読むべきだとする見解があり、8世紀中半のものとみられる正倉院文書の西南角領解に「摂津職島上郡高於郷」とあることから、高於=高生=高上と転化したとし、竹村屯倉の御野・桑原と関連づけて嶋上郡の西端部と考えられている⁹。『倭名類聚抄』の嶋上郡5ヶ郷のうち、他の4ヶ郷が郡の中部から東部寄りであるのに対して、高上郷が末尾に記してあることも勘案すると、同郷を郡の西部とするのは妥当なところである。また竹村が郷の北部の奈佐原・塚原・氷室あたりとすると、竹村屯倉は茨木市の耳原・桑原から高槻市の阿武山東の山麓地域となり、地域的にもかなりまとまったものであったといえる。

第3項 徹証

竹村屯倉の労働力には、大河内直味張の河内県の部曲が春秋の2期にあてられたが、『日本書紀』では「河内県の部曲を以って田部となすの元はこれよりおこった」とある。このことから、籠丁は屯倉において徭役労働に必要な時に徵發された隸属農民で、日常的には隸属する地方首長（大河内直味張など）に貢納するなどの負担をするほかに、農繁期には屯倉での労働を負担するわけで、二重の負担を強いられた隸属民といわれている。しかし、部曲を田部となすの始まりとあるから、部曲から田部への転換があったとも推測される。味張の献上した籠丁が居住した所として、高槻市の上田部（田辺）・下田部を推測する考えがある¹⁰。河内県は北河内の四条畷あたりを中心としていたと考えられており、それより春秋2期に竹村屯倉に赴くとすると、その線上に上・下田部は浮上してくる（文化的共通性も考慮されている）。しかし、上田部から桑原までは直線で4キロメートル以上はあり、竹村屯倉に奉仕するための仮住居がここにおかれたとするには、生産性の上からも疑問がある。たとえそうしたことがあったとしても、田部の名称が残ったのは一部の隸属農民がそこに定住した=田部となったと考えた方がよい

あろう。ただ桑原の南、耳原（御野原）の東に太田の地があり、「新撰姓氏錄」にみえる中臣太田連がいた所といわれている。また、耳原の西端部の幣森（みてぐらのもり）にある幣久良神社は太田連の祖である御身宿祢を祀っており、太田連の一族は耳原から太田にかけて蕃居していたと思われる。そして太田は御田の意味を含むのではないかと考え、御田=屯田と想定して、田部の1つである太田部およびその統率者としての太田連の存在を指摘する推測もある⁵⁾。この推測をすすめて、太田は安威川東岸にあり、岬上郡高上郷と考えられている塚原・土室・氷室などの地と隣接しているから（太田茶臼山古墳の東、土室と隣接する地域は高田という）、太田の中にも竹村屯倉があつて、田部がいたとは考えられないだろうか。

このほか竹村屯倉に関連して、古代氏族大河内直や三嶋県主の性格を追求した研究もあるが、ここではそれらへの言及はさしおくことにした。

- 注 1) 『日本書紀』（新訂増補 国史大系） 安閑紀元年7月条、同間12月条
 2) 吉田東伍『大日本地名辞書』（1900、1969増補版）
 3) 『摂津市史』、1977、第3章第1節
 4) 『大阪府史』第2巻、1990、第1章第2節など
 5) 『大阪府の地名I』日本歴史地名大系28、1986、「摂津国・島上郡」
 6) 『高槻市史』第1巻本編I・III、1977、「古代の高槻」第1章第1節
 7) 『茨木市史』、1969、第2章第3節

第2節 忍頂寺と寺辺村五ヶ荘

第1項 神岑山忍頂寺

忍頂寺はもと神岑山寺といい、僧三澄が建立したというが、春は最勝王経を、秋には法華経を講説する道場であったので、貞觀2年（860）清和天皇から忍頂寺の号を賜わり、勅願寺となつた⁶⁾。これにより天皇の安穏と鎮護国家を祈念する御修法がおこなわれるようになつたらしく、天暦7年（953）には住僧泰運らは官符をえて不断御修法を勤めている⁷⁾。これを伝える記録によれば、「七高第四神岑山忍頂寺」とあり、竜王山は神岑山とよばれ、比叡、比良、伊吹、愛宕、金峯、葛城とともに七高山の1つであった。したがつて三澄の春秋2季の講説は七高山の薬師悔過去を修するものであったと思われる。

当寺については『拾遺往生伝』に大法師源因の往生説話がある⁸⁾。それによると、彼は山中に房舎を構えて法花（華）経を誦し、極楽往生を願う求道者生活をおくっていたが、ある年の春に夢告があり、その年のうちに往生できるとのことで世事をなげうって専修念佛の生活に入った。しかし、年末になつても往生ができず、大晦日に僧らを自房に招いて事の由を告げ、魔に欺かれたと歎き、その深夜房中に火を放って、念佛を唱えつつ往生したという。北摂の山々には勝尾寺・箕面寺（瀧安寺）・本山寺など、9世紀には既成仏教にあきたらない求道者が山中に草堂を構えて活動していた。源因もその1人で、忍頂寺の僧となっているが、記述の状況から察するところ、それ以前から他の求道者らと山中に草堂をいとなみ、新しい仏教（浄土教）を模索していたのであろう。それらを三澄が1つの寺院としてまとめるとともに、國家の保護を得たものと考えられる。

勅願寺になったことによるのであろう、忍頂寺には摂津国から加舉本稻（本来の出舉稻に加えた稻による出舉利稻）500束と雜稻出舉から燈油料（国分寺や四天王寺などと合わせて3,000束）が支給されていた⁹⁾。これは保安年間（1120～24）に成立したとみられる史料から推測されるものであつて、當時こ

れが実施されていたとは考え難いが、9～10世紀ごろの実体は示していると考えられている⁵⁾。

その後、忍頂寺は仁和寺の末寺となった。弘安2年（1279）にまとめられた「阿娑彌抄」諸寺略記上の散在諸寺の中に「忍願(考)願下南難俱有頂字寺 仁和寺沙汰」とあり、忍頂寺は仁和寺が管掌している⁶⁾。また、「仁和寺諸院家記」（顯證本）の仁和寺直末寺の項には、官符・宣旨により末寺と認められた摂津国安養寺（貞元2年）・山城国法皇寺（嘉禄元年）・摂津国箕面寺（建保4年）に統けて公驗のない57ヶ寺を末寺としてあげているが、その最初に忍頂寺が記載されている⁷⁾。官符・宣旨などにより承認されたのではなかったが、その記載順からみて忍頂寺の末寺化は早く、平安末期にはすでに末寺になっていたと考えられる。残念なことに忍頂寺の古人の話によれば、元暦元年（1184）正月晦日（元暦の改元はこの年の4月16日であるから寿永3年である）、忍頂寺は内陣より火災が発生して堂舎が炎上した。幸い現在寿命院に残る薬師如来立像は難をのがれたようである⁸⁾が、この時に関係記録が焼失してしまったらしく、それまでの事情を伝えるものは残っていない。しかし、弘安6年（1283）に西大寺の歎尊思円が同寺を訪れ、薬師堂で十重戒の意を説き334人に菩薩戒を授けているから⁹⁾、鎌倉時代にはかなり堂舎の復興はすすんでいたとみてよい。また、この334人には寺僧のほか多くの寺辺五ヶ庄の莊民が参加していたのであろう。

忍頂寺は丹波国から北摂山地（老坂山地）を越えて摂津国の東部にでる要所で（後の亀岡街道）、大阪平野や西国街道（旧山陽道）を一望できる地であり、盛時には山中や周辺の寺庵から僧兵を組織できたとみられるから、戦時には軍事拠点として利用された。元弘2年（1332）12月には「仁定寺」に城郭を構えた大塔宮方にに対して宇津宮氏がこれを攻め落としている¹⁰⁾。また、康安元年（1361）12月には西上する南軍に備えて佐々木高秀（道譽の子）が「忍常寺」に摂津勢500余騎をもって陣を構えたが、山麓を通る細川清氏軍の撃退に失敗している¹¹⁾。応仁の乱以降もこうした現象はみられ、同寺の衰退・荒廃には戦乱が大きく影響している。

第2項 忍頂寺寺辺五ヶ庄

当莊に関する初見は仁治2年（1241）11月の忍頂寺寺辺村所当米敷用状¹²⁾で、ここでは忍頂寺寺辺村とよばれている。また、鎌倉末期の勝尾寺文書には忍頂寺五箇村とみえ¹³⁾、江戸時代の寛文4年（1664）に惣中が鋳造した忍頂寺鐘銘では五ヶ庄となっており¹⁴⁾、地元民は5ヶ庄とよんでいた。その立莊時期は明確ではないが、成立する理由からみると、前述のように忍頂寺は勅願寺として摂津国から支給されていた加舉稻500束などが、國家支配力の衰退によって支給できなくなると、その便補として寺辺に領地が与えられたと考えられる。したがってその時期は11～12世紀のことであろう。次に仁和寺領になった時期や経緯も不明確であるが、これも前述のように忍頂寺が仁和寺の末寺になっているから、推定時期の平安末期を下ることははあるまい。

これに関連があるかと思われる的是佐保村の有安名である。後世の史料ではあるが、佐保村と佐保村有安名は別のもので、明応8年（1499）の佐保村御年貢米算用状¹⁵⁾には合わせて8石9斗2升とみえ、3年後の有安名の御年貢米算用状¹⁶⁾では合わせて37石6斗5升4合とあり、規模だけでなく別個の収取形態をとっており、有安名は領主名の系譜をもつもので、解体されずに続いている。また、同名の年貢米の算用内容をみると、永正10年（1513）分と大永元年（1521）分には3斗7升3合の有安名御忌日入目（または入用）が引かれている¹⁷⁾。一般に下行分は年貢輸送費や上下使節の費用など莊務遂行費、村落内の慣行のための費用などであって、名主の年忌の回向にあてる費用をさし引くのは特例である。お

そらく領主仁和寺と有安名とは特別な関係があって、仁和寺側の特別配慮によりこれが慣例化していたと考えざるを得ない。ところが永正8年（1511）の有安名代官職請文案¹⁹によると、同名について忍頂寺堂社修造は往古よりの規式で、余村と同じく勤仕しなければならないとあり、立莊以来の五ヶ村とともに忍頂寺堂舍修造の義務を負っている。つまり有安名は便補された忍頂寺の運営費を負担する五ヶ庄内の名田であって、後に開発されたものではない。

のことから考えると、有安名は忍頂寺に属する寺僧かそれに近い者で、佐保村を中心に大規模な名田の領主名で、仁和寺と連繋して忍頂寺を別院化または末寺化することをすすめ、ひいては五ヶ庄の維持・拡大をはかり、代りに一定の得分を確保して各村とは別個の取扱体系を温存したのではないだろうか（多分に在地の庄官名の可能性がある）。忍頂寺が官符・旨宣で承認された末寺でないのも、そのあたりの事情によるのであろう。

第3項 仁治の寺辺村所当注文

初見史料で比較的当初の五ヶ庄の一端を検討する。一端としたのは、これが寺辺村についてのもので、この寺辺村が五ヶ村の一つにすぎないと考えるからである。

寺辺村は本田16町4段余で、河成・荒田3段余と四ヶ大歳田・鳥居宮神田・延福寺・白牛寺・西方寺および観音大門の合わせて9段余の除田を引くと、定田は15町1段である。本田に対して河成や荒田は2パーセント弱と低湿地の莊園に比べて少なく、山間地ゆえに安定耕地が多かったのかと思われる。除田のうち大歳田とは大歳神（木星神）を祀る費用にあてる土地で、本地は薬師如来であるから、薬師堂をもち薬師如来立像を本尊とする忍頂寺でおこなう行事である。大歳神は12年で方位を一周し、その方位に当る所の伐木を禁じたというから、五ヶ庄では寺法としてそうした規制がおこなわれていたと考えられる。次に延福寺以下の寺院は寺辺村に散在する寺院であろう。元暦の大火の話では、寺辺村内に清水寺のあったことがみえるが²⁰、ここでは見えない。清水寺は通称名で正式の寺名がこれらの寺院の中にあるのか、50年余りの後だから庵寺になったかであろう。また、観音大門は平安末から鎌倉期にかけて観音大門寺であろうといわれている²¹。すると寺辺村の範域はきわめて広い。

莊域については、応永24年（1417）の銭原村代官職請文、明応6年（1497）の佐保村算用連署請文、天文10年（1541）の音羽村について飯尾為清施行状写²²があり、銭原村・音羽村・佐保村が五ヶ村のうちであることはわかっている。これに音羽村西部と佐保村の間に位置し元暦の大火の記述にみえる泉原村が加わるから、これと寺辺村を合わせると五ヶ村で五ヶ庄なのである。つまり寺辺村は忍頂寺辺五ヶ庄の総称ではなく、五ヶ庄の1つである寺辺村を考えるべきである。忍頂寺のある神峯山（竜王山）の南麓から東にかけて、千提寺・大岩・安元・車作の近世村があるが、観音大門=観音大門寺として寺辺村に含めると大門寺と車作の間に位置する生保も寺辺村に属することになり、竜王山の南麓はすべて寺辺村と考えられる。なお、大門寺は如意輪観音菩薩を本尊としており、神峯山と号す仁和寺の末寺である。山号、本末関係からも忍頂寺と似ていて、忍頂寺の南・寺辺村の最南端にあって、神峯山（竜王山）全体に忍頂寺の堂社・子院が散在していたとすると南の大門に相当する所で、観音大門寺と称されるようになつたのではあるまい。

さて、所当注文にもどると、残る定田15町1段余から段別3斗の所当米45石4斗余が徵収されているが、これは例立用米31石9斗余と御米13石4斗余に2分されている。例立用米は寺用米や寺院の總監督にあたる検査および寺院・僧侶の管理にあたる所司（三綱）がおこなう供米に多くあてており、修正会

の供餅にあてる分もある。また御綿38両余もある。これは木綿ではなく綿綿で、かつて当莊で綿綿をつくり貢納していたことを物語るのであろうか、この時には料米に換算しているから衣服料にあてたと考えられる。「□菖二千七百把食料三斗六升」は虫損により最初の文字が判読できないが、把というから束にした菖蒲などの植物で、食料3斗6升とあるところをみると、薬用ではなく、これを使用する行事の食料にあてたものであろうか。残る井料は灌漑施設を領主側が設置してその使用料を徴収するものであるから、この時点では仁和寺が勤農活動をしていて、これに備えたものであろう。いずれにしても領主仁和寺の恒例行事等の費用である。これに対して御米13石4斗余は正米12石余と貢米1石4斗余からなっている。正米は近世では現物の米穀を意味するが、13世紀半ばでは不明である。もし春米なら白米となる。ただここでは例立用米に對比させて、行事費等の用米を除いた領主側の純収入分（もちろん寺僧らの手当にも使われる）と考えたらどうだろうか。いま1つの貢米もよくわからないが、これは名別1斗2升で徴収しており、名田積に応じて徴収されたものではない。したがって夫役米として徴収されたものか、徴収米搬送などの経費および途次の損耗を見込んで加微する欠米などを加えた加微分などであろう。なお、この名別と貢米から寺辺村は12名²³からなっていたことがわかるが、本田16町余から平均すると、名田規模は1町3~4段である。最後に御修理料が「拾陸石四斗余」と詳細まで記していない分がある。これは所當米には含まれていない。つまり莊園領主仁和寺の取得分に含まれていない、それ故に詳細分まで記入する必要がなかったわけで、これが忍頂寺の修造費や運営費にあてられたものである。これは寺辺村からの徴収分の4分の1強を占めていて、同じ割合ではないにしても五ヶ村では相当な額になるから、中世を通じて忍頂寺はかなりの財源を確保できたといえよう。

第4項 忍頂寺をめぐる貴族の争い

忍頂寺に関して端裏書に「仙洞御返事忍頂寺事、永仁二年六月七日」と記す後深草院の宸翰がある²⁴。これによれば、後嵯峨院の寵妃平棟子（准后）と大納言源通頼との間に忍頂寺のことについて争いがあって、平棟子の子で初代宮将軍の生前の書状を根拠に源通頼が主張していることにも理由はあるが、准后棟子が将来のことを考えて願いでたのであるから通頼の父の故内大臣源通成の死後は准后が沙汰しても差支えがない。したがってその間の事情を知る平時繼卿を通して鎌倉將軍久明親王（後深草院の子）に依頼するとよいというもので、後深草院から平棟子側に伝えられたものである。これが忍頂寺の何についてのものは不明であるが、通成一期の後は准后棟子が沙汰してもよい、とあることから忍頂寺の所領支配に関する考えられる。この争いに関するものであろう関東御教書写が、正応4年（1291）4月6日付、永仁2年（1294）2月17日付、永仁5年6月2日付の3通が残っている²⁵。内容はいずれも聖断たるべしと、天皇（伏見）の裁断にゆだねている。後深草院宸翰は2度目の関東御教書の後も聖断がなく、両者間の紛争が続いた時のものである（安成川流域関係史料写真図版解説参照）。

この忍頂寺に関する沙汰の内容を推測するものに、応仁2年（1468）の慶珍奉書案がある²⁶。これは摂津国島上郡の武士芥川宮一に忍頂寺五ヶ村の「領家職半分但限御料所分」の知行を与えたものである。発進人の性格を確かめ得ない現在、この御料所が皇室領であるのか宝町幕府領であるのかわからないが、知行権を与えていることから後者と考えられる。いずれにしても五ヶ村に領家職がおかれ、仁和寺の支配から分離して他に移っている。本所は仁和寺であったらしく、天文10年（1541）の奉行人飯尾為清施行状写には「当御門跡領摂州音羽村本所分事」とある²⁷。仁和寺は門跡寺院であったから、鎌倉期に五ヶ庄に領家職が設けられて皇室がそれを得て、宗尊親王に伝えられ、沙汰を預かっていた源通成が弘安9

年（1286）に亡くなってしまった子の通頼にひき繼がれたと思われる。しかし、文永11（1274）年に宗尊親王が薨すると、平棟子と源通頼との間で係争が生じたのであろう。鎌倉後期の深刻な貴族の内紛の一端をうかがわせる。その後、同莊の領家職は室町幕府やこれに従う武家方の管轄に入り、一部はさらに西山地蔵院領になっている。応仁の乱後のことであるが、音羽村の下司名代官職は地蔵院の直務として返却することになっていたにも関わらず、音羽次郎左衛門尉が返さないことを伝えている²⁰⁾。地蔵院は細川頼之が貞治6年（1367）に建立した彼の菩提寺であるから、南北朝内乱期が室町時代の初めに、細川氏は入手した五ヶ庄の一部領家職を地蔵院に寄進したのであろう。

第5項 南北朝動乱期

建武3年（1336）、九州に西走していた足利尊氏は湊川合戦で建武政権側を破って京都を奪回し、室町幕府をひらいたが、一旦降伏した後醍醐天皇は年末に吉野へ脱出したので南北朝の対立となった。翌年、武家方は北陸に新田義貞を攻めるなど全国的に戦乱は広がった。しかし、比較的優勢であったのと寺社勢力への配慮もあって、この年の10月、幕府は動乱の間に諸国大将・守護人が便宜上軍勢に預けおいた寺社・国衙領や領家職を返還し、もとの領主側の雜掌に沙汰居することを決定した²¹⁾。この時忍頂寺五ヶ庄では中沢次郎左衛門尉佐綱が抑留していたが、これをうけて佐綱の懲罰を停止し、仁和寺雜掌に地下を沙汰居すべしとの光明院院宣が出され、幕府の引付方からも前筑後守高野貞知の奉書が摂津守護赤松範資に伝えられた²²⁾。しかし、各地で返還はなかなかされなかつたらしく、その翌建武5年閏7月29日に、幕府は武士の本所領への押妨を停止して再度返還することを守護に通達した。五ヶ庄に対しては建武5年閏7月27日に引付方から長井広秀の奉書が赤松範資に出されており²³⁾、幕府の沙汰より2日早いが、これは攝磨守護に出されたもので、そのあとに「近国十日以前」とあるからこれによつたものであろう。押妨した中沢佐綱は信州諫訪の神氏の分流で、暦応2年～康安元年（1339～61）に幕府奉行人をつとめた中沢三郎入道性忍の一族であろう（その後も中沢信綱・氏綱・之綱らが幕府奉行人になつており、氏名に綱を名乗るものが多い）。中沢氏は承久の乱後、出雲國牛尾莊の地頭職を獲得していく、この時期には丹波・但馬方面への攻略がおこなわれていたから、その備えとして北摂の山間部でも軍勢を構成したり兵糧米を確保するため、五ヶ庄を管理したものと思われ、動亂にかこつて武士が莊園を侵略することは五ヶ庄でも例外ではなかつたのである。

この時期の莊園侵略のいま一つの現象は半濟によるものである。半济令の最初は觀応の擾乱の時である。優勢であった北朝武家で尊氏・直義の兄弟間を中心に内部分裂がおこり、直義討伐のために尊氏が東国へ赴いている隙について南朝方が京都を攻撃した。近江に逃れた足利義詮は觀応3年（1352）、近江・美濃・尾張の3ヶ国に半济令を出した。与同する武士を集めため、守護を通して本所領の半分を1年に限り軍勢に預けおくことを認めた。合法的な莊園侵略である。これは翌8月には軍勢発向の所々として伊勢・志摩・伊賀・和泉・河内を加え、8ヶ国に拡大された²⁴⁾。しかし、こうした法令は1度発布されると当該国にとどまらず全国に広がるもので、摂津国島上郡の法金剛院領土莊では、地頭土室氏が同年7月末に半济行為にてている²⁵⁾。半济給付をうけた武士は半济給人としてその継続を主張し、国によっては一国平均の法として守護が独自の半济を実施したので、寺社本所領での莊園支配はおとろえていった。しかし、九州を除いて戦乱がおさまり北朝武家側の優位が確定すると、守護権力の増大を防ぎ將軍権力の強化をはかるため、応安元年（1368）6月、禁裏・仙洞料所・摂關家領・寺社一円仏神領での半济は禁止し、他の諸国本所領は当分半分にわける半济を認めた²⁶⁾。但し、本家寺社領と

いっても領家人給之地は本所領に准ずるとしている。これは皇室・摂関家・有力寺社（新興五山禅院も含む）を保護し、貴族や一般寺社を切り捨て、既得の半济給人の多くには下地中分を保障し、守護の権限にはやや掣肘を与えるものである。

忍頂寺五ヶ庄については応安の半济令により直ちに仁和寺側に返還されていない。これは既述のように、同莊には領家職があつてそれを他家（皇室など）や有力武士がもっていた可能性があるので、但し書き条項の解釈が問題となつたのであろうか。応安の半济令が出た14年後の永徳2年（1382）、仁和寺領摂津国の忍頂寺五ヶ村ならびに国中所々に対して、押領の輩や半济給人らを退け、一円を寺家雜掌に沙汰するよう、幕府の御教書が守護渋川満頼に出されている³⁸。ここで仁和寺領摂津国五ヶ村并国中所々となっているが、このころ忍頂寺五ヶ庄が摂津国の仁和寺領ではもっとも有力な莊園であったか、応安の半济令の但し書きを適用する条件が五ヶ庄についてととのつていたのであろう。ただ、審理に手間どるにしても14年間は長すぎる。何か政治的な絡みがあつたかとも考えられる。というのは、応安の半济令を主導したのは管領細川頼之であったが、彼は斯波義将の策謀から他の守護大名の反発をかい、康暦元年（1379）に失脚し、斯波義将が管領となった（康暦の政変）。また、摂津守護は応安6・7年頃に赤松光範から細川頼元にかわっていた。頼元は頼之の弟で兄の猶子となつてゐたが、彼もこの政変で罷免され渋川満頼が守護になつた（但し摂津は分郡守護であった）。つまり仁和寺が半济給人をしりぞけて一円回復を訴えている審理のさなかに、細川頼之＝頼元体制から斯波義将＝渋川満頼体制にかわつたのである。ところが細川頼之が創建した西山地蔵院に忍頂寺五ヶ庄領家職が入つており、その時期は不明で細川頼之が頼元がこれを施入した可能性が高く、何らかの関わりがある。結果的には康安の半济令の適用をうけて14年後に、斯波義将＝渋川満頼によって忍頂寺五ヶ庄の半济給人停止が通達されるのであるが、この遅れにこの体制変動が関係していたのかもしれない。

第6項 代官請負制

永徳3年（1384）末には細川頼元が摂津守護に復帰し、康応元年（1369）の將軍義満の戦勝參詣に細川頼之が讚岐から同道して、山名討伐と頼元の管領就任が話し合われ、頼之の幕政復帰も決定した（上京は2年後）。これ以降の摂津守護は細川氏が繼承した。この頃になると、守護は管内の段銭賦課権や人夫召の権限のほか、論所への使節遵行など国内の全ゆる問題に干渉できるようになり、その通達や執行にあたる守護代・小守護代・守護郡代の力が莊園領主の無視できないところとなつた。こうした状況から守護被官に莊園の管理・収納をまかせる代官請負制が展開された。

応永24年（1417）、平尾次郎左衛門尉盛久が五ヶ庄のうち錢原村半分代官職を請負っているが、その請文には御年貢諸公事は長塩の散用状の如く進上すると述べている。つまり平尾盛久の前にすでに長塩氏が代官職に就任していたのである³⁹。長塩氏は讚岐出身の細川氏の被官で摂津の守護代などをつとめている。おそらく長塩氏の代官職請負は守護細川満元の口入によるのであろう。平尾盛久については不明であるが、永正7年（1510）末に室町幕府は錢原村代官職の競争者が辞退したので恵命院雜掌に所務をするよう伝えているなかに細川典厩被官平尾跡とあり、平尾氏もまた細川氏の被官人で、かなり長期にわたつて錢原村の代官職を世襲的に所持していたと考えられる⁴⁰。この平尾氏が近在の出身ならば豊島郡の平尾村（現箕面市）に本拠をもつ土豪武士かも知れない。そのあたりは牧之庄ともよばれ、近都牧の1つで右馬寮に属する豊島牧のおかれた地で、その牧司でもつとめた子孫であろうか。天正の初めに茨木城主中川清秀の旗下に入つてゐるのは子孫だろう⁴¹。

五ヶ村の領家職が幕府御料所となり、その知行が応仁2年に芥川宮一に与えられたことは前述したが、その後の30年間ほどは史料が欠落していてよくわからない。しかし、佐保村（有安名を含む）・音羽村および錢原村など、地域ごとに代官請負体制をとっている。例えば明応6年（1497）の佐保村の敷用についての某宏盛・某守為連署の請文¹⁾では、所当年貢は京着3石を備進する。もし土貢のない時は入立でもって進上すると、自弁での算用遂行を記しているからこれも請負体制とみるべきである。ところでこの頃の有安名算用状は宏盛が明応6年・永正5年・永正8年に、信祐が明応10年（これは佐保村の算用）・文亀2年・永正11年（1通は年貢米、1通は京進年貢米）・大永2年に作成しているが²⁾、明応6年の宏盛の花押だけは他のものと異なり、信祐の花押と同じである（信祐の花押には変化はない）。このことは宏盛が2種の花押を同時期に使用し、宏盛と信祐が同一人物の可能性があり、佐保村と有安名の双方の莊務を請負っていたことを示している。またこの間の永正8年2月17日宏盛差出しの有安名年貢算用状は四宮が永正4・5年の末進分を納めたもので、この4日後に四宮代運兼が有安名の代官職を請負っている³⁾。端裏書に「当四宮請文」とあり、仁和寺側は四宮の代官職請負とみているが、彼の代官職は以前から続いていたのである。四宮とは文明14年（1483）、細川政元が北摂の国人一揆を平定して、没収した吹田荘の守護料所の奉行になった四宮四郎⁴⁾かその一族で、小守護代か島下郡代をしていたのであろう（守護代は栗師寺之長）。宏盛と四宮の関係は、このころ長期にわたり四宮が有安名代官職を得ていたこと、そうした状況では地下代官側から敷用状を作成送付するのが一般的であることなどから、宏盛は莊務担当の奉行で四宮の被官であったと考えたい。守護の有力被官は配下の武士を代官職代行や莊務奉行にして、莊園を蚕食しながら被官武士の編成をはかったのである。

こうした請負体制のもとで仁和寺の取得分は減少した。永正11年（1514）の有安名年貢米算用状（永正10年分）では、35石余のうち5分の1が奉行得分に引かれて、残る28石余から7石5斗余18駄の駄賃分、欠米1斗余、上下（使か）路銭4度分の1斗余の下行分を差引いて、京進分は19石9斗余である。ところがこの京進分の算用状が残っており、19石9斗余のうち直進されたのは2石8斗余で、残る17石余は諸下行となっている。その内訳は「右石武斗 此代右貫文一倍定 網御衣請出之 永正九年壬四月ヨリ同十年ノ至十二月也」と質物の請出しや借銭の返銭に16石6斗余、有安名御忌日入用3斗7升余、御ホタキ（陰暦11月の火焚きの神事）7升となっていて、借銭返済に多くが消えている⁵⁾。さらにひどいのは天文11年（1542）分の有安名算用状では合8石（右所持で、その1石は宣旨持1石3斗7升）をほとんど在地で換金して計5貫565文としているが、ここから京上運賃、奉行得分、四宮への樽代や幕府奉行人松田對馬守など武家への謝礼、借銭の支払いに計5貫567文（実計算では5貫625文）の諸下行分があり、これに以前過上の237文が加わって仁和寺への納入分はない⁶⁾。莊園維持のために幕府や周辺武士への礼物（銭）と仁和寺側の借銭返済が重なり、代官請負制による収入減に拍車をかけ事実上仁和寺の忍頂寺五ヶ村の経営は崩壊している。この借銭の相手は在京の上倉などの金融業者のはか在地土豪や寺庵もあったと推定されるが、当莊の崩壊の要因には、武士の莊園侵略は当然のことながら、莊園領主の不健全な財政運営がこれを促進したといえる。

- 注 1) 『三代実録』（新訂増補国史大系）、貞觀2年9月20日条
 2) 「延喜天曆御記抄」柳原記録131（『大日本史料』1-9）
 3) 『拾遺往生傳』卷中 大法師源因（『續群書類從』8-上所収）
 4) 「撰津國正税帳案」九条家冊子本中右記表書（『平安造文』補45、「撰津國出舉帳案」『同左』補47）
 5) 『伊丹市史』第1巻・第2節、1968

- 6) 『大日本佛教全書』、1914所収、なお『拾芥抄』（増訂故実叢書） 下の諸寺の項に「忍頂寺撰津仁和寺領」とある。
- 7) 『仁和寺史料』寺誌編1所収、1964
- 8) 「御室相承記」六後高野御室の裏書（注7）と同じ
- 9) 「感身学生記」弘安6年10月14日および15日条
- 10) 「僧日靜書状」元弘2年12月6日、藻原寺文書（『岩手県中世文書』上所収、1960）
- 11) 『太平記』卷37（日本古典文学大系）、新将軍京落事
- 12) 忍頂寺寺辺村所当米散用状、仁治2年11月、仁和寺文書（前掲『茨木市史』所収）
- 13) 仁和寺法親王下文、正和3年12月7日、勝尾寺文書、『箕面市史』史料編1所収、1968
- 14) 天坊幸彦『三島郡の史蹟と名勝』、1961、忍頂寺の項
- 15) 佐保村御年貢米算用状、明応10年2月吉日、仁和寺文書、前掲『茨木市史』所収
- 16) 佐保村有安名年貢米算用状、文龜2年3月吉日、仁和寺文書、前掲『茨木市史』所収
- 17) 有安名御年貢米算用状、永正11年2月吉日、同上、大永2年8月吉日、仁和寺文書
- 18) 佐保村有安名代官職諸文案、永正8年2月21日、仁和寺文書、前掲『茨木市史』所収
- 19) 注8) と同じ
- 20) 『大和郡山市西方寺所蔵一切經調査報告書』1984、「西方寺所蔵一切経と勸進写経」ほか
- 21) 平尾盛久錢原村半分代官職諸文、応永24年11月28日、飯尾為清施行状等、天文10年10月19日、佐保村算用連署文書、明応6年10月16日、以上仁和寺文書、前2通は前掲『茨木市史』所収
- 22) 後深草院宸翰、京都大学国史研究室所蔵文書、前掲『茨木市史』所収
- 23) 関東御教書写、正応4年4月6日、永仁2年2月17日、永仁5年6月2日、仁和寺文書、前掲『茨木市史』所収
- 24) 慶應奉書案、応仁2年11月2日、仁和寺文書、前掲『茨木市史』所収
- 25) 注21) の2号文書に同じ
- 26) 四宮長能遵行状、文明13年12月19日、地蔵院文書
- 27) 室町幕府追加法、建武4年10月7日評議、『中世法制史料集』第2巻、1957、以下同じ
- 28) 前筑後守高野貞知奉書等、建武4年12月27日、仁和寺文書、前掲『茨木市史』所収
- 29) 長井広秀奉書写、建武5年閏7月27日、仁和寺文書、前掲『茨木市史』所収
- 30) 室町幕府追加法、観応3年7月24日、同8月21日の沙汰
- 31) 前掲『高槻市史』第1巻、第2章、第2節
- 32) 室町幕府追加法、応安元年6月17日
- 33) 室町幕府御教書案、永徳2年10月7日、仁和寺文書、前掲『茨木市史』所収
- 34) 注21) の1号文書に同じ
- 35) 室町幕府奉行連署奉書、永正7年12月29日、仁和寺文書、前掲『茨木市史』所収
- 36) 「豊後岡藩（中川氏）諸士系譜」、竹田市立図書館蔵（『撰津市史』史料編1、1984所収）
- 37) 明応6年の連署請文は注21) の3号文書に同じ。
- 38) 8通とも仁和寺文書、うち明応6年・永正11年の京進分・大永2年を除いて前掲『茨木市史』所収
- 39) 注18) に同じ
- 40) 『大乘院寺社雜事記』（『続史料大成』）文明14年10月16日条、他に吹田成枝名支配のことは同12月12日条
- 41) 注38) の永正11年の京進分に同じ
- 42) 有安名算用状、天文11年11月18日、仁和寺文書

第3節 大門寺の勸進写経

第1項 大門寺一切経

大門寺一切経は1950年石田茂作氏が古屋幸太郎氏所蔵の95巻を紹介・命名されて知られるようになり、1962年田中塊堂氏が未紹介10点を含む91巻を発表され、その一部は『平安遺文』題跋編に収録された¹⁾。いっぽう1987年に大和郡山の西方寺で大量の経巻が発見され、1950年の『郡山町史』にその一部が紹介されたが、その後元興寺文化財研究所の調査をへて1984年に『大和郡山西方寺所蔵一切經調査報告書』

としてまとめられた⁹。掲載巻数2278巻のうち2180巻は平安・鎌倉期に摂州大門寺の僧侶の勸進活動によるもので、このため西方寺所蔵一切経と名づけられたが、ほとんどは大門寺一切経である。西方寺に入ったのは17世紀末に同寺近在の信徒達が購入して施入したという。これらが大門寺から流出した時期や理由は不明だが、古屋幸太郎氏所蔵のほか田中塊堂氏編纂の『日本古写経現存目録』には他の所蔵者になる87巻があるので、今後も大門寺一切経が発見される可能性はある。

大門寺一切経の特徴については前掲の調査報告書にくわしく述べられているので譲るが、下記のためにごく概略を述べると、國家・権門勢家の衰退により12世紀半ごろから一切経書写は勸進僧によることになるが、大門寺のそれは大寺院によるものではなく地方寺院が行った数少ない例である。書写事業は12世紀初めの永久頃からはじまり、同世紀後半の久安～久寿頃は経尊が、13世紀後半の文永～弘安頃は長賢がそれぞれ中心になって勸進活動をしたもので、大きく3時期に分けられるという。

第2項 摂州大門寺

大門寺は山号を神峯山と称し真言宗御室派に属するが、前掲の「仁和寺諸院家記」の直末寺の項には記載はない。寺伝によれば開成皇子が宝亀年中（770～780）に草堂を結んで如意輪観音を刻み本尊にしたという。旧称青龍寺といい、藤原明衡の子で文章博士の藤原敦光の「与諸友遊摂州青龍寺」¹⁰は当時のことを示すとする¹¹。大門寺一切経によれば、平安時代は観音寺または観音大門寺とあり、鎌倉時代は一切経名には観音大門寺か大門寺をつけ、寺名は大門寺である。このうち永久2年（1114）書写の大乘大集地藏十輪經卷三の奥書きには、「但觀音寺五部大乘之内也」とあって、藤原敦光（1063～1144）が52歳の時には大門寺は観音寺になっていて、旧称青龍寺説は検討の余地がある。また開成皇子建立説は北摂の山岳寺院の多くがもっているが、いずれも寺院の形態をとっているのは9世紀である。

大門寺と忍頂寺の関係についてみると、同寺が忍頂寺寺辺村に属することは既にみたが（第2節）、久安4年（1148）書写の「現在賢劫千仏名経」巻中（古屋氏所蔵）の奥書きに、「攝津忍頂寺、観音大門寺御経也」とある。田中塊堂氏の紹介には異筆の区別がないので断続はできないが、忍頂寺の観音大門寺とされる記載である。また弘安4年（1281）に摂州垂水東牧西条山田村で書写された奥書きには、「山澄和尚御建立觀音大門寺」とあって、忍頂寺は神峯山と号し三澄和尚の建立、大門寺は神峯山と号し山澄和尚建立と極めて似ており、鎌倉時代に両寺は同一視されていたかと考えられる。次に両寺の位置関係をみると、忍頂寺の南の山麓に大門寺があり、忍頂寺から東の安元か安元一車作のコースをとっても、西の千提寺大岩のコースをとっても大門寺の南で合流し、大門寺は忍頂寺の南出口にあたる。このような位置関係は、東隣りの島上郡では本山寺の南に神峯山寺があり、西の島下郡西端では勝尾寺の南に帝釈寺があって、前者は奥院と里坊の、後者は内院と外院の関係にあった¹²。忍頂寺と大門寺との間にも同様の関係があったとみてもよいのではなかろうか。

現在は本堂と庫裏のみの大門寺であるが、鎌倉時代には如法堂があった。正和4年（1315）の僧大空田地譲状によると、彼は佐保村の大谷下司名内の田1段を大藏卿に譲ったが、その地は有限の御服の所當（莊園領主仁和寺へか）のほか、毎年2斗5升の米を大門寺の如法堂への沙汰があり、本証文は如法堂に納めてあるという¹³。本証文を如法堂に預かるとはその淨財にあてる名目で大門寺が貸付を行っていた可能性があり、毎年2斗5升の加地子収入があったのである。他の堂舎や僧坊もあったと思われ、経済的面も寺院組織もそなわっていて、それ故に一切経の勸進写経ができたと考えられる。

第3項 在俗の協力者

一切経書写事業には書写だけでなく紙・筆・墨などの材料費、切句・点加も含めた交合の費用、巻子本にする装丁費など多額の費用が必要で、そのために協力者を求めて勧進活動をした。そうした協力者（檀越・施主）のうちも在俗者について瞥見しておこう。なお史料は西方寺所蔵のものを利用し、注は繁瑣になるので同書の整理番号を後につけた。

奥書には「於忍頂寺 泉原村佐伯常近」（558）とか「田中村惟宗依時女勝部氏」（842）と居住村をつけたのがまれにある。前者は泉原村の佐伯常近が忍頂寺で書写し、後者は田中村の惟宗依時の娘が勝部氏に嫁いで書写したと解される。泉原と田中は茨木市域で、勝部氏は豊中市勝部にいた氏族だろう。こうした在俗の協力者は平安期のものが多く、鎌倉期は少ない。ただ鎌倉期には新屋村住人（茨木市）のように姓名を記さないものや、長興寺（農中市）念仏堂で一力衆（万衆か）が書写しており（1627）、集団によるのが注目される。また平安期の協力者では女性が多く男性を上まわっている。この理由は一概に言えないが、女性も資産を譲り受け持つことができたことが一因だろう。

いま村名と結びつく氏を前記以外にあげると、味舌村の村主重谷（449）、山口正国（523）、泉原村の藤原永包（610）、野瀬守末（611）、沢良宜村の大中臣是久（783）、伴助□（784）、奈良村の壬生行里（787）で近辺のみであるが、私市氏（379）・茨田氏（1024）・恩智氏（1143）などは河内の地名を姓にもつ豪族で、いずれも在地しているとみてよい。これら在俗の協力者の階層を考えるために杜撰ではあるが、一切経にみえる姓氏と共通するものをほぼ同時期の周辺史料から拾うと、天承元年（1136）の水成瀬庄田堵請文案¹⁾に物部・佐伯・伴の各氏が、長寛2年（1164）の垂水東牧吉志部村定使藤井貞宗申状²⁾に藤井氏が、鎌倉初期のものとみられる摂津山田莊公文刀彌職事等申状案³⁾に職事百濟・佐伯が、勝尾寺文書の売券・譲状には清原・土師・藤原・惟宗・佐伯・紀・泰・藤井氏が、一谷合戦に軍勢催促をうけた摂津御家人には垂水武者所の橋正盛・牧権追迫使中原宗景・藤原友盛があつて⁴⁾、彼らは田堵名主から現地の下級莊官、さらには御家人クラスでもあった可能性がある。

次に彼等相互の関係をみると、六人部正行女秦氏・清原末成女六人部氏・泰は支女恩智氏が（1143）、伊和恒行女長氏・伊和恒安女橘氏・伊和安行女六人部氏が（1144）、グループで施主になっており、また□末遠女秦が各二親尊靈のために書写し（972）、氏名不明ながら紀氏と泰氏の靈成仏得道の為とするものもある（1064）。このような関係をたどると、伊和・大中臣・長・恩智・賀茂・紀・清原・甲可・橘・佐伯・野原・土師・泰・壬生・六人部・大和の各氏は姻戚関係でつながっており、経尊の勧進活動はこうした姻戚をたどって進められたことがわかる。しかし、このことは当時の田堵名主や下級莊官らは姻戚関係を通じてかなり広範囲に結ばれて社会的基盤を築いていたともいえる。ただ、このことについてはより詳細な検討が必要で、今後の課題である。

注 1) 石田茂作「摂津国大門寺一切経に就いて」（『佛教史学』3、1950）、田中塊堂「大門寺一切経に就いて」（『日本歴史』164、1962）

2) 大和郡山市教育委員会『大和郡山市西方寺所蔵一切経調査報告書』、1984

3) 「本朝無題詩」（『群書類從』九所収）

4) 前掲『摂津名所図会』巻之五および前掲天坊幸彦『三島郡の史蹟と名勝』など

5) 前掲『高槻市史』第1巻および『大阪府の地名』（平凡社）

6) 僧大空田地譜状、正和4年12月25日、勝尾寺文書（前掲『筑前市史』史料編1所収）

7) 東大寺領水成瀬庄田堵請文案、天承元年7月4日、東大寺文書4の71（『平安遺文』2201）

8) 摂津国垂水東牧吉志部村定使藤井貞宗申状、長寛2年7月、陽明文庫所蔵兵範記仁安2年秋卷裏書文書（『吹田市史』第4巻、1976・『平安遺文』3298）

- 9) 摂津国山田公文刀祢職事等申状案、京都大学文学部所蔵永昌記紙背文書、(前掲『吹田市史』第4巻)
 10) 「儒林拾要」 韶文57 (『続群書類從』31の下所収)

第4節 国人安威氏と守護細川氏

応仁の乱（1467～77）の一方のリーダーであった細川氏は、その後も幕府の管領として政権の中核部にいたが、政元のあとつぎ問題から2派に分裂し、永正から享禄にかけて（1504～31）抗争を続けた⁴¹。細川氏は摂津国の守護でもあったから、摂津一円がこの抗争に巻き込まれざるを得ず、安威の国人領主安威氏も例外ではなかった。この安威氏に対する細川六郎（勝元、澄元、高国、晴元のいずれか）、同高国、同晴元、同尹賢の書状合わせて6通が、茨木市大字生保に伝えられているので⁴²、本節では細川氏の分裂抗争と安威氏との関係について若干の考察を行う。

第1項 細川家の分裂

室町幕府の管領で摂津国の守護であった細川政元（1466～1507）は、自分に子がなかったため、元關白の九条政基の子を養子にして澄之を名乗らせていたが、一門の中より養子を迎えるとして細川政春の子高国を養子にするため内々に話を進める一方、薬師寺与一元一を使者として阿波の細川成之の孫である六郎澄元をも養子に迎えようとした。

【関係略系図】



阿波への使者であった与一元一は澄元の相続を急ぐあまり政元を隠居させようとしてかえって政元と対立し、それが合戦にまで進展した。永正元年（1504）9月の淀城合戦である。しかし、管領政元に反逆した与一元一に同調する者は少なく、与一元一の弟与次をはじめ諸勢が淀城を囲み、与一元一は捕えられ、彼自身が建立した京都船橋の一元院という寺で切腹させられた。与次はこの合戦の功績により名を三郎左衛門と改め、与一元一の跡をもらって摂津国上下守護代となった。この一波瀾があったが、今度は薬師寺三郎左衛門（与一元一の弟）が使者となり、同3年（1506）4月かねての約束通り澄元を京都に迎え、三好長輝に補佐させた。これが細川家の分裂のもとであり、当時の京都でも細川家が2つになるもどとの噂がたったという。

一方、先に養子にしていた澄之は丹波国守護として丹波へ差し下したので、体よく追い払われた形の澄之は忿懥やるかたなく、澄之方と政元・澄元方との対立がきびしくなった。細川の家臣香西又六・孫

六兄弟は澄之を推し、薬師寺三郎左衛門もそれに同調して、同4年（1507）6月23日夜御月待の行水をしていた政元を襲って殺害した。さらに翌日には澄元を攻めて三好筑前守之長とともに近江の甲賀へ敗走させ、澄之を家督相続人とした。これをよしとしない澄元は三好筑前守之長の働きで甲賀の谷山中新左衛門を味方にし、畠山氏も頼んで大和・河内の兵をも招き得て体勢を調べ、京都へ攻め上って澄之を自殺させ、薬師寺三郎左衛門、香西兄弟らも討死した。こうなると残された澄元と高国との対立が大きく表面化し、さらに將軍職をめぐる足利義澄・義稙の争いと絡んで、泥沼のような抗争に落ち込んでいった。

第2項 澄元・高国の争い

永正5年（1508）4月、まず高国方は京都を攻めて澄元を近江へ敗走させた。同8年には澄元方がまきかえし、和泉国深井合戦（7月）、摂津国芦屋河原合戦（同月）で若干の戦果をあげたものの、京都船岡山合戦（8月）で敗れたため、澄元は阿波国へ逃げのびた。そのため、しばらくの間は高国が京都を制することになった。

永正16年（1519）10月、澄元方の摂津の国人池田三郎五郎が高国方の夜襲に反撃して勝利したをきっかけに、再び澄元方は活気づき、11月には諸勢を調えて瀧（現神戸市）へ上陸、越水城（現西宮市）を包囲し、翌年2月までの間、現在の西宮市・伊丹市・尼崎市の範囲で激しい攻防戦が繰り返された。この戦いで劣勢にたたされた高国は、一時近江へ逃れて戦力を調べ、5月には3万余騎の軍勢をもって上京し、澄元方の有力家臣三好之長の部隊を攻略した。之長隊は5千騎をもって奮戦したが、頼みの讃州の香川・安富・久米・河村らの隊が高国方に降参したうえ、丹波より8千騎の内藤軍が高国方に加わったので、之長の部隊は完敗した。

先の戦いで伊丹城を占拠していた澄元は、之長隊の完敗を聞いて城を忍び出て、生瀬口（現宝塚市）から播磨国を経由して阿波へ帰った。彼は今一度上京して高国を滅ぼし、恨みをはらさんと念じたが、感冒がもとで寝込み、6月10日わずか32歳でこの世を去った。

第3項 高国・晴元の争い

澄元の死によって、高国は心に懸かる事もなく、大永元年（1521）11月28日管領職につき、翌月には不仲となった將軍義稙のかわりに、義澄の子義晴を將軍にした。ところが、同6年（1526）7月、家臣細川（典蔵）尹質と香西元盛の不和から、尹質の讒言をまにうけた高国は重臣元盛を処罰してしまった。このことで香西一族は憤り、元盛の兄の波多野通直、弟の柳本賢治らは高国を離れて丹波に引きこもり、阿波の晴元（澄元の子）に一味しようとした。そのため高国と晴元との対立が表面化し、同年12月、三好之長の子元長らは晴元を擁して挙兵し、摂津の国人領主たちも呼応して、再び大規模な戦乱となった。

戦乱は敵・味方入り乱れたが、翌7年2月高国方の有力家臣薬師寺備後守が守る山崎の城が、丹波の柳本軍の攻撃で落ちると、これまで高国方であった摂津の太田、茨木、安威、福井、三宅などの城もあいついで晴元方に明け渡され、同月12～14日の桂川合戦で三好・柳本連合軍が勝利、高国は近江へ敗走し、堅固な伊丹城を除き山城・丹波・摂津の諸城は晴元方の制するところとなった。

この圧勝を機に3月22日、14歳の細川六郎晴元は阿波より界に渡って戦闘に加わった。近江に逃れた高国は、近江の京極・六角、越前の朝倉らに援助を求め（PL.1-3）、11月再び戦闘に入ったが、高国の期待に反し、翌年1月に朝倉と三好との話し合いと人質交換によりいったん和睦が成立、高国方の

多くは引き上げてしまった。一方、晴元方の柳本らは和睦を破り、それをすすめた三好元長のことを晴元に讒言したため、元長の弁明にもかかわらず晴元は和睦を認めず、そのため元長は四国へ下った。高国は再び近江の京極・六角、越前の朝倉、さらに出雲の尼子経久にまで援助を求めたが容れられず、ようやく備前の浦上氏の支持を得られたので、備前・美作・播磨3ヶ国の勢を催し、享禄3年（1530）8月摂津に攻め入った。この戦闘は現在の尼崎市から堺市に及ぶ範囲で行われ、翌年6月の天王寺合戦で高方が大敗、浦上村宗が戦死したことで体勢は決まり、捕らえられた高国は尼崎の広徳寺で自刃した。こうして長い間続いた細川家の分裂争いも、ここに終止符を打ったのである。

第4項 細川家の争いと国人領主安威氏

細川氏は摂津の国の守護でもあったから、当の細川管領・守護家が分裂して争うことになると、摂津の国に散在する在地の国人領主たちは、好むと好まざるとにかかわらず、その渦中に巻き込まれざるを得なかつた。安威川流域に勢威をはっていた国人領主安威氏もその例外ではなかつたのである。以下茨木市大生保、中野家所蔵文書によって見てみよう。

安威氏がいっごろ在地領主として頭角をあらわしたのかははっきりしないが、遅くとも16世紀はじめのころは、守護細川氏より「安威庄惣領職」を認められたひとかどの在地領主で、城（居館）を構えていた。

（PL. 2-5）

謹言	儀候、先父若狭守	定者、不可有別	事、料所於相	安威庄惣領職
左衛門大夫可令申候、	分申付候、猶秋庭			
卯月十一日 六郎				
安威右近大夫とのへ				

細川家では六郎を名乗る者が多いので、どの六郎かは不明であり、したがって年代もはっきりしないが、花押がないので写したものであろう。

PL. 1-3 にあるように、大永7年（1527）、近江に敗走した高国（道永）は、安威弥四郎宛に軍勢催促状を出しているが、同じころ、同じ弥四郎宛に別の軍勢催促状を出している。

（PL. 2-6）

安威弥四郎とのへ	十一月五日 道永（花押）	功事肝要候、不	者、相支之、可抽戰	於南方敵蜂起
		可有油断候、謹言		

南方が東西南北の南方か、地名の南方かは明らかではない。弥四郎は高国方の重臣細川（典厩）尹賢からも軍勢催促状を受け取っている。

(PL. 2-7)

今度至尔界津、出
陣尤可然候、急度可
令進發候、各被相
談、無油断、武略專一候、
猶麻殖修理亮可中候、
恐々謹言
十月二日 尹賢（花押）

安威弥四郎殿

尹賢は一貫して高国方として動いており、前掲書状と合わせ、安威弥四郎はいつも高国方から働きかけられていたといえる。ところが、中野家所蔵文書には安威又四郎宛のものがある。(PL. 2-4) もそれであるが、ほかに善法寺合戦での又四郎の家来が5人も戦死したのに対して晴元が出した感状もある。

(PL. 2-8)

去廿三日、於善法寺合戦之時、
中間五人討死之由注進到
來、尤以神妙之至候也、謹言
七月廿八日 晴元（花押）
安威又四郎とのへ

安威氏が家来を多数引き連れて戦闘に参加していたであろうことは、本節で参考にした文献に詳しいが、こうして晴元からの感状が5人の戦死を記しているのはまことに生々しい。晴元からの安威氏宛の書状は全て又四郎宛である。この点については、PL. 2-4 の説明でもふれるように、安威氏の中で代替わりがあったのか、安威一族の中で弥四郎が高国方につき、又四郎が晴元につくという構造があつたのか現在のところ未詳である。

注 1) 細川氏が2派に分裂してよりの動向については、とくに断らないかぎり『細川両家記』(『群書類従』第二十輯、1959訂正三版、群書類従完成会)、『足利季世記』(『改訂史籍集覽』第十三冊、1968 すみや書房)、『瓦林政頼記』(『続群書類従』第二十輯上、1957改訂正三版、続群書類従完成会)、『陰徳太平記』上(1965、芸備史料研究会)などによる。

2) 茨木市、中野家所蔵文書。

〔写真図版解説〕 安威川流域関係史料 (PL. 1・2)

1. 後深草院宸翰 (京都大学文学部日本史学研究室所蔵文書)

PL. 1-1

何様候哉、道可道	忍頂寺事准后	忍頂寺事	忍頂寺事
被遣状候ハンドと覺候、	以時維卿被申候	准后	永仁二年六月七日
故宮中務卿親王之時、定等同定榜例多候らん	載狀可申之由、早申候之趣、故宮伏許	大納言	大納言
將軍へ被遣御書之条尤可然候欽、其礼義親王	將來被申候き、其時入道内府一期之後	大納言	大納言
答無子細候き、時維定	可ミ有沙汰候之由、返	大納言	大納言
將軍へ被遣御書之条尤可然候欽、其礼義親王	答無子細候き、時維定	大納言	大納言
被遣状候ハンドと覺候、	將軍へ被遣御書之条尤可然候欽、其礼義親王	大納言	大納言
故宮中務卿親王之時、定等同定榜例多候らん	將軍へ被遣御書之条尤可然候欽、其礼義親王	大納言	大納言
被遣状候ハンドと覺候、	將軍へ被遣御書之条尤可然候欽、其礼義親王	大納言	大納言
被遣状候ハンドと覺候、	將軍へ被遣御書之条尤可然候欽、其礼義親王	大納言	大納言

この文書の関係人物を紹介すると、准后とは後嵯峨天皇の寵妃で第6代鎌倉将軍宗尊親王の母である。故宮は宗尊親王で20年前に亡くなっているので故宮である。時維卿は宮内卿であった平時維で、この1ヶ月後に亡くなった。源大納言は鎌倉初期に反幕府で活躍した土御門内大臣通親の曾孫通頼で、入道内府はその父内大臣通成、8年前の弘安9年末に死去している。また將軍は後深草院の子で第8代將軍の久明親王、時の伏見天皇は後深草院の子で、龜山院の大覺寺統に対して持明院統の後深草院政の安泰期であった。

書状の主旨は、故宗尊親王の書状を根拠とする通頼の言い分も理由はあるが、平棟子が将来を考えて訴え、「(天皇は)通頼の父通成の死後は棟子が沙汰をしても差し支えない」と返答したのだから、その間の事情を知る時維卿から鎌倉將軍久明親王に書状で頼むとよからうといふのである。忍頂寺の何についてか不明だが、沙汰があるから何か所職に関する管理権と考えられる。仁和寺領攝津国忍頂寺五ヶ庄の本所分はその後も仁和寺がもっているから、領家職ではなかろうか。それが宗尊親王から通成に預けられていて、彼が死去したのち子の通頼が繼承したので通成一期の預けか否かをめぐって棟子と通頼の間で争いが起きたのであろう。これに関して正応4年(1291)4月6日、永仁2年(1294)2月17日、永仁5年(1297)6月2日の3度にわたって、「聖断たるべし」との関東御教書写(仁和寺文書)がある。通成の死後数年の正応に争いがあり、この消息は2回目の関東の返事でも解決しないので、棟子側が後深草院に働きかけた時の返事であるが、公家の係争問題解決に鎌倉幕府の力を借りようとしているのは、当時の朝幕関係を示している。(第2節第4項参照)

2. 平尾盛久銭原村半分代官職請文（仁和寺文書）

(PL. 1-2)

請申 御室御領攝津國錢原村
半分御代官職事

右當庄御代官職事、被仰付之上者
御年貢諸公事物、如長塩散用状
可執進上仕候、不可有無沙汰候、更
不可有相違候、若寄事於左右、有不
法懈怠事者、雖爲何時可被召放御
代官職候、仍爲後日請文如件

平尾次郎左衛門尉 盛久（花押）

應永廿四年十一月廿八日

進上 権少僧都御坊

仁和寺領忍頂寺五ヶ庄のうち錢原村半分の代官職について、平尾盛久が提出した請文である。錢原村は島下郡の最北端で能勢郡と接し、安威川支流の下音羽川の源流部にある。請人の平尾盛久については、永正7年（1510）12月29日の室町幕府奉行人連署奉書（仁和寺文書）に、同代官職は「細川典既被官人為平尾跡之間」とあり、この時点では守護細川満元の被官人であったとみられる。平尾姓が地名をとったものならば、豊島郡牧村（現箕面市牧落近辺）にいた武士と考えられる。この請文には代官得分の記載はないが、長塩の散用状の如く進上とあり、これ以前は守護代長塩氏が請負い、代官を使って管掌していたのを平尾が受け継いだので、その記載は必要ではなかったとみられる。南北朝末期の当莊では押領人や半済給人の濫妨があったから、守護請で在地の秩序を安定させ、その後継に在地武士をあてて被官人とし、守護領国の基盤を築いていったことを示す史料である。他に半分代官職が半済の結果なのか、平尾氏の代官支配が90年ほど続いた理由は、などの問題も提示するものである。

3. 細川高国書状（中野家所蔵文書）

(PL. 1-3)

註進旨得其意候、仍少煩
並越前衆着陣条可手遣候
上者、各相談忠節肝要候
猶某師寺備後守可申候、謹言
（大永七年）
十月八日（細川高國）道永（花押）

安威弥四郎とのへ

大永7年（1527）2月12~14日の桂川を挟んでの合戦で柳本賢治、三好勝長らに大敗し、將軍義晴を

奉じて近江坂本へ逃れていた細川高国のもとへ、摂津安威地域の国人領主安威弥四郎が摂津における高国方巻き返しの状況を坂本へ報告したのに対し、細川高国が「知らせの趣旨はよく分かった。さすれば、少弼と越前衆が到着したので援軍をさしむけよう。したがって互いに相談しあって忠節に励め。なお、薬師寺備後守からも話があるはずである。」と記して安威弥四郎に送った返書である。この桂川合戦に先立って柳本方は、2月5日薬師寺備後守の籠る山城山崎城を攻めて備後守を高槻へ敗走させ、さらに摂津の諸城へ圧力をかけたので、芥川城・太田城・茨木城・安威城・福井城・三宅城などはことごとく開城して離散してしまったという。したがって、この10月の時点で安威弥四郎がどこに居たのかは明らかではないが、3月以来細川晴元の勢威が畿内に浸透するにしたがい、従来の行掛り上、晴元方に入るのをためらいながら高国の意向を探ろうとしたのに対し、高国は勢力盛り返しをはかる上で摂津国人領主を是が非でも味方にしておく必要から書状形式の軍勢催促状を出したものとみえる。そのあたりの事情を知る上で味わうべき書状である。

少弼は六角（佐々木）彈正少弼定頼で、近江国守護六角高頼の2男。幼少より京都相国寺に入っていたが、兄氏綱が死去したため還俗して家を繼いだ。12代将軍義晴の信任厚く、のち義晴の子義輝の元服式には管領代として加冠役を務めた。この書状でいう「着陣」は10月4日に定頼の率いる部隊が坂本の義晴の元へ到着したことを指している。

越前衆は戦国大名朝倉氏のこと、この時は朝倉教景が参陣した。教景は孝景（敏景）の8男、通称小太郎、のち太郎左衛門尉。号は宗滴。文芸に長じ、連歌師宗長とも親交があった。貞景・孝景・義景・の3代に仕え、よく宗家をもり立てた。この大永7年10月には六角定頼について同じ日に坂本へ到着した。

薬師寺備後守は細川家の家臣で、この時は摂津国守護代。2月の桂川合戦の直前には山城山崎城を守ったが、柳本賢治隊に攻められて入江氏の籠る高槻城に退いた。このため、桂川合戦では山崎城が柳本方の拠点となった。

この桂川合戦は高国政権の崩壊の端緒となった事件で、翌月22日に阿波國から三好元長が足利義澄（11代將軍）の子義維と細川澄元の子晴元を奉じて和泉国堺へ上陸し、それを波多野・柳本兄弟が迎えると、次第に畿内への影響力を強めていき、高国方は幾度か勢力挽回をはかるが成功はしなかった。

4. 細川晴元書状（中野家所蔵文書）

(PL. 2-4)

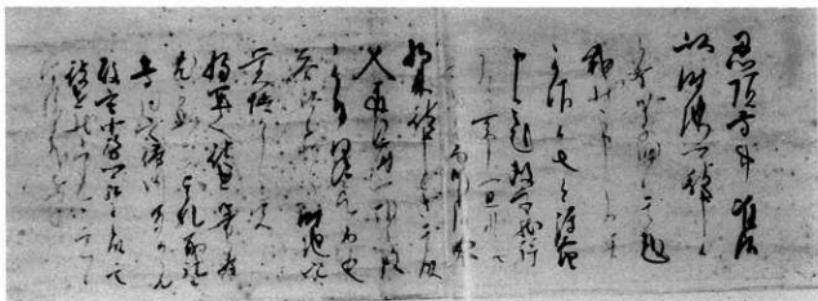
安威又四郎とのへ	備後可申候也、謹言 <small>(天文二年)一月廿四日</small> <small>(細川晴元)六郎(花押)</small>	急度可進発候、此時 忠節肝要候、猶藥師寺 淡路、令下國、則相催候間、 就今度不虛儀、至
----------	--	--

天文2年（1533）2月10日、堺にあった細川晴元を一向一揆が突然襲った。俄かのことで兵も少なく、晴元は危うく難を避け淡路島へ逃れた。その晴元が摂津の国人領主の離反を防ぐために、避難先の淡路

から各地の国人領主宛に軍勢督促状を送ったと思われる。そのうちの1通がこの安威又四郎宛の書状である。内容は「このたび思いがけない事件のため淡路島まで退いたが、これより帰国して軍勢を調べ、きっと出陣するので、その時には忠節を尽くせ。なお、薬師寺備後守も書状を届ける」というものである。3月11日には將軍義晴が「細川晴元が摂津に出て来た時には力を尽くして晴元に助力せよ」との御内書を芥川中務丞・池田筑後守・伊丹左近将監・寺町三郎左衛門入道宛に出している。前年來、晴元の兵と一向一揆の交戦が続いており、半月ばかり前の1月23日にも、薬師寺備後守が本願寺の摂津の拠点富田を襲い、苦戦はしたもの、京都の日蓮宗本満寺が支援の兵を繰り出したので、やっと鎮圧したばかりであった。一向一揆の晴元襲撃はその報復ともとれる。前掲書状は、一向一揆に敗れて淡路島までやっと逃れたばかりの晴元が摂津の国人領主安威又四郎へ助力を申し入れた生々しい書状である。2月30日には義晴が晴元に対して摂津に進発するように催促したが、晴元が再び海を渡ったのは、1ヶ月余りも後の4月7日で、摂津の池田城に入った。

薬師寺備後守は前文書の高国書状にある薬師寺備後守と同一人物であるかどうかは分からぬ。高国書状の備後守は、『細川両家記』や『足利季世記』などによれば、大永6年（1526）11月13日から30日にかけて行われた神尾寺城（柳本賢治）攻めで薬師寺九郎左衛門に戦功があったとして備後守が与えられているのでその人物と見られるが、彼は翌年2月山崎城を追われて入江氏の籠る高櫻城へ逃れた薬師寺備後守とは同一人物のはずである。ところが、『高櫻市史』はこの高櫻へ逃れた薬師寺備後守を三郎左衛門尉国盛としており、確定が困難である。ここでは高国書状の備後守は九郎左衛門であるとしておこう。彼は入江氏の籠る高櫻城へ逃れたものの、摂津の国人領主たちのほとんどが高国の戦線から離脱する状態では、高櫻城に踏み留まることは困難であったと思われる。その後の様子はよく分からぬが、高国と最後まで運命をともにしたとしたら、晴元書状の天文2年2月にはすでにこの世にない。現時点では晴元書状の中の備後守は薬師寺氏のなかでも高国書状の中の備後守とは別人と考える。

前文書の高国書状の宛先が安威弥四郎で、この晴元書状の宛先が安威又四郎であるが、この弥四郎と又四郎の関係もどう考えるべきか問題である。2人とも安威（桑原・十日市を含む）を拠点として勢力をふるっていた国人領主の一族で、親子または兄弟の関係にあったことはまちがいなかろう。1つには、安威氏一族が結束して同一行動を取り、高国政権の時期は高国の被官であったが、晴元政権となってからは晴元の被官となって勤いたのであり、家督が弥四郎から又四郎へ譲られたと考えると、いま1つは、細川家の分裂にしたがい、いざれにつくべきかに迷った安威氏が、危険を分散するために一族で分かれて弥四郎は高国方の被官、又四郎は晴元方の被官となったと考えると2つの場合が考えられる。しかし現時点ではそのいざれとも未詳とせざるを得ない。



1. 永仁2年（1294）後深草院宸翰（京都大学文学部日本史学研究室所蔵文書）



2. 応永24年（1417）平尾盛久致原村半分代官職請文（仁和寺文書）



3. 大永7年（1527）細川高国書状（中野家所蔵文書）



4. 天文 2 年 (1533) 細川晴元書状 (中野家所藏文書)

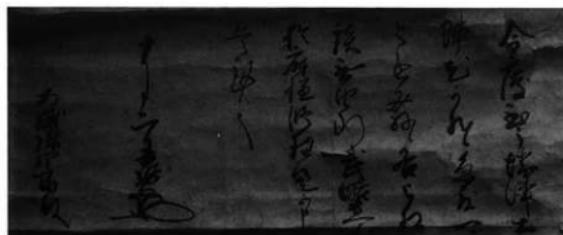
8. 細川晴元書状 (中野家所藏文書)



5. 細川六郎某安堵状 (中野家所藏文書)



6. 細川高国書状 (中野家所藏文書)



7. 細川 (典熙) 尹賢書状 (中野家所藏文書)

第2章 近世

第1節 幕藩体制の成立と東摂地方

中世末期、畿内地方で細川、三好、本願寺などの戦乱が続くころ、尾張国で成長した織田信長は、美濃・近江を攻略し、永禄11年（1568）9月には足利義昭を奉じて京都に入り、室町幕府の復興をはかるとともに畿内の平定にのりだした。翌10月には芥川城（高槻市）に入ってそこを本陣とし、河内半国と若江城を三好義次に、同じく半国と高屋城を畠山高政に、松永久秀には大和国一国を切り取り次第に与え、摂津国は伊丹親興・池田勝正・和田惟政3名に与えた¹⁾。このとき五畿内その他の諸侯大名・小名が珍宝を携えて公儀御礼に参着し、信長の芥川逗留中、門前は市をなし耳目を驚かせたという²⁾。

この年の暮れに幕府は忍頂寺難掌に対して以下(1)³⁾、(2)⁴⁾のような奉行連署の奉書を出している。

(1)御祈願所摂津国忍頂寺事、帯御代々御判・御下知以下証文、惣寺領・同山林等無相違當知行云々被聞食訖、

亦為守護不入被全領知、可被抽御祈禱精誠之由、所被仰下也、仍執達如件。

永禄十一年十二月廿四日

（松田秀雄）

散 位（花押）

（飯尾貞高）

右馬助（花押）

当寺難掌

(2)御祈願所摂津州忍頂寺難掌中、当寺領所々散在等事、帯數通証文、任當知行之旨、被成奉書訖、更存知之年貢、

諸公事物等、如先々可沙汰、渡彼代文、不可有難渋之由、所被仰出之状、如件。

永禄十一

（松田）

秀 雄（花押）

十二月廿四日

（飯尾）

貞 道（花押）

五ヶ村

所ヶ名主百姓中

うち続く戦乱の中で、信長の入京=幕府の立て直しを見て、兵力を持たない忍頂寺が寺領年貢の収納を確実なものとするため幕府に働きかけ、奉行連署奉書の発給を得たのであろう。一方、信長・義昭らも入京したばかりで、まだ畿内の政治的動向は不安定であった。信長らにとって摂津をおさえることは急務であったから、この地域の寺院を敵とすることの不利を考え、守護不入の特権を含む寺領安堵を行い、年貢・諸公事が敵対勢力に渡るのを未然に防ぎ、おそらくそれらの負担をしぶっていであろう五ヶ村の名主百姓に圧力をかけている。もちろん寺院勢力が敵対するなら他地域で見られたように容赦なく攻め込んだであろう。五ヶ村（=五箇庄）は清坂・銭原・下音羽・上音羽・忍頂寺・車作・安元・生保・大門寺・大岩・泉原・高山・千提寺の地域であり、文明10年（1478）の寺領とほぼ一致している⁵⁾（下線は安威川流域）。

上記室町幕府奉行連署奉書が出されたが、それでもまだ不安定であったのか次のように翌年2月15日には同趣旨の將軍義昭の御内書⁶⁾とそれに添えた奉行連署奉書⁷⁾が出された。

(3)当寺儀、任代々判形旨為祈願所間、寺領已下守護不入事、不可有相違候、然者弥可抽祈禱精誠儀肝要、猶藤高・元綱可申候也。

(永祿十二年)
二月十五日

(足利義昭)
(花押)

忍頂寺住僧中

(4)当寺事、被任御代々御判之旨、為御祈願所之間、寺領已下守護不入之段、不可有相違之旨、被成御内書候。

猶得其意可申候由、被仰出候、向後弥可被油斷御祈念抽丹之誠事肝要候、恐々謹言。

(永祿十二年)
二月十五日

(織川)
藤 孝 (花押)
(中戸)
元 綱 (花押)

忍頂寺住僧御中

さらに、それに加えてその翌日に織田信長が同じ趣旨の以下の安堵状（朱印状）を忍頂寺に宛てて出している¹⁰。

(5)御祈願所忍頂寺總寺領之事、任御内書御下知之旨、如先規、為守護不入、可被全額知之状如件、

永祿十二

二月十六日 信 長 (朱印)
(印文「天下布武」)
攝州

当寺住僧中

これは、その後の將軍義昭と織田信長との関係を暗示するものであって、眞の実力者が信長であることを示そうとしたものである。翌元亀元年（1570）からは義昭の御内書には必ず信長の副状をつけることになる。すなわち、將軍の御内書だけでは信用がないということなのである。この忍頂寺宛の信長朱印状はその早い例と言ふことができよう。

同じく信長に服属した摂津の国人士豪たちであったが、永祿11年（1568）8月の猪名寺合戦（伊丹市）から尾をひいている茨木・伊丹両氏と池田氏との対立は、茨木方を支持する和田伊賀守惟政と、主君池田勝正を追い出した荒木村重・中川清秀ら池田二十一人衆との対立に移り変わり、元亀2年（1571）安威川沿岸十日市（当時は安威村の一部）から1キロメートル足らずの茨木川沿岸を舞台に激突した。世に白井河原合戦といわれる¹¹。このとき和田勢500余騎は耳原村西部の糠塚と呼ばれる場所に陣をとり、一方の池田勢は荒木村重を先陣として、2500余騎が郡山北側の馬塚に陣をとて相対した。戦力の上で圧倒的に不利であった和田軍は、部下の一人高利平太夫（=郡兵太夫、茨木市大字郡の土豪）がただひとり池田陣の方へ進み出て、「わが主人である和田・茨木両人ともにわかに將軍の呼び出して京都にでかけていい。できれば大将が帰ってきてから戦闘を開きたい」と申し入れて、後続部隊が到着するまでの時間を稼ごうとしたが、計略を見破られて戦闘は開始された。この平太夫は主君惟政に「多勢に無勢、これでは勝ち目はない。大将は強いだけが能ではなく、可を見て進み、不可を見て退き、無事を持て利をはかるのが名将なのである」と進言したが惟政はそれを聞き入れず、その子惟長の指揮する後続軍の到着を待たずに200騎の少数で12～3倍の数の敵に突撃した¹²。一方、池田方では、「和田惟政の首をとったものには呉羽台（現池田市内）という札が壁に張り出されていたところ、その札をとって懐にした中川瀬兵衛は惟政を討ち取って名を上げた。茨木佐渡守（現茨木市茨木神社付近を地盤とする土